

○1-34 工事の一時中止

（1）契約書第 21 条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明かにする。

（2）工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

・1-35 墜落制止用器具の着用

「労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 28 号」における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年 1 月 25 日厚生労働省告示第 11 号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具）とする。

2 章 仮設工事

・2-1 監督職員事務所等（2.4.1）

・設ける ◎設けない
監督職員事務所の規模 ・10 m²程度 ・20 m²程度 ・35 m²程度 ・65 m²程度 ・100 m²程度
備品 種類・数量（ ）

・2-2 工事用水

構内既存の施設 ◎利用できない ・利用できる（◎有償 ・無償）

・2-3 工事用電力

構内既存の施設 ◎利用できない ・利用できる（◎有償 ・無償）

・2-4 足場その他（2.2.1）

内部足場 ・設ける（◎脚立、足場板等 ・ ） ・設けない
外部足場 ・設ける ・設けない
足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「動きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する足場とし、足場の組立て、解体または変更の作業時及び使用時には、常時同ガイドラインの別紙 1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の 2 の（2）手すり据置方式または（3）手すり先行専用足場方式により行う。
なお、これにより難しい場合は監督職員と協議すること。
・本工事で定置したものを別契約の関係請負者が無償で使用できる。
防護シートによる養生 ◎行う ・行わない
材料、撤去材等の運搬 ・A種 ◎B種 ・C種 ・D種 ・E種

・2-5 養生（2.3.1）

既存部分の養生 ◎ビニールシート等 ・合板等
既存家具等の養生 ◎ビニールシート等 ・
固定家具等の移動 ◎行わない ・行う（図示）

・2-6 仮設間仕切（2.3.2）

仮設間仕切り等の種別				
種別	下地	仕上材（厚さmm）	充填材（厚さ）	塗装
・A種	◎軽量鉄骨	・合板（◎9.0 ・ ）	・ｸﾞﾗﾌﾞﾙｰﾙ（ mm）	◎無
・B種	・木下地	◎せっこうボード（◎9.5 ・ ）		・片面
◎C種	◎単管下地	◎防災シート		－
仮設扉	◎木製扉	◎合板張り程度		◎無
	・鋼製扉	・片面フラッシュ程度		・有

3 章 防水改修工事

・3-1 アスファルト防水（3.2.2.5）（3.3.2.3）（表 3.3.1.1）（表 3.3.3～10）

工法	施工箇所	種別
屋根保護		・B-1 ◎B-2 ・B-3
防水絶縁		・BI-1 ◎BI-2 ・BI-3
		・P2A1 ◎A1-1 ◎A1-2 ・A1-3
		・P2A ◎A-1 ◎A-2 ・A-3
屋根露出		・C-1 ◎C-2 ・C-3 ・C-4
防水		・D-1 ◎D-2 ・D-3 ・D-4
屋根露出		・DI-1 ◎DI-2
防水絶縁		
断熱		・M4D1
屋内防水		・PIE ・P2E
		・E-1 ◎E-2（保護層は図示による）

アスファルトの種類 ◎3種
改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
◎改修標仕表 3.3.3 から表 3.3.9 による ・
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
◎改修標仕表 3.3.3 から表 3.3.9 による ・
保護コンクリートのコンクリート種類 ・
POD 工法の改修用ドレン ・設ける ・設けない
M3D、POD 工法の脱気装置 ・設ける ・設けない
PIE、P2E 工法の保護層 ・設ける ・設けない
既存露出防水層表面の仕上げ塗装（M4 C工法の場合） ・除去する
断熱工法の断熱材 材質（ ）厚さ（mm）（ ）
立上り部の保護
・れんがの種類 ◎普通れんが（JIS R 1250）
・乾式保護材の材料 ◎押出成形セメント板厚さ 15 mm
屋根防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフトレイン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
◎図示 ・
屋根排水溝 ◎図示 ・
脱気装置の種類及び設置数量
◎アスファルトルーフィング類製造所の指定による
・脱気装置の種類（ ） ・設置数量（ ）個/m²

・3-2 改質アスファルトシート防水（3.4.2.3）（表 3.1.1）（表 3.4.1～3）

工法	施工箇所	種別
・M4AS 工法		・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2
・M3AS 工法		・AS-T3 ・AS-T4
・POAS 工法		・AS-J1 ・AS-J3
・M4AS1 工法		・AS1-T1 ・AS1-J1
・M3AS1 工法		
・POAS1 工法		

脱気装置の種類及び設置数量
◎アスファルトルーフィング類製造所の指定による
・脱気装置の種類（ ） ・設置数量（ ）個/m²
防湿層 ◎設けない ・設ける
改質アスファルトシートの種類及び厚さ
◎改修標仕表 3.4.1 から表 3.4.3 による ・
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
◎改修標仕表 3.4.1 から表 3.4.3 による ・

・3-3 合成高分子系ルーフィングシート防水（3.5.2～4）（表 3.5.1.2）

工法	施工場所	種別	仕上げ塗料等	使用分類
・POS 工法		・S-F1 ・S-F2 ・S-M1	・カラー ・シルバー	◎非歩行
・S4S 工法		・S-M2		・軽歩行
・S3S 工法		・S-F1 ・S-F2		
・M4S 工法		・S-M1 ・S-M2 ・S-M3		
・POS1 工法		・S1-F1 ・S1-F2		
・S3S1 工法		・S1-M1 ・S1-M2		
・S4S1 工法				
・M4S1 工法				

脱気装置 ・設ける ・設けない
目地処理 PC コンクリートの場合（ ）
ルーフィングシートの種類及び厚さ ◎改修標仕表 3.5.1 から表 3.5.2 による
脱気装置の種類及び設置数量
◎アスファルトルーフィング類製造所の指定による
・脱気装置の種類（ ） ・設置数量（ ）個/m²
断熱工法の断熱材 材質（ ）厚さ（mm）（ ）
SI-M1 及び SI-M2 の場合の防湿フィルムの設置 ◎設置する（厚さ 0.15mm） ・設置しない
屋内防水
防水層の種類

種別	施工箇所	保護層			立上り部の保護
		塗り厚さ	・床塗り工法	・下地	
・S-G1		◎標仕 15.3.5(2) (4)	◎標仕 15.3.5(4) (7)に準ずる		◎7mm 以下

屋内防水で平場を保護コンクリート仕上げとする場合の厚さ ・
機械的固定工法の場合
・建築基準法に基づき定まる風圧力の（ ・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法

・3-4 塗膜防水（3.6.3）（表 3.1.1）（表 3.6.1.2）（3.2.6）

工法	施工場所	種別	仕上げ塗料塗り	高日射反射率防水
・POX 工法		◎X-1 ・X-2 ・X-1H ・X-2H	・カラー ・シルバー	・
・L4X 工法		・X-1 ◎X-2 ・X-1H ・X-2H		・
・PIY 工法		◎Y-2 ・		
・P2Y 工法		◎Y-2 ・		

既存塗膜防水層表面の仕上げ塗装（L4X 工法の場合） ・除去する
「L4717材料系塗膜防水の保護層 ・設けない ・設ける
脱気装置の種類及び設置数量
◎アスファルトルーフィング類製造所の指定による
・脱気装置の種類（ ） ・設置数量（ ）個/m²

・3-5 シーリング（3.1.4.3）（3.7.2.8）（表 3.1.2）（表 3.7.1）

シーリング改修工法の種類
◎シーリング再充填工法 ・シーリング充填工法
・拡幅シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法
シーリング材の種類、施工箇所
◎下表以外は、改修標仕表 3.7.1 を標準とする

施工箇所	シーリング材の種類（記号）	幅	深さ
		・図示	・図示

接着性試験 ◎行う（◎簡易接着性試験 ・引張接着性試験） ・行わない

・3-6 とし（3.8.2.3）（表 3.8.1）

といの材質
・配管用鋼管 ・硬質塩化ビニル管
・着色亜鉛メッキ鋼板 ・ステンレス鋼板
鋼管装といの防露[G] ・次の箇所は行わない（ ）
防露材のホルムアルデヒド放散量 ◎規制対象外 ・第三種
捕除口 ◎有 ・無

・3-7 アルミニウム製笠木（3.9.2）（表 3.9.1）

種類	呼称肉厚（mm）	表面処理	固定間隔	備考
・250 形	1.6 以上	種別（ ）種	固定方法及び間隔は品質計画で定め	隅角部及び突当たり部等の役物は本体製造所の仕様による。
・300 形	1.8 以上	着色	たもの	
・350 形	2.0 以上	（ ・アッパー ・ブロンズ ・ブランク系 ・スチカラー）		
・				

板材折曲げ形の取付け工法 ・図示

工法 既存笠木等の撤去 ・行う（範囲 ◎図示 ・ ）
下地補修の方法 ◎図示
板材折り曲げ形の笠木の取付方法 ◎図示

固定金具

・建築基準法に基づき定まる風圧力の（ ・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法

・3-8 長尺金属板葺き（標仕 13.2.2.3）（標仕表 13.2.1）

屋根葺形式	長尺金属板の種類	塗装の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	板厚（mm）
・	◎JIS G 3322（塗装溶融55％Zn）A-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）		・
屋根葺工法	◎図示 ・建築基準法に基づき定まる風圧力の（ ・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法		

・3-9 折板葺（標仕 13.2.2）（標仕 13.3.2.3）（標仕表 13.2.1）

形式	◎重ね形 ・はぜ締め形 ・かん合形
形状（mm）	山高（ ）山ピッチ（ ）板厚 ◎0.6 ・0.8
材料（規格等）	◎標仕表 13.2.11 による（ ） ・
耐力	

軒先面戸板	・有 ・無
断熱材	・有（種別 ）厚さ（mm） ・無
耐火性能	・有（30分耐火） ・無
塗装の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	
タイトフレームに JIS G 3302 以外の鋼材を直接外気の影響を受けない屋内で使用する場合の表面処理（標仕表 14.2.2 による ・E種 ・F種）	
屋根葺工法	・建築基準法に基づき定まる風圧力の（ ・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法

・3-10 保証書

責任施工の保証書を完了後速やかに提出する。（受注者、専門施工業者及び材料製造者の連名による）
保証年限は下記による。

種別	保証年限	種別	保証年限
・アスファルト防水	年	・塗膜防水	年
・改質アスファルト防水	年	・リン酸質系塗布防水	年
・合成高分子系ルーフィングシート防水	年		

4 章 外壁改修工事 共通事項

・4-1 施工数量調査（1.6.2）

調査範囲 ◎外壁改修範囲 ・図示の範囲
調査内容 ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。
モルタル壁仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。
コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。
塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗料との適合性を確認する。
調査報告書の部数 ◎2部 ・

・4-2 改修材料（4.2.4）（4.3.5）（4.4.5）（4.5.2）（4.6.2）（4.7.2）

既製調査モルタル、パテ状エポキシ樹脂、可とう性エポキシ樹脂、タイル部分張替え工法用材料、エポキシ樹脂モルタル、ポリマーセメントモルタル、吸水調整材等の材料は評価名簿による。
・ポリマーセメントスラリー

広がり速度	長さ変化率（収縮）	引張接着性（材齢 28 日）	曲げ性能（材齢 28 日）	吸水性（72 時間）	耐久性（劣化曲げ強さ）
3cm/s 以上	3％以下	0.5N/mm ² 以上	5.0N/mm ² 以上	15％以下	5.0N/mm ² 以上
保水係数 0.35～0.55					
粘調係数 0.50～1.00					

4－1 章 外壁改修工事 コンクリート打ち放し仕上げ外壁

・4-1-1 ひび割れ部改修工法（4.1.4）（4.2.4～7）

注入工法の種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml/m）	備考
◎自動式低圧エポキシ注入工法	0.2 以上～1.0 以下（挙動のあるひび割れを除く）	◎200～300	・	
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上～1.0 以下	◎50～100	◎40 ・	
・機械式エポキシ樹脂注入工法	（挙動のあるひび割れを除く）	◎100～200	◎70 ・	
		◎150～250	◎130 ・	

充填材料	品質・規格等	備考
◎シーリング用材料	◎1 成分形または 2 成分形ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充填 ◎行わない ・行う
・可とう性エポキシ樹		
・シール工法		
・パテ状エポキシ樹脂	・可とう性エポキシ樹脂	
◎充填工法	・エポキシ樹脂モルタル ・ポリマーセメントモルタル	

4－2 章 外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁

・4-1-2 欠損部改修工法（4.1.4）（4.2.4.8）

4－2 章 外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁

・4-2-1 既存モルタル塗りの撤去

・行う（◎全面 ・図示の範囲）

・4-2-2 ひび割れ部改修工法（4.1.4）（4.2.6）（4.3.5.6.8）

・既存モルタル撤去工法（範囲は図示 撤去部分の補修は、4-2-3.欠損部改修工法による）
・樹脂注入工法（◎既存モルタル面 ・既存躯体コンクリート面）
樹脂注入工法

注入工法の種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml/m）	備考
◎自動式低圧エポキシ注入工法	0.2 以上～1.0 以下（挙動のあるひび割れを除く）	◎200～300	・	
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上～1.0 以下	◎50～100	◎40 ・	
・機械式エポキシ樹脂注入工法	（挙動のあるひび割れを除く）	◎100～200	◎70 ・	
		◎150～250	◎130 ・	

注入材料
◎建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A 6024 低粘度形または中粘度形）
検査（コア抜き取り） ◎行わない ・行う（抜き取り後の補修方法： ）
・ウカットシール材充填工法

充填材料	品質・規格等	備考
◎シーリング用材料	1 成分形または 2 成分形ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充填 ・◎行わない ・行う
・可とう性エポキシ樹		
・シール工法（◎既存モルタル面 ・既存躯体コンクリート面）		
・パテ状エポキシ樹脂	・可とう性エポキシ樹脂	
・既存塗り仕上げ材の撤去及び補修（◎シール工法の範囲 ・ ）		

・4-2-3 欠損部改修工法（4.1.4）（4.3.9.10）

既存モルタル面の撤去部		
改修工法の種類	品質・規格等	備考
・充填工法	ポリマーセメントモルタル	
・モルタル塗替え工法	改修標仕 4.3.5(5)による	塗り厚 25mm を超える場合の補強 ◎行う（ ・図示） ・行わない
既製目地材 ・適用する（形状 ◎図示 ・ ）		

・4-2-4 浮き部改修工法（4.1.4）（4.3.9～16）（表 4.3.5.6）

改修工法の種類（モルタルを撤去しない場合）	ﾌﾝｶﾞﾋﾞﾝﾈﾝｸﾞの本数（本/m ² ）		注入口の箇所数（箇所/m ² ）		充填量
	一般部	指定部	一般部	指定部	
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	◎16 ・	◎25 ・	－	－	◎25ml/ 箇所
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	◎13 ・	◎20 ・	◎12 ・	◎20 ・	◎25ml/ 箇所
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	◎13 ・	◎20 ・	◎12 ・	◎20 ・	◎50ml/ 箇所
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	◎9 ・	◎16 ・	－	－	◎25ml/ 箇所
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	◎9 ・	◎16 ・	◎9 ・	◎16 ・	◎25ml/ 箇所
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	◎9 ・	◎16 ・	◎9 ・	◎16 ・	◎50ml/ 箇所

アンカーピン				
材質	◎ステンレス SUS304、呼び径 4mm の丸棒で全ネジ切り加工したもの			
注入口付アンカーピン				
材質	◎ステンレス SUS304、呼び径外径 6mm 改修工法の種類			
改修工法の種類（モルタルを撤去する場合）	品質・規格等	備考		
・充填工法	・ポリマーセメントモルタル ・エポキシ脂モルタル			
・モルタル塗替え工法	改修標仕 4.3.5(5)による	塗り厚 25mm を超える場合の補強 ◎行う（ ・図示） ・行わない		
既製目地材 ・適用する（形状 ◎図示 ・ ）				

4－3 章 外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁

・4-3-1 既存タイル張りの撤去

・外壁タイル張り全面 ・図示の範囲
撤去範囲 ◎下地モルタルまで ・張付けモルタルまで ・タイルのみ

・4-3-2 ひび割れ部改修工法（4.1.4）（4.2.5）（4.4.6）

改修箇所	◎既存タイル張り面 ・既存タイル撤去面（ ・コンクリート ・モルタル面）			
◎樹脂注入工法（◎既存モルタル面 ・既存躯体コンクリート面）				
注入工法の種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml/m）	備考
◎自動式低圧エポキシ注入工法	0.2 以上～1.0 以下（挙動のあるひび割れを除く）	◎200～300	・	

・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上～1.0 以下	◎50～100	◎40 ・	
・機械式エポキシ樹脂注入工法	（挙動のあるひび割れを除く）	◎100～200	◎70 ・	
		◎150～250	◎130 ・	

注入材料	品質・規格等	備考
◎建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A 6024 低粘度形または中粘度形）		
検査（コア抜き取り） ◎行わない ・行う（抜き取り後の補修方法： ）		
・ウカットシール材充填工法		
充填材料	品質・規格等	備考
◎シーリング用材料	1 成分形または 2 成分形ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充填 ・◎行わない ・行う
・可とう性エポキシ樹		

・4-3-3 欠損部改修工法（4.1.4）（4.4.5）（4.4.7.8）（表 4.4.2）

・タイル部分張替え工法（既存タイル張り撤去面）

接着剤の種類	品質・規格等
◎ポリマーセメントモルタル	
・タイル部分張替え工法用接	「建設省官民連携共同研究報告書『有機系接着剤を利用した外壁タイル・石張りシステムの開発』（建設大臣官房技術調査室監修平成 9 年 2 月）」における「外壁タイル・石張り用接着剤の品質基準（案）」に基づく品質性能試験に適合するタイプ 1 であり監督職員の承諾するもの、または特記による。

・4-3-4 浮き部改修工法 (4.1.4)(4.4.5)(4.4.7~15)(表4.3.5.6)

改修工法の種類 (モルタルを撤去しない場合)	7ホーピングの本数 (本/m)		注入口の箇所数 (箇所/m)		充填量 注入量
	一般部	指定部	一般部	指定部	
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	◎16	◎25	—	—	◎25m ¹ /箇所
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	◎13	◎20	◎12	◎20	◎25m ¹ /箇所
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	◎13	◎20	◎12	◎20	◎50m ¹ /箇所
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	◎9	◎16	—	—	◎25m ¹ /箇所
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	◎9	◎16	◎9	◎16	◎25m ¹ /箇所
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	◎9	◎16	◎9	◎16	◎50m ¹ /箇所
・注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法	・	・	—	—	◎25m ¹ /箇所
・タイル部分張り替え構法	—	—	—	—	—
・タイル張り替え構法	—	—	—	—	—

アンカーピン
材質 ◎ステンレス SUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したものと
注入口付アンカーピン
材質 ◎ステンレス SUS304、呼び径外径6mm改修工法の種類
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地
位置 ◎改修仕様表4.4.2による
・図示
タイル張り下地等の均しモルタルの接着力試験
・行う
・行わない
・セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り
タイル張りの工法
外装タイル
・密着張り
・改良圧着張り
・改良積上げ張り
外装ユニットタイル
・マスク張り
・モザイクタイル張り
・有機系接着剤による陶磁器質タイル張り
シーリング材の種類
打継目地、ひび割れ誘発目地
◎ポリウレタン系
・伸縮調整目地その他の目地
◎変成シリコーン系
・

・4-3-5 目地改修工法 (3.7.2)(4.1.4)(4.4.16)(表3.7.1)

- 目地ひび割れ部改修工法
- 伸縮目地改修工法
- シーリング用材料
種類 ◎改修仕様表3.7.1による

・4-3-6 陶磁器質タイル (4.4.5)(4.4.7~8)(表4.4.4)

施工箇所	種類	形状寸法(mm)	吸水率による区分			うわ薬		役物		色		再生材の適用[G]	耐凍害性	備考
			I類	II類	III類	無釉	施釉	有	無	標準	特注			

役物：標準的な曲がり（小口、標準、二丁、屏風）の役物は一体成形とする

タイルの見本焼き ◎行わない
・行う

壁タイル張りの工法

- 外壁タイル
・密着張り
・マスク張り
- タイルの試験張り ◎行わない
・行う

4－4章 外壁改修工事 仕上塗材仕上げ外壁

・4-4-1 既存塗膜等の除去及び下地処理 (4.5.2)(4.5.4)(表4.5.4~7)

既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法		
工法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法	◎既存仕上面全体	・ひび割れ部改修工法
・高圧水洗工法	◎既存仕上面全体	・浮き部改修工法
・加圧力・30MPa ◎15MPa		・欠損部改修工法
・塗膜はく離剤工法	◎既存仕上面全体	
・水洗い工法	◎上記処理範囲以外の既存仕上面全体	

塗膜はく離剤
・

・4-4-2 下地調整塗材 (4.5.2)(4.5.4)

- ◎下地調整塗材
- ポリマーセメントモルタル

・4-4-3 仕上げ塗材仕上げ (4.1.4)(4.5.2)(表4.4.1.4)(4.5.1)(標仕15.6.2)

種類、仕上げの形状、工法	種類	呼び名	仕上げの形状	
			薄付け仕上塗材	複層仕上げ塗材
	・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材 Si <ul style="list-style-type: none">可とう形外装薄塗材 Si 外装薄塗材 E 可とう形外装薄塗材 E 防水形外装薄塗材 E 外装薄塗材 S	・砂壁状 <ul style="list-style-type: none">着色骨材砂壁状 砂壁状 ゆず肌状 さざ波状 砂壁状	・砂壁状 <ul style="list-style-type: none">着色骨材砂壁状 ゆず肌状 さざ波状 凹凸状 砂壁状
	・複層仕上げ塗材	CE <ul style="list-style-type: none">可とう形複層塗材 CE 複層塗材 Si 複層塗材 E 複層塗材 RE 防水形複層塗材 CE 防水形複層塗材 E 防水形複層塗材 RE 防水形複層塗材 RS	・ゆず肌状 <ul style="list-style-type: none">凸処理 凹凸模様	耐候性 ◎耐候形3種 <ul style="list-style-type: none">上塗材 溶媒 ◎水系 <ul style="list-style-type: none">溶剤系 樹脂 ◎アクリル系 外観 ◎つやあり <ul style="list-style-type: none">つやなし メタリック 防水形の増塗材 ◎行う
	・可とう形改修用仕上塗材	・可とう形改修塗材 E <ul style="list-style-type: none">可とう形改修塗材 RE 可とう形改修塗材 CE	耐候性 ◎耐候形3種 <ul style="list-style-type: none">平たん状 さざ波状 ゆず肌状	

防火材料の指定が必要な場合

◎建築基準法に基づく認定を受けた材料とする。

・4-4-4 マスチック塗材塗り

種類
・A種
・B種

・4-4-5 外壁用塗膜防水材 (4.7.1~7)

各項目を参照する

5章 建具改修工事

・5-1 改修工法の適用 (5.1.3)

建具の種類	かぶせ工法	撤去工法	備考
・アルミニウム製建具	・	・	・
・樹脂製建具	—	—	—
・鋼製建具	・内部	・	・
	・外部	・	・
・鋼製軽量建具	・	・	・
・ステンレス製建具	・	・	・
・木製建具			

・5-2 見本の製作等 (5.1.5)

特殊な建具の仮組
・行う
◎行わない

・5-3 防犯建物部品 (5.1.6)

- 適用する（・図示
・）

・5-4 アルミニウム製建具 (5.2.2.4.5)(表5.2.1.2)

外部に面する建具 ※複層ガラスの引違いの場合は100とする。			
種別	枠見込(mm)	施工箇所	
・A種	◎70	◎図示	・
・B種	・	◎図示	・
・C種	100	◎図示	・
		・防音ドアセット <ul style="list-style-type: none">防音サッシ	遮音性の等級（ ）
		・断熱ドアセット <ul style="list-style-type: none">断熱サッシ[G]	断熱性の等級（ ）
		・耐震ドアセット	面内変形追従性の等級（ ）
表面処理	種別◎BB-1 <ul style="list-style-type: none">BB-2 (◎ﾌﾞﾗｯｸ <ul style="list-style-type: none">ﾌﾞﾗｯｸ ｽﾃﾝﾍﾞｰﾝ)		
屋内建具		表面処理 種別 <ul style="list-style-type: none">BC-1 BC-2 (◎ﾌﾞﾗｯｸ <ul style="list-style-type: none">ﾌﾞﾗｯｸ ｽﾃﾝﾍﾞｰﾝ)	
結露水の処理方法	◎図示	・	
水切り板、ぜん板	◎図示	・	
公共住宅のアルミサッシの品質及び性能		・「品質・性能基準」による <ul style="list-style-type: none">・	

・5-5 網戸の網 (5.2.3)

種類	材質	線径	網目
・防虫網	◎合成樹脂製 <ul style="list-style-type: none">ガラス繊維入り合成樹脂製 ステンレス(SUS316)製	◎0.25mm以上	◎16～18メッシュ
・防鳥網	ステンレス(SUS304)線材	1.5mm	網目寸法15mm

・5-6 樹脂製建具 (5.2.5)(5.3.2~5)

外部に面する建具			
種別	枠見込(mm)	施工箇所	
・A種	・70	◎図示	・
・B種	・	◎図示	・
		・C種	100
		◎図示	・
		・防音ドアセット <ul style="list-style-type: none">防音サッシ	遮音性の等級（ ）
		・断熱ドアセット <ul style="list-style-type: none">断熱サッシ[G]	断熱性の等級（ ）
		・耐震ドアセット	面内変形追従性の等級（ ）
表面色	◎標準色 <ul style="list-style-type: none">特注色		
水切り板、ぜん板	◎図示	・	
ガラス	◎複層ガラス <ul style="list-style-type: none">・		

・5-7 鋼製建具 (5.2.2)(5.4.2~4)(表5.4.2)

	簡易気密型ドアセット	・適用する <ul style="list-style-type: none">適用しない
	外部に面する建具の耐風圧性	・S-4 <ul style="list-style-type: none">S-5 S-6
	・防音ドアセット <ul style="list-style-type: none">防音サッシ	遮音性の等級（ ）
	・断熱ドアセット <ul style="list-style-type: none">断熱サッシ[G]	断熱性の等級（ ）
	・耐震ドアセット	面内変形追従性の等級（ ）
鋼板類		
	材料	厚さ
	・JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板)	・標仕様5.4.2による
	・JIS G 3317(溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板)	・
	公共住宅の玄関ドアの品質及び性能	・「品質・性能基準」による <ul style="list-style-type: none">・
	公共住宅のバイフシャフトドアの品質及び性能	・「品質・性能基準」による <ul style="list-style-type: none">・

・5-8 鋼製軽量建具 (5.2.2)(5.5.2~4)

	簡易気密扉の簡易気密型ドアセット	・適用する(◎A-3 <ul style="list-style-type: none">・) 適用しない
	・防音ドアセット <ul style="list-style-type: none">防音サッシ	遮音性の等級（ ）
	・断熱ドアセット <ul style="list-style-type: none">断熱サッシ[G]	断熱性の等級（ ）
	・耐震ドアセット	面内変形追従性の等級（ ）
材料	鋼板類 <ul style="list-style-type: none">亜鉛めっき鋼板 ピニル被膜鋼板 カラー鋼板 ステンレス鋼板	
鋼板類の厚さ(mm)	◎改修仕様5.5.4による	
召合せ、縦小包み板の材質	◎鋼板 <ul style="list-style-type: none">・	
品質規格	◎製造所標準仕様による	
製造所	◎評価名簿による	
公共住宅のクローゼットドアの品質及び性能	・「品質・性能基準」による <ul style="list-style-type: none">・	

・5-9 ステンレス製建具 (5.2.2)(5.4.2)(5.6.2~5)

	簡易気密扉の簡易気密型ドアセット性能値	・適用する <ul style="list-style-type: none">適用しない
	・防音ドアセット <ul style="list-style-type: none">防音サッシ	遮音性の等級（ ）
	・断熱ドアセット <ul style="list-style-type: none">断熱サッシ[G]	断熱性の等級（ ）
	・耐震ドアセット	面内変形追従性の等級（ ）
ステンレス建具の鋼材の種類		
施工箇所	鋼材の種類	
屋外	◎SUS304,SUS430J1L,SUS443J1	
屋内	◎SUS304,SUS430J1L,SUS443J1	

表面の仕上げ
◎H1仕上げ
◎鏡面仕上げ
鋼板の曲げ加工
◎普通曲げ
・角出し曲げ

・5-10 木製建具 (5.7.2~4)

・フラッシュ戸			
合板の種類	規格等		備考
・普通合板[G]	表面の樹種		
	生地、透明塗料塗リ(◎ラワン合板程度)	・	
	不透明塗料塗リ(◎しな合板程度)	・	
	板面の品質()		
・天然木化粧合板[G]	樹種名()		
・特殊加工化粧合板[G]	化粧加工の方法(・オーバーレイ <ul style="list-style-type: none">プリント 塗装) 		
	表面性能()タイプ		

防虫処理（・行う
・行わない）
接着の程度（・I類
・2類）
表面板の厚さ
◎表5.7.6による
・
建具材の含水率
◎A種
・
かまち戸
かまち樹種（ ）
鏡板樹種（ ）
・ふすま
張りの種別（・I型
・II型）
上張り（押入等の裏側以外）
・鳥の子
・新鳥の子またはビニル紙程度
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
◎規制対象外
・
公共住宅の内装ドアの品質及び性能
・「品質・性能基準」による
公共住宅の量産ふすまの品質及び性能
・「品質・性能基準」による

・5-11 建具用金物 (5.8.2.3)(表5.7.1~3)

建具金物の種類	種別	品質・規格
	・本締めり付きモノロック	◎評価名簿による
	◎シリダ箱錠	
	・シリダ箱本締めり錠	
	・ドアクローザ	
	・ヒンジクローザ	
	・フロアヒンジ	
	・ハンドル	◎レバーハンドル <ul style="list-style-type: none">・

吊金物

- 丁番(内部建具については、軸を鉄芯としてもよい)
- ピボットヒンジ
- ◎ステンレス製(軸は鋼製
 - 外部用は軸も含めてステンレス製)

◎ステンレス製(軸は鋼製
外部用は軸も含めてステンレス製)
公共住宅の各住戸建具用金物（公住仕16.8.2~4）
各住戸玄関扉用及び勝手口扉用錠前の品質及び性能
・「品質・性能基準」による
・
各住戸玄関扉用及び内装扉用ドアクローザの品質及び性能
・「品質・性能基準」による
・
ｺﾝﾄﾗｸｼｮﾝの使用
・可
・不可
玄関扉用ﾄﾞｱｸﾛｰﾞﾞｰ
◎A型
・B型
・C型
・D型
色彩
◎ｼﾊﾞｰ
内装扉用ﾄﾞｱｸﾛｰﾞﾞｰ
使用する(◎E型
色彩
◎ｼﾊﾞｰ
・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ)
◎使用しない
内装扉用戸当
材質
◎ステンレス
金属製建具用丁番
材質
◎ステンレス
・形状、寸法()
・木製建具用丁番
材質
◎ステンレス
・形状、寸法
◎102×2.0

・5-12 鍵 (5.8.4)

- マスターキー
◎製作する
・製作しない
- その他の鍵
 - 各室3本1組
 - 引渡し
 - 鍵箱に収納する

・5-13 自動ドア開閉装置 (5.9.2.3)(表5.9.1~5)

自動ドア	性能	引き戸用検出装置の種類	凍結防止	防錆
・SSLD-1	◎耐電圧、温度上昇、耐久性	・マットスイッチ	・行う(適用箇所は、建具表による)	・適用する
・SSLD-2	(サイクル)は改修仕様表5.9.1による	・光線(反射)スイッチ		・適用しない
・DSL-1		・熱線スイッチ		
・DSL-2		・音波スイッチ		
		・光電スイッチ		
		・電波スイッチ		
		・タッチスイッチ		
		・押しボタンスイッチ		
		・ペダルスイッチ		
		・多機能トイレスイッチ		

多機能トイレ出入り口引き戸用駆動装置

開閉方法
◎片開き
・

耐電圧、温度上昇、耐久性(サイクル)、防錆、電源
◎改修仕様表5.9.2による
・耐電圧()
・温度上昇()
・耐久性(サイクル)()
・防錆
・電源()

引き戸用検出装置
放射無線周波数電磁界耐性、耐電圧、防錆、防滴、電源
◎改修仕様表5.9.3による
・放射無線周波数電磁界耐性()
・耐電圧()
・防錆()
・防滴()
・電源()
戸の開閉方式
◎図示
引き戸検出装置の種類(改修仕様表5.9.4)
◎図示
凍結防止装置
◎適用する(図示)
・適用しない

・5-14 自閉式上吊り引戸装置 (5.10.3)(表5.10.1)

- 品質規格
◎改修仕様表5.10.1
・製造所標準仕様による
- 製造所
◎評価名簿による

・5-15 重量シャッター (5.11.2.3)(表5.11.1)

シャッターの種類	耐風圧強度
・管理用シャッター	耐風圧強度()N/m ²
・外壁用防火シャッター	耐風圧強度()N/m ²
・屋内用防火シャッター	
・屋内用防煙シャッター	

開閉方式による種類
◎上部電動式(手動併用)
・上部手動式
危害防止機構
◎障害物感知装置(自動閉鎖型)
管理用シャッターのシャッターケース
◎設ける
・設けない
鋼板の種類
・JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板)
・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板)
めっきの付着量
◎Z12またはF12
・

・5-16 軽量シャッター (5.12.2.3)(表5.12.1)

開閉方式による種類
◎手動式
・上部電動式(手動併用)
耐風圧強度
・()N/m²
スラットの材質
・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板)
めっき付着量
(◎Z06またはF06
・)
・JIS G 3322(塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板)
めっき付着量
(◎A290
・)
スラットの形状
◎インターロッキング形
・オーバールッピング形

・5-17 オーバーヘッドドア (5.13.2.3)(表5.13.1.2)

セクション材料による区分	耐風圧区分(Pa)	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
◎スチールタイプ	・125(1250Pa)	◎バランス式	・スタンダード形	◎溶融亜鉛め
・アルミニウムタイプ	・100(1000Pa)	・チェーン式	・ローヘッド形	つき鋼板
・ファイバークラスタイプ	・75(750Pa)	・電動式	・ハイリフト形	・ステンレス
	・50(500Pa)		・パーチカル形	鋼板

・5-18 ガラス (5.14.2~4)(3.7.3)

◎建具表による

寸法(mm)	色調	パターン	防火認定
	◎クリア <ul style="list-style-type: none">熱線反射 乳白 カラー()		

建具の種類	材質	ガラス溝の大きさ(mm)
アルミニウム製	◎シーリング材 <ul style="list-style-type: none">ガスケット(Fix部はシーリング材)	◎標仕16.14.3(製造所の仕様)による
鋼製・鋼製軽量	◎シーリング材	・図示
ステンレス製	◎シーリング材	

ただし、防火戸のガラス留め材は建築基準法に基づく防火性能を有するものとする。

名称	種類	張り面	性能値
◎ガラス用飛散フィルム	第2種	◎内張り <ul style="list-style-type: none">外張り	飛散防止率D1
品質	JIS A 5759による。		

6章 内装改修工事

・6-1 改修範囲 (6.1.3)

6-6 造作用単板積層材 G (6.5.2)

ホルムアルデヒド放散量 ◎規制対象外 ・第三種
 ・JAS 0701 (単板積層材) による造作用単板積層材

施工箇所	厚さ (mm)	防虫処理	表面の化粧加工	間伐材等の適用
		・適用する ・適用しない	・有 (加工) ・無 (等級)	

・JAS 0701 (単板積層材) 以外の造作用単板積層材

施工箇所	厚さ (mm)	防虫処理	表面の化粧加工	含水率	間伐材等の適用
		・適用する ・適用しない	・有 (加工) ・無 (等級)	◎14%以下	

・JAS 3079 (直交集成板) による CLT (直交集成板) G

施工箇所	品名	曲げ性能 (強度等級)	種類	接着性能 (使用環境)	樹種	寸法 (mm)	間伐材等の適用

6-7 合板等 (6.5.8) (表 6.5.8)

ホルムアルデヒド放散量 ◎規制対象外 ・第三種

・「合板の日本農林規格」による普通合板 G

施工箇所	厚さ (mm)	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	間伐材等の適用
	◎5.5		◎1類 ・2類	広葉樹 ◎2等以上 ・1等以上 針葉樹 ◎C-D以上	・適用する ・適用しない	

・「合板の日本農林規格」による構造用合板 G

施工箇所	厚さ (mm)	等級	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
	◎12	◎2級以上 ・1級		◎1類 ・特類	◎C-D以上		・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	

・「合板の日本農林規格」による化粧び構造用合板 G

施工箇所	厚さ (mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理の適用	間伐材等の適用
			・1類・特類		

・「合板の日本農林規格」による天然化粧合板 G

施工箇所	化粧板に使用する単板の樹種名	厚さ (mm)	接着の程度	防虫処理の適用	間伐材等の適用
			・1類・2類	・適用する ()	

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板 G

施工箇所	厚さ (mm)	接着の程度	表面性能	化粧加工の方法	防虫処理の適用	間伐材等の適用
		・1類・2類			・適用する ()	

・パーティクルボード G

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ (mm)
		◎13タイプ	◎P または M		◎15

・構造用パネル

施工箇所	厚さ (mm)	等級
		・1級・2級・3級・4級

・ MDF G

施工箇所	厚さ (mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	間伐材等の適用

6-8 防蟻・防蟻処理 (6.5.5)

・防蟻・防蟻処理を省略できる樹種による製材
適用部位: ()

・薬剤の加圧注入による防蟻・防蟻処理

適用部材	保存処理性能区分
	・K2 ・K3 ・K4
	・K2 ・K3 ・K4

・薬剤の塗布等による防蟻・防蟻処理

適用部材	処理の方法	薬剤の種類

・薬剤の接着材への混入による防蟻・防蟻処理
適用部位: ()

6-9 接着剤 (6.5.3)

接着剤のホルムアルデヒド放散量 ◎規制対象外 ・第三種

6-10 軽量鉄骨天井下地 (6.6.2~4) (表 6.6.1)

野縁等の種類 屋外形 (◎25形 ・19形) 屋内形 (◎19形 ・25形)
 ・屋外の軒天井、ピロティ天井等の工法
 建築基準法に基づき定まる風圧力の (・1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法
 野縁、野縁受、つりボルト及びびんサート及び周辺部の間隔 ・図示

既存の埋込インサート ・使用しない
 あと施工アンカー施工後の確認試験 ◎行う ・行わない

補強方法	つりボルトの間隔 (900mm超)	◎図示 ・
	天井のふところ (1.5m以上3.0m以下)	◎改修標仕 6.6.4(8) (7) (4) による ・図示
	天井のふところ (3.0m超)	◎図示 ・

特定天井
 特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件 (平成 25 年国土交通省告示第 771 号) に基づく工法 ◎適用する ・適用しない

6-11 軽量鉄骨壁下地 (6.7.3) (表 6.7.1)

スタッドの高さによる区分に応じた種類	高さ 2.7m 以下	高さ 4.0m 以下	高さ 4.5m 超、4.5m 以下	高さ 4.5m 超、5.0m 以下	5.0m 超
	◎50形 ・	◎65形 ・	◎90形 ・	◎100形 ・	・図示

6-12 ビニル床シート G (6.8.2.3)

種別	種類の記号	色柄	厚さ (mm)
・発泡層のないもの	◎FS (複層ビニル床シート)	◎無地 ・マーブル柄	◎2.0
・発泡層のあるもの	・	◎柄物 ・無地	・

目地処理する場合の工法 ◎熱溶接工法 ・突付け (施工箇所)

6-13 ビニル床タイル G (6.8.2)

種類の記号	色柄	寸法 (mm)	厚さ (mm)	備考
◎K T (コンポジションビニル床タイル)	◎無地 ・柄物	・300×300 ・450×450	◎2.0	
・F T (接層ビニル床タイル)		・500×500		

6-14 特殊機能床 (6.8.2)

シート種別	厚さ、寸法、形状 (mm)	性能	種類
・帯電防止床シート	(mm)		
・帯電防止床タイル	× (mm)		
・視覚障害者用床タイル	(mm)		
・耐動荷重性床シート	(mm)		
・防滑性床シート	(mm)		
・防滑性床タイル	× (mm)		

6-15 ビニル幅木 (6.8.2)

材質 ・軟質 ・硬質
 高さ (mm) ◎60 ・75 ・100
 厚さ (mm) ◎1.5 以上

6-16 ゴム床タイル (6.8.2)

種類 ・単層 ・複層
 色柄 ()
 厚さ (mm) ・3.0 ・4.5 ・6.0 ・9.0
 寸法 (mm) ()

6-17 カーペット敷き G (6.9.3) (表 6.9.2)

・織じゅうたん

種別	バイル形状	色柄	帯電性	糸の種類	工法
・A類	・カットバイル	◎無地 ・柄物	◎適用する ・適用しない	・	◎ヒートボン ド工法
・B類	・ループバイル				
・C類	・カット、ループ併用				

・タフテッドカーペット

バイル形状	バイル長 (mm)	工法	帯電性	備考
・カットバイル	◎5~7	・全面接着工法	・適用する ()	
・ループバイル	◎4~6	・グリッパー工法		
・カット、ループ併用	・	・	・適用しない	

・タイルカーペット

バイル形状	種別	寸法 (mm)	総厚さ (mm)	備考
◎ループバイル	◎第一種	◎500×500	◎6.5	平場 ◎市松敷き ・模様流し
・カットバイル	・第二種	・	・	階段 ◎模様流し ・市松敷き
・カット、ループ併用	・	・	・	・

6-18 合成樹脂塗床 (6.10.2.3)

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 (弾性ウレタン樹脂系塗床)			◎平滑仕上げ ・平滑仕上げ ・つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材 (エポキシ樹脂系塗床)		・薄膜流し展べ工法 ・厚膜流し展べ工法 ・樹脂モルタル工法	・平滑仕上げ ・平滑仕上げ
・薄膜型塗床材			

塗料のホルムアルデヒド放散量 ◎規制対象外 ・

6-19 フローリング張り G (6.11.2~7) (表 6.11.1~4)

種別	樹種	厚さ (mm)	工法	備考
・フローリングボード 1等	・ふな ◎なら	◎15	・釘留め工法 (根太張り)	
	・さくら ・いたや	・12以上	・釘留め工法 (直張り) ・接着工法	
・フローリングボード 1等 (体育館用)			・	
・フローリングボード 1等		◎15	・接着工法	303 x 303

種別	樹種	厚さ (mm)	工法	種別 (住宅)
・天然木化粧 複合フロー リング 張り	◎なら		・釘留め工法 (根太張り) ・釘留め工法 (直張り) ・発砲プラスチック系床下地張り工法 ・乾式遮音二重床下地材張り工法	・A種 ・B種 ・C種 ◎D種
・体育館用	・	・18 ・27	・普通張り ◎特殊張り	

ホルムアルデヒドの放散量 ◎規制対象外 ・第三種
 現場塗装仕上げ ・行う (施工箇所) ・行わない
 ◎ウレタン樹脂ワニス塗り
 ・オイルステインの上、ワックス塗り
 ・生地のままワックス塗り

6-20 畳敷き (6.12.2.3) (表 6.12.1)

下地の種類	畳の種類
標仕表 12.6.1 による床組	・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ()
ポリスチレンフォーム床下地	・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ()

畳表及び畳床はVOC含有量が少ないものとする

6-21 ポリスチレンフォーム床下地材 (6.12.2.3) (表 6.12.1)

床	厚さ (mm)	備考
フローリング類	・80 ・95	(不燃)
畳	◎40 ・65 ・80	(不燃)

6-22 セッコウボードその他ボード及び合板張り (6.13.2.3) (表 6.13.1.3.5)

種類	厚さ (mm)、規格等
・硬質木毛セメント板	・15 ・20 ・25 ・
・普通木毛セメント板	・15 ・20 ・25 ・
・普通木片セメント板	・30 ・
・けい酸カルシウム板	◎タイプ2(無石綿)
・ロックウール化粧吸音板	◎フラットタイプ(◎9 ・12)(不燃) ・凸凹タイプ(◎12 ・15 ・19)(不燃)

・ロックウール化粧吸音板 (軒天井用)	◎フラットタイプ 9 (不燃) ・凸凹タイプ(◎12 ・15)(不燃)
・セッコウボード	・9.5(不燃) ・12.5(不燃)
・不燃積層セッコウボード	◎9.5(不燃) ・化粧無 (下地張り用) ・化粧有 (化粧用模様)
・シーリングセッコウボード	◎12.5(不燃)
・強化セッコウボード	・12.5(不燃) ・15.0(不燃)
・セッコウラスボード	◎9.5
・化粧セッコウボード	◎9.5(準不燃) ・不燃
・化粧セッコウボード (木目)	◎12.5(不燃)幅 440程度 模様 (◎柱目・板目) 専用下地材付

・普通合板	表面の材種 生地、透明塗料塗り (◎ラワン程度 () 不透明塗料塗り (◎しな程度 ()) 板面の品質 () 厚さ (mm) () 接着の程度 (・1類・2類) ・防虫処理
・メラミン樹脂化粧板	JIS K 6903による厚さ 1.2
・パーティクルボード	・3・7・9・12

・軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材
 ◎アクリル系シーリング材 ・ジョイントコンパウンド
 工法合板の張り付け ・A種 ◎B種
 セッコウボードの目地工法 ・目透し ・突付け ・継目処理
 合板類、繊維板、及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量 ◎規制対象外 ・第三種

6-23 吸音材 (6.13.2) (表 6.13.1)

種類	JISの記号	厚さ (mm)
・ロックウール吸音ボード 1号	RW-B	◎25
◎グラスウール吸音ボード 32K	GW-B	◎25

6-24 壁紙張り (6.14.2.3) (表 7.3.4.7)

施工箇所	壁紙の種類				防火性能	備考
	紙	繊維 (織物)	ブラ (ビニル)	その他 (化学繊維)		
	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃 ・難燃	
	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃 ・難燃	

モルタル、セッコウプラスター一面の下地調整 ・R A種 ◎R B種
 セッコウボード面の下地調整 ・R A種 ◎R B種
 壁紙のホルムアルデヒドの放散量 ◎規制対象外 ・第三種

6-25 モルタル塗り (6.15.3)

防水モルタルの防水剤 製造所 ◎評価名簿による
 既製目地材 ・設ける 施工箇所 () 形状 ()
 ・設けない

モルタル
 床の目地
 ・現場調査材料 ・既調査材料 ()
 ・設ける (目地割り ◎2 m程度 (最大目地間隔3 m程度) ・)
 (種類 ◎押し目地 ・)
 ・設けない

6-26 陶磁器質タイル (6.16.3.4)

施工箇所	形状寸法 (mm)	吸水率による区分			うわ薬			役物		色		再生材の適用 [G]	耐薬害性	備考
		I類	II類	III類	無釉	施釉	有	無	標準	特注				

6-27 断熱材 G (標仕 19.9.2~4)

断熱材打込み工法			
種類	施工箇所	厚さ (mm)	品質等
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・	・	
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (スキン層なし)	・	・	
・硬質ウレタンフォーム断熱材	・	・	
・フェノールフォーム断熱材	・	・	

断熱材現場発泡工法
 断熱材の種類 ・A種 1 ・A種 1H
 厚さ (mm) ・25 ・30
 施工箇所 ・図示

断熱材あと張り工法 (S1工法等)			
種類	施工箇所	厚さ (mm)	品質等
・ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材			
◎押出法ポリスチレンフォーム保温材 (2種 b)	・保温板 (2種 b)		
レフォーム保温材 (2種 a)	◎保温板 (3種 b)		
・A種硬質ウレタンフォーム保温材			
・フェノールフォーム保温材 (3種 2号を除く)			

ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂またはメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量
 ◎規制対象外 ・第三種

6-28 フリーアクセスフロア (標仕 20.2.2)

施工箇所	構法	設定高さ (mm)	適用地震時水平力	耐荷重性能 (N/m ²)	表面仕上げ材
	・パネル構法 ・溝工法	・	・1.0G ・0.6G	・3,000 ・5,000	・帯電防止ビニル床タイル ・タイルカーペット
	・パネル構法 ・溝工法	・	・1.0G ・0.6G	・3,000 ・5,000	・帯電防止ビニル床タイル ・タイルカーペット

表面仕上げ材の品質・規格等は、標仕 19章内装工事による
 配線用取出しパネル 配線取出し開口: パネル 1枚につき 40mm×80mm 程度の開口 1カ所以上
 フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合 ◎20~30%
 空調用吹き出しパネル ◎無 ・有 (◎固定式 ・可変式: 施工箇所は図示)
 製造所: 評価名簿による

6-29 可動間仕切 (標仕 20.2.3)

構造形式	パネル部の総厚さ (mm)	表面材種 厚さ (mm)	表面仕上げ	遮音性能	防火性能
・スタッド式 ・スクリーン式 ◎パネル式	・	◎鋼板 (◎0.6 ・0.8)	◎メラミン樹脂または アクリル樹脂塗付け	・有 () ・無	・有 ・無

品質 JIS A 6512 によるものまたは評価名簿による

パネル材のホルムアルデヒド放射量 ◎規制対象外

6-30 移動間仕切 (標仕 20.2.4)

遮音性能による区分	厚さ (mm)	表面材	表面仕上げ	操作方法
・一般タイプ		・鋼板	・焼付塗装 ・壁紙張り	・手動式・電動式 ・部分電動式
・遮音タイプ (36db 以上)		・鋼板	・焼付塗装 ・壁紙張り	・手動式・電動式 ・部分電動式

表面仕上げの壁紙張りの品質は標仕 19章内装工事による

製造所評価名簿による

6-31 トイレブース (標仕 20.2.5)

- 6-39 カーテン**（標仕 20. 2. 16）

・既存再利用する（養生方法：） ・新設する

施工箇所	形式				開閉装置			ひだの種類	品質等
	ツグ&	ダブル	片引	引分	電動	ひも	手引		

- 6-40 カーテンレール**（標仕 20. 2. 16）

・既存再利用する（養生方法：） ・新設する
材料種 ・ステンレス製 ・アルミニウム製
形式 ・片開き ・引き分け（暗幕用は 300mm 以上の召合わせの重掛けとする）
 ・シングル ・ダブル
断面形状 ◎C型 ・D型 ・角型

- 6-41 ブラインドボックス及びカーテンボックス**（標仕 20. 2. 16）

・既存再利用する（養生方法：） ・新設する
 ・市販品（アルミニウム製 押出し型材）
溝幅×深さ（mm） ・90×150 ◎120×80 ・120×150 ・150×80
色彩 ◎B-1 ・B-2（◎ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー）
 ・図示

- 6-42 天井点検口**

材質 アルミニウム製（◎額縁タイプ ・目地タイプ）
製造所：評価名簿による

- 6-43 床点検口**

材質 アルミニウム製（受け枠 ◎アルミ製 ・ステンレス製）
製造所：評価名簿による

- 6-44 くつふきマット**

市販品
材質 ・塩化ビニル製（コイル状ステンレス製受枠）
 ・硬質アルミニウム製（受枠とも）
 ・ビニル製（ステンレス製受枠）
 ・ステンレス製（受枠とも）

- 6-45 浴室ユニット**（公仕仕 20. 2. 15）

公共住宅の品質及び性能（「品質・性能基準」による ・ ）
種類、形状、寸法（内法）、材質（ ）

- 6-46 キッチンキャビネット**（公仕仕 20. 2. 16）

公共住宅の品質及び性能（「品質・性能基準」による ・ ）
種類 ◎セツカキツツ（◎Ⅰ型 ・Ⅱ型） ・シツカキツツ
流し台、調理台、収納台、吊り戸棚等の形状、寸法 ◎設計図による ・
カウンタートップ及びシンクの材質 ◎ステンレス ・
付属部品 ◎水切り棚 ・

- 6-47 郵便受箱**（公仕仕 20. 2. 17）

公共住宅の品質及び性能（「品質・性能基準」による ・ ）
形状 ・縦型 ◎横型 寸法 （ × ）

個数（ ）個 材質 ◎ステンレス ・

- 6-48 手すりユニット**（公仕仕 20. 2. 18）

公共住宅の品質及び性能（「品質・性能基準」による ・ ）

名称	種類	材質	形状	寸法（支柱間隔、高さ等）	支持方法
墜落防止手すり	・廊下用	・ﾌﾟﾙｽﾃｰﾙ <p>・ｽﾃﾝﾚｽ</p>	・手すり子 <p>・目隠しﾊﾞｯﾄﾙ</p>	◎設計図による ・	・床支持 <p>・壁支持</p> <p>・方立て支持</p>
	・ﾊﾞﾙｺﾝ用	・ﾌﾟﾙｽﾃｰﾙ <p>・ｽﾃﾝﾚｽ</p>	・手すり子 <p>・目隠しﾊﾞｯﾄﾙ</p>	◎設計図による ・	・床支持 <p>・壁支持</p> <p>・方立て支持</p>
	・窓用	・ﾌﾟﾙｽﾃｰﾙ <p>・ｽﾃﾝﾚｽ</p>	・手すり子 <p>・目隠しﾊﾞｯﾄﾙ</p>	◎設計図による ・	・壁支持

- 6-49 補助手すり**（公仕仕 20. 2. 19）

公共住宅の品質及び性能（「品質・性能基準」による ・ ）					
名称	材質	形状	寸法	設置場所	
◎廊下階段手すり	◎合成樹脂被覆ﾌﾟﾙｽﾃｰﾙ手すり				
◎補助手すり	・樹脂被覆ｽﾃｰﾙ手すり <p>・集成材ｸﾞﾗｳﾄ材塗り</p>				

7章 塗装改修工事

- 7-1 材料**（7. 1. 3）

屋内の壁・天井仕上げ材は防火材料とする。
建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒドの放数量 ◎規制対象外 ・第三種

- 7-2 下地調整**（7. 2. 2～7）(表 7. 2. 1～7)

下地面等	種別
木部	・R A種 ◎R B種 ・R C種
鉄鋼面	・R A種 ◎R B種 ・R C種
亜鉛めっき鋼面	・R A種 ◎R B種
亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	◎R A種 ・R B種
モルタル面及びせっこうプラスター面	・R A種 ◎R B種 ・R C種
コンクリート面及びALCパネル面	・R A種 ◎R B種 ・R C種
せっこうボード面及びその他ボード面	・R A種 ◎R B種 ・R C種
既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修	
◎行わない ・行う（補修範囲及び補修方法は図示による。）	

- 7-3 素地ごしらえ**（7. 3. 2～7）(表 7. 3. 1～7)

下地面等	種別	
木部	不透明塗料塗りの場合	◎A種 ・B種
	透明塗料塗りの場合	・A種 ◎B種
鉄鋼面	DP 以外	・A種 ・B種 ◎C種
	DP	・A種 ◎B種 ・C種
亜鉛めっき鋼面	・A種 ・B種	
モルタル面及びせっこうプラスター面	・A種 ◎B種	

コンクリート面（DP 以外）及びALCパネル面	・A種 ◎B種
押出成形セメント板面及びコンクリート面（DP）	・A種 ・B種
コンクリート面（DPのみ）	・A種 ◎B種
せっこうボード面及び	◎A種 ・B種
その他ボード面	・A種 ◎B種

- 7-4 錆止め塗料塗り**（7. 4. 2. 3）(表 7. 4. 1～6)

下地面等	塗料	工程
鉄鋼面	仕上塗料なし	塗替え ◎A種 ・ ◎C種 ・ ◎A種 ・ ◎A種 ・ ◎B種 ・ ◎B種 ・
	新規見え掛り	◎A種 ・ ◎A種 ・
	新規見え隠れ	◎A種 ・ ◎B種 ・
	DP	塗替え 改修標仕 7. 4. 2 (1) (f) (b) による ◎A種（下地調整 RA 種） ・B種（下地調整 RB 種） ・C種（下地調整 RC 種） ・ ◎A種 ・ ◎B種 ・
	新規	改修標仕 7. 4. 2 (1) (f) (a) による ・A種 ・
EP-G	塗替え	◎B種 ・ ◎C種 ・
	新規見え掛り	◎B種 ・ ◎A種 ・
	新規見え隠れ	◎B種 ・ ◎B種 ・
	SOP	塗替え ◎A種 ・ ◎C種 ・
亜鉛めっき鋼面	仕上塗料なし	新規鋼製建具等 ◎A種 ・ ◎A種 ・ ◎B種 ・ ◎B種 ・
	その他	◎B種 ・ ◎B種 ・
	DP	塗替え ◎B種 ・ - ・ - ・
		新規
EP-G	塗替え	◎C種 ・ ◎C種 ・
	新規鋼製建具等	◎C種 ・ ◎A種 ・
	その他	◎C種 ・ ◎B種 ・

- 7-5 各種塗料塗り**（7. 5. 1～7. 13. 2）(表 7. 5. 1～7. 13. 1)

塗装	塗装面	工程	
		塗替え	新規
・合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)	木部 屋外	◎B種	◎A種
	木部 屋内	◎B種	◎B種
塗料の種類	鉄鋼面	◎B種	・A種 ◎B種
	◎1種 ・2種	亜鉛めっき鋼面	◎B種 ◎B種
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD)	鋼製建具	◎A種	◎B種
	屋内のコンクリート面	◎B種	◎B種
・モルタル面			
・耐候性塗料塗り (DP)	鉄鋼面	-	-
	上塗り		
	・1級（フッ素樹脂塗料）		
	・2級（アクリルシリコン樹脂塗料）		
・3級（ポリウレタン樹脂塗料）			
亜鉛めっき鋼面			
	・1級（フッ素樹脂塗料）		
・2級（アクリルシリコン樹脂塗料）			

・3級（ポリウレタン樹脂塗料）	コンクリート面	・A-1種 ・A-2種 ・B-1種 ・B-2種 ・C-1種 ・C-2種	・A-1種 ・B-1種 ・C-1種
	押出成形セメント板面	・A-1種 ・A-2種 ・B-1種 ・B-2種 ・C-1種 ・C-2種	・A-1種 ・B-1種 ・C-1種
	・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（EP-G）	屋内木部	◎B種 ・ ◎A種 ・
	屋内鉄鋼面	◎B種 ・ ◎A種 ・B種	
屋内亜鉛メッキ鋼面	◎A種 ・ ◎A種 ・B種		
コンクリート面	◎B種 ・ ◎A種 ・B種		
モルタル面	◎B種 ・ ◎A種 ・B種		
せっこうプラスター面	◎B種 ・ ◎A種 ・B種		
せっこうボード面	◎B種 ・ ◎A種 ・B種		
・合成樹脂エマルションペイント塗り（EP）	塗装面	◎B種 ・ ◎A種 ・B種	
	コンクリート面	◎B種 ・ ◎A種 ・B種	
	モルタル面	◎B種 ・ ◎A種 ・B種	
	せっこうプラスター面	◎B種 ・ ◎A種 ・B種	
せっこうボード面	◎B種 ・ ◎A種 ・B種		
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り（EP-T）	屋内コンクリート面	・A種 ◎B種 ・ ◎A種 ・B種	
	モルタル面	◎B種 ・ ◎A種 ・B種	
	せっこうプラスター面	◎B種 ・ ◎A種 ・B種	
	せっこうボード面	◎B種 ・ ◎A種 ・B種	
・ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）	木部	・A種 ◎B種 ・ ◎A種 ◎B種	
・ラッカーエナメル塗り（LE）		・A種 ◎B種 ・ ◎A種 ◎B種	
・クリヤラッカー塗り（CL）		・A種 ◎B種 ・ ◎A種 ◎B種	
・ステイン塗り	木部	・ビグメントステイン塗り <p>・オイルステイン塗り（OS）</p>	・A種 ◎B種 ・ ◎A種 ◎B種
・木材保護塗料塗り（WP）	木部	・A種 ◎B種 ・ ◎A種 ◎B種	
・水性ウレタン樹脂塗料塗り	木部	2波形 4 回塗り 1 回の塗分量 0.06kg/m ² ホルムアルデヒド放数量 ♪☆☆☆	

合成樹脂調合ペイント塗りの塗料の種類 ◎1種

8—1 章 耐震改修工事及び耐震改修範囲以外の躯体改修工事			
8-1-1 鉄筋の種類等 （8. 2. 1）(表 8. 2. 1)			
規格	種類の記号	使用箇所	呼び名（mm）
鉄筋コンクリート用棒鋼（異形鉄筋）	・SD295A		◎D16 以下・
	・SD345		◎D19 以上・
	・		

- 8-1-2 溶接金網**（8. 2. 2）

形状等	種類	種類の記号	網目の形状、寸法	鉄線の径 (mm)	使用部位
・溶接金網			◎100×100	・◎6.0	・
・鉄筋格子					

- 8-1-3 鉄筋の継手**（8. 3. 4）(表 8. 3. 3)

柱及び梁の主筋、耐力壁の鉄筋
 ・重ね継手 (L=) ・ガス圧接継手 ・機械式継手 ・溶接継手

- 8-1-4 鉄筋及び溶接金網のかぶり厚さ**（8. 3. 5）(表 8. 3. 6)

鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、目地底から算定する
 ・耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下記による

施工箇所	改修標仕表 8. 3. 6 の値に加える長さ
・柱、梁、壁及び庇などの外気に接する打放し面	◎10 mm
柱及び梁の主筋に D29 以上の鉄筋の使用	
・無 ・有（適用箇所： ）	主筋のかぶり厚さ・最小かぶり厚さ（ ）mm

- 8-1-5 帯筋**（8. 3. 4）

帯筋の組立の形
各部配筋参考図 1. 1 による ・H形 ・W-I 形 ・W-III 形

- 8-1-6 圧接完了後の圧接部の試験**（8. 3. 8）(標仕 5. 4. 10)

・耐震改修 ◎外観試験（全数） ◎超音波探傷試験（全数）
 ・耐震改修以外 ◎外観試験（全数） ◎超音波探傷試験 ・引張試験（ ）

- 8-1-7 コンクリートの種類及び強度**（8. 1. 3. 4）(表 8. 1. 1)

レディーミクストコンクリートの種別 ◎Ⅰ類 ・Ⅱ類					
普通コンクリートの設計基準強度					
設計基準強度Fc（N/mm ² ）	気乾単位容積質量（t/m ³ ）	スラブ	適用箇所	施工時期	
◎21	2. 3 程度	◎18			
		・15 または 18			
・					

- 8-1-8 普通コンクリートの材料**（8. 2. 5）(8. 6. 4)

セメントの種類				
◎普通ポルトランドセメントまたは混合セメントの A 種				
・高炉セメント B 種 [G]				
普通ポルトランドセメントの品質は JIS R 5210 に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。				
水和熱	7d	352J/g 以下		
	28d	402J/g 以下		

混和材料の種類				
◎混和剤 (JIS A 6204 による AE 剤、AE 減水剤または高性能 AE 減水剤とし、化学混和剤の塩化水イオン量による区分はⅠ類とする。				
・混和剤 (JIS A 6201 によるフライアッシュのⅠ種またはⅡ種、JIS A 6206 に適合する高炉スラグ微粉末または JIS A 6202 に適合する膨張剤				
使用骨材のアルカリシリカ反応性による区分				
・A ・B（コンクリートの中のアルカリ総量 R t = 3.0kg/m ³ ）				

- 8-1-9 レディーミクストコンクリート工場の選定**

レディーミクストコンクリート工場の選定においては、改修標仕 8. 5. 1（コンクリート製造工場の選定）によること、かつ、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場）から選定することを基本とする。ただし、上記工場が工事現場近くに見当たらない場合は、監督員との協議により選定することとする。

- 8-1-10 モルタル及びグラウト材**（8. 2. 12）

柱底等の均しモルタル ◎無収縮モルタル ・標仕表 7. 10. 2 による B 種
グラウト材 ◎無収縮グラウト材
無収縮モルタル及び無収縮グラウト材は、評価名簿による

- 8-1-11 打放し面の打増し**

打増し厚さ（外部に面する部分） ◎20mm ・
打増し厚さ（内部に面する部分） ◎10mm ・20mm
打増し範囲 ◎意匠図による ・

- 8-1-12 無筋コンクリート**（8. 11. 1～3）

種類	設計基準強度 Fc (N/mm ²)	スラブ (cm)	粗骨材の最大寸法	適用箇所
◎普通コンクリート	◎18	・15 ・18	◎25mm	

- 8-1-13 鉄骨の製作工場**（8. 1. 5）

製作工場の加工能力
 ・監督職員の承認する製作工場
 ・建築基準法第 77 条の 45 第 1 項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた（株）日本鉄骨評価センターまたは（株）全国鉄骨評価機構（(IB) (社) 全国鐵鋼工業協会）の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める（ ）グレード以上）として国土交通大臣から認定を受けた工場

- 8-1-14 入熱、パス間温度の溶接条件**

適用箇所 ◎柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶け込み溶接部 ・図示（ ）
鋼材と溶接材料の組み合わせと溶接条件 ◎図示

- 8-1-15 施工管理技術者**（8. 1. 5）

◎適用する

- 8-1-16 鋼材**（8. 2. 8）(表 8. 2. 7)

鋼材の材質	種類の記号	使用箇所	規格等

工事概要

工事名称：下町第二町営住宅給排水改修工事（第1期）

撤去工事

○受水槽・給水ポンプ更新工事

受水槽 1基 撤去
FRP組立 サンドイッチ型 6,000L×3,000W×2,000H (36m³) 有効水量 30.6m³
加圧給水ポンプ 1台 撤去
推定末端圧力一定給水方式 自動交互並列運転 40mm 65mm 0.04~0.56m³/min 30~57m 107kg

仮設受水槽 1基 据付
銅板製 一体型 2,000L×3,000W×2,175H 有効水量 9.0m³ 1,500kg
リース期間 1ヵ月 仮設架台及び養生鉄板共

○外部給排水管更新工事

外部給水管 撤去

水道用塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 116 (SGP-VB)
水道用塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 116 (SGP-VD) (埋設部)
量水器～受水槽、受水槽～加圧給水ポンプ、加圧給水ポンプ～各棟バイパスベース
アスファルト舗装カッター入れ、アスファルト舗装撤去、掘削

外部排水管 撤去

排水用タールエポキシ塗装鋼管 WSP 032
各棟堅管
硬質塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP) (埋設部)
各棟堅管～公共樹
アスファルト舗装カッター入れ、アスファルト舗装撤去、コンクリート土間カッター入れ、コンクリート土間撤去、掘削

○内部給排水管更新工事（共用部）

内部給水管 撤去

水道用塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 116 (SGP-VB)
各棟バイパスベース

内部汚水管 撤去

排水用タールエポキシ塗装鋼管 WSP 032
便所内堅管

○内部給排水管更新工事（住戸部）

内部給水管 撤去

水道用塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 116 (SGP-VB)
各棟住戸（便所、脱衣室、浴室、DK） 便所床下部分残置

内部排水管 撤去

硬質塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP)
各棟住戸（便所、脱衣室、浴室、DK） 便所床下部分残置

○内部衛生器具更新工事

便所：洋風便器 BL-II型（床上排水型） 撤去

ロータンク（手洗付） 撤去

脱衣場：洗面化粧台 BL-500型 撤去

洗濯機パン PW-20 800x620x85 撤去

浴室：ユニットバス BL-Bタイプ 撤去

浴槽 BL-1100型 撤去

壁貫通形ガスふろ給湯器 291x518x404 撤去

DK：流し台 1200x550x900(800) 撤去

ガス台 600x550x900(600) 撤去

吊戸棚 撤去

水切棚 1200x220x350 撤去

○照明LED化改修工事

外部：外灯 HST5A-100 6基 撤去 ポール切断、基礎残置

階段室：富士型 FSS4-201 撤去 1号棟8台 2号棟8台 3号棟12台

玄関：シーリングライト ISC10-40 撤去

納戸：シーリングライト ISC10-60 撤去

脱衣室：シーリングライト ISC4-60 撤去

便所：シーリングライト ISC2-40 撤去

吊戸棚：ブラケット FBS2-201 撤去

DK：シーリングライト HA6365GTGPL 撤去

居室A：シーリングライト HA6365GTGPL 撤去 (4DKのみ)

洗面：ブラケット FBC1-101 撤去

改修工事

○受水槽・給水ポンプ更新工事

受水槽 1基 新設
銅板製 一体型中仕切付 4,000L×3,000W×2,480H (29m³) 有効水量 19.2m³ 5,080kg
加圧給水ポンプ 1台 新設
推定末端圧力一定給水方式 自動交互並列運転 40mm 50mm 249L/min 37m

仮設受水槽 1基 撤去
銅板製 一体型 2,000L×3,000W×2,175H 有効水量 9.0m³ 1,500kg

○外部給排水管更新工事

外部給水管 新設

水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 JWWA K 132 (SGP-PD)
水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 JWWA K 132 (SGP-PD) (埋設部)
量水器～受水槽、受水槽～加圧給水ポンプ、加圧給水ポンプ～各棟バイパスベース
埋戻（山砂、良質土）、アスファルト舗装（下層路盤、密粒アスコン）

外部排水管 新設

排水用硬質塩ビライニング鋼管 WSP 042 (D-VA)
各棟堅管
硬質塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP) (埋設部)
各棟堅管～公共樹
埋戻（山砂、良質土）、アスファルト舗装（下層路盤、密粒アスコン）、コンクリート土間打設（砕石、コンクリート）

○内部給排水管更新工事（共用部）

内部給水管 新設

水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 JWWA K 132 (SGP-PD)
各棟バイパスベース

内部汚水管 移設

—
便所内堅管 → 外部堅管

○内部給排水管更新工事（住戸部）

内部給水管 新設

架構ポリエチレン管
各棟住戸（便所、脱衣室、浴室、DK）

内部排水管 新設

硬質ポリエチレン管 JIS K 6741 (VP)
各棟住戸（脱衣室、浴室、DK）

○内部衛生器具更新工事

便所：床置壁排水大便器 新設

手洗付密結タンク 新設

脱衣場：洗面化粧台 500 新設

洗濯機パン 800x640x85 新設

浴室：ユニットバス 1116 新設

浴槽 1100 新設

壁貫通形ガスふろ給湯器 291x518x404 新設

DK：流し台 1200x550x900(800) 新設

ガス台 600x550x900(600) 新設

吊戸棚 1200x375x500 新設

水切棚 1200x220x350 新設

○照明LED化改修工事

外部：外灯 XYG240NLE9 6基 新設 街路灯リニューアル専用ポール共

階段室：富士型 NNFG21002JLE9 新設 1号棟8台 2号棟8台 3号棟12台

玄関：シーリングライト IG2007 新設

納戸：シーリングライト IG2007 新設

脱衣室：シーリングライト LGW85067 新設

便所：シーリングライト LGB85000F 新設

吊戸棚：ブラケット LGB85038LE1 新設

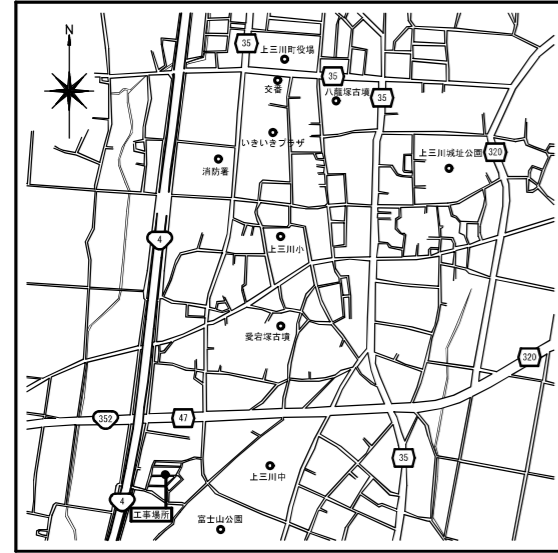
DK：シーリングライト LGC21104 新設

居室A：シーリングライト LGC31104 新設 (4DKのみ)

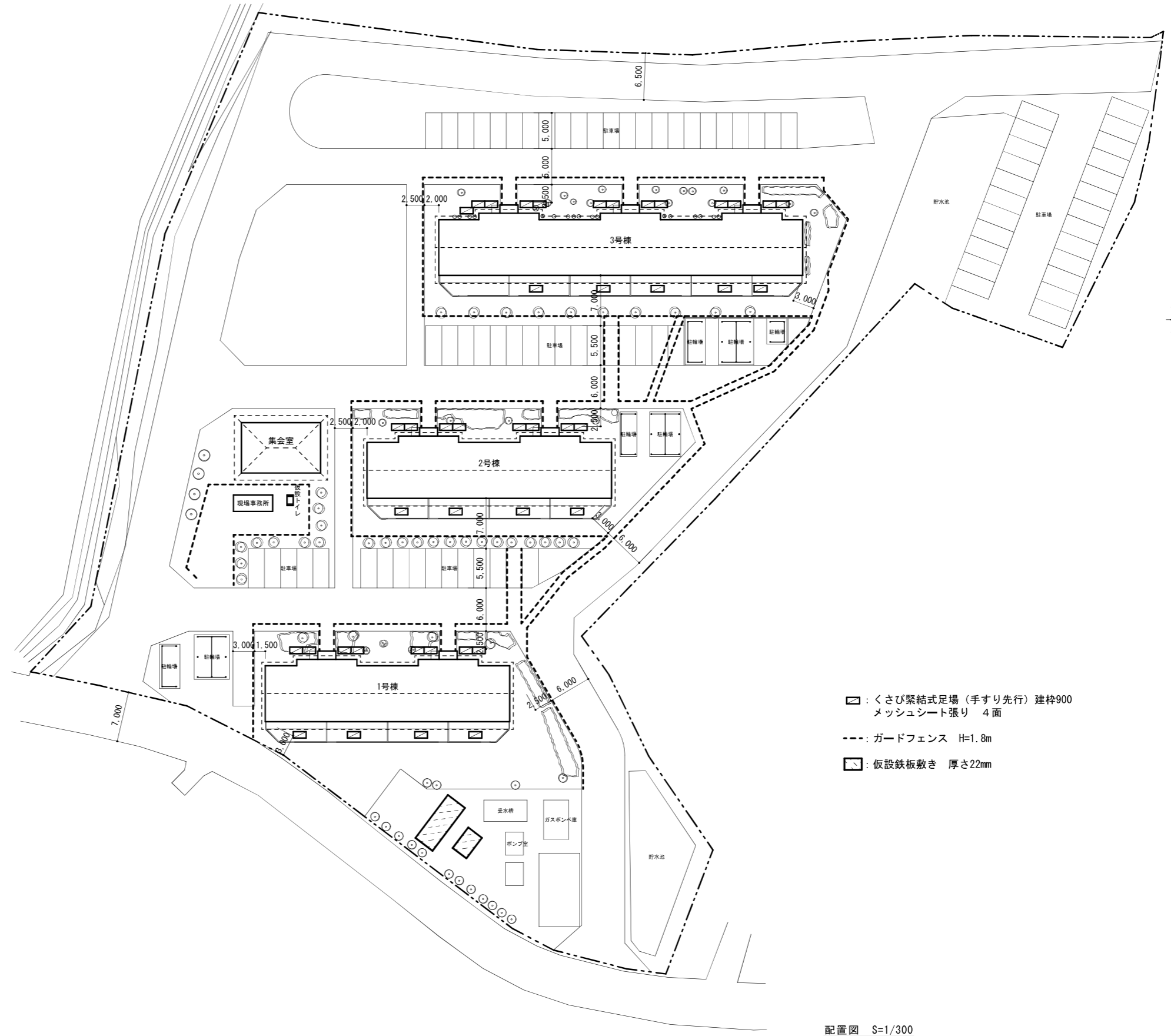
洗面：ブラケット LGB85042LE1 新設

Table with 4 columns: CHECK, CON. NAME (下町第二町営住宅給排水設備改修工事), DAY (2025年10月), P.T.C. NAME (工事概要), SCALE, A-07

案内図



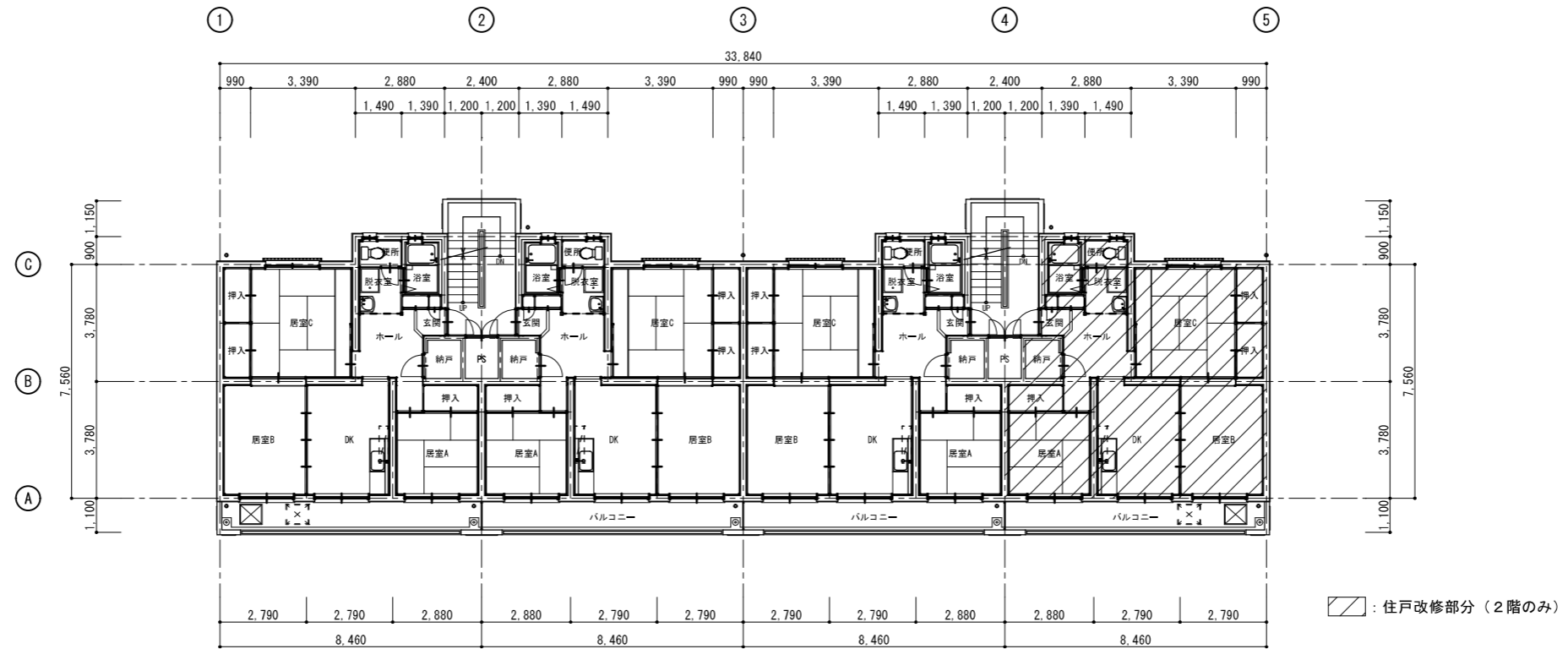
下町第二町営住宅：上三川町大字上三川4265-1



- ☐ : くさび緊結式足場（手すり先行）建枠900
メッシュシート張り 4面
- : ガードフェンス H=1.8m
- ▣ : 仮設鉄板敷き 厚さ22mm

配置図 S=1/300

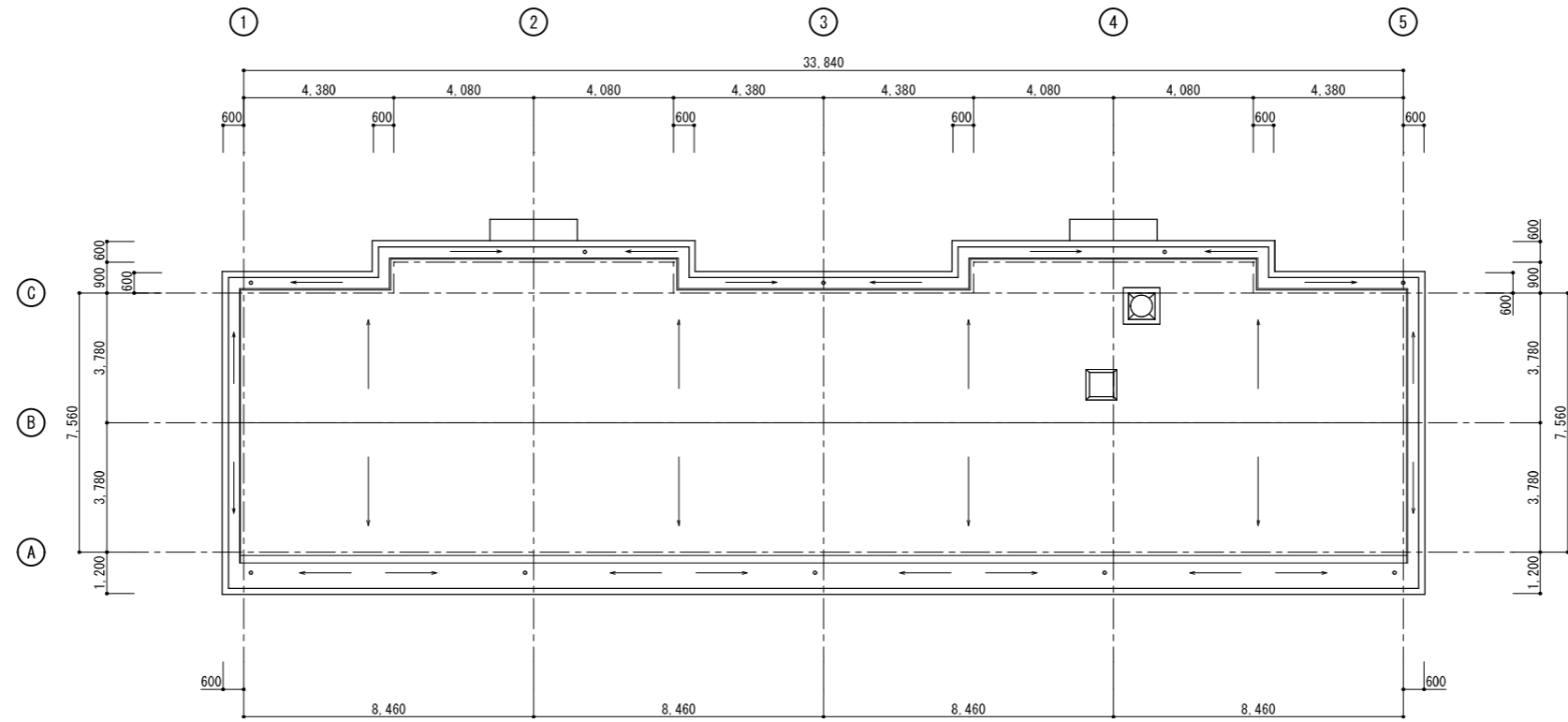
		CHECK	CON. NAME 下町第二町営住宅給排水設備改修工事	DAY 2025年10月
			PTC. NAME 案内図 配置図	SCALE 1/300
				A-08



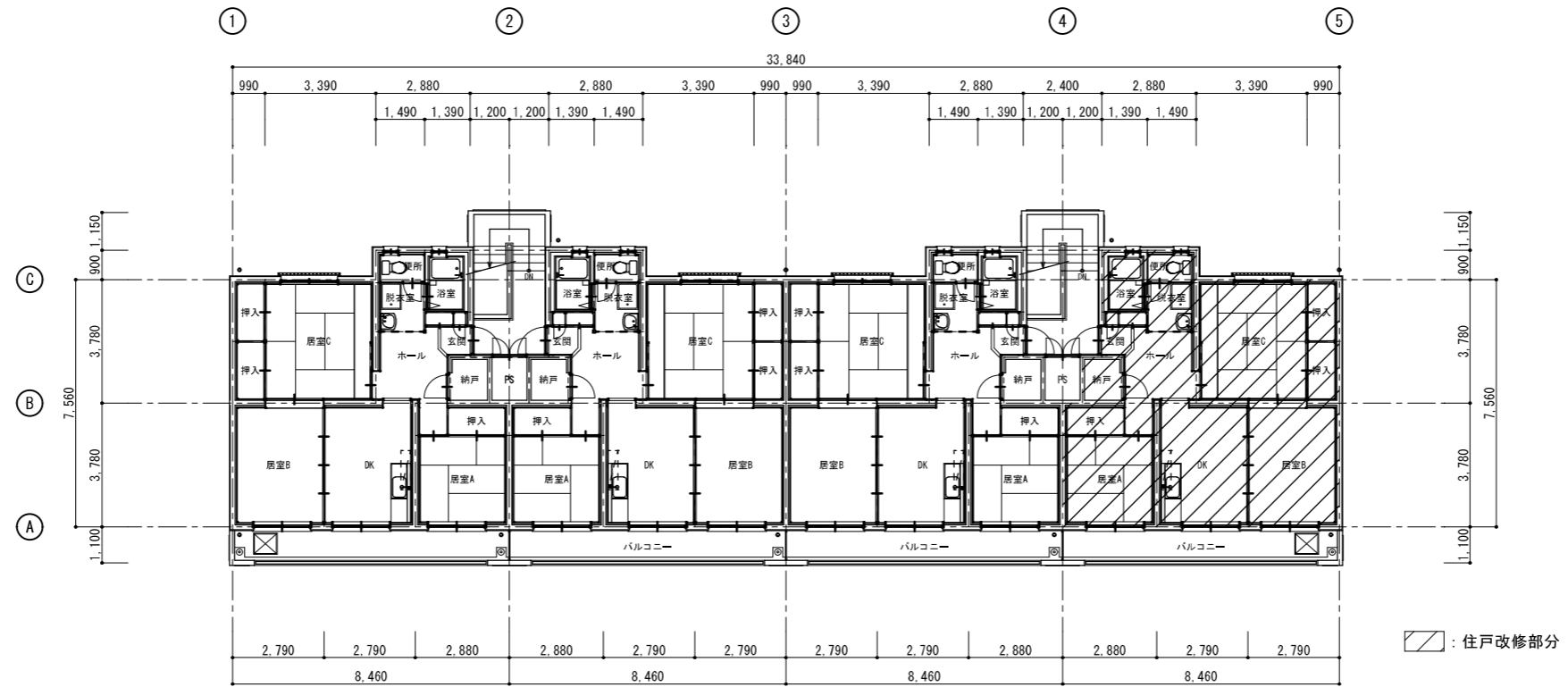
2・3階平面図 S=1/100



1階平面図 S=1/100

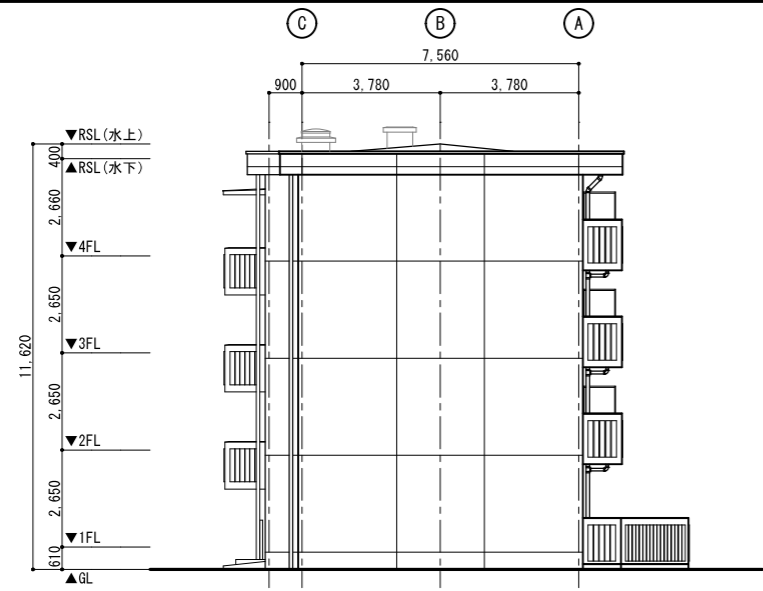


R階平面図 S=1/100

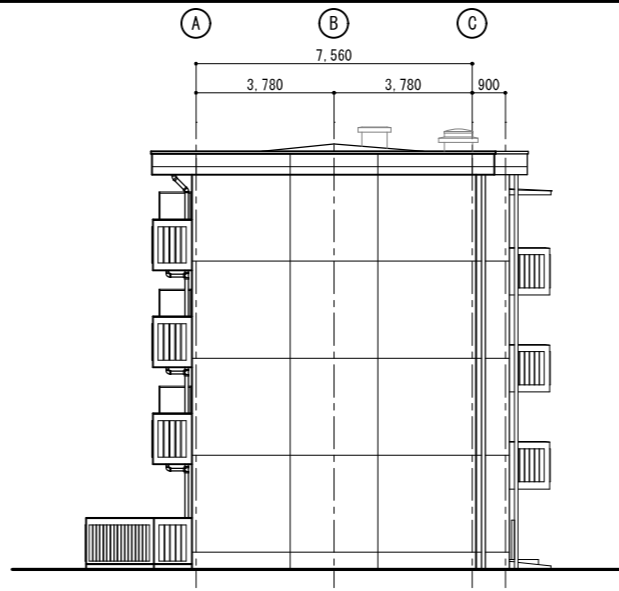


4階平面図 S=1/100

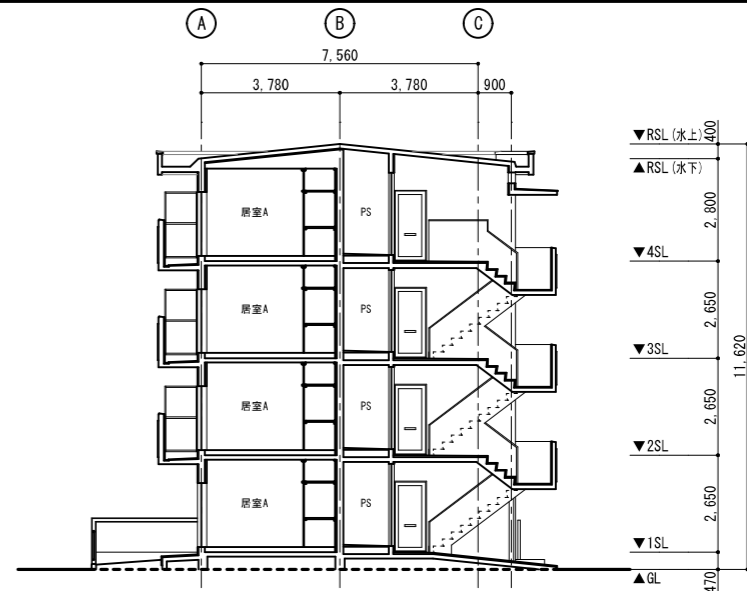
1号棟



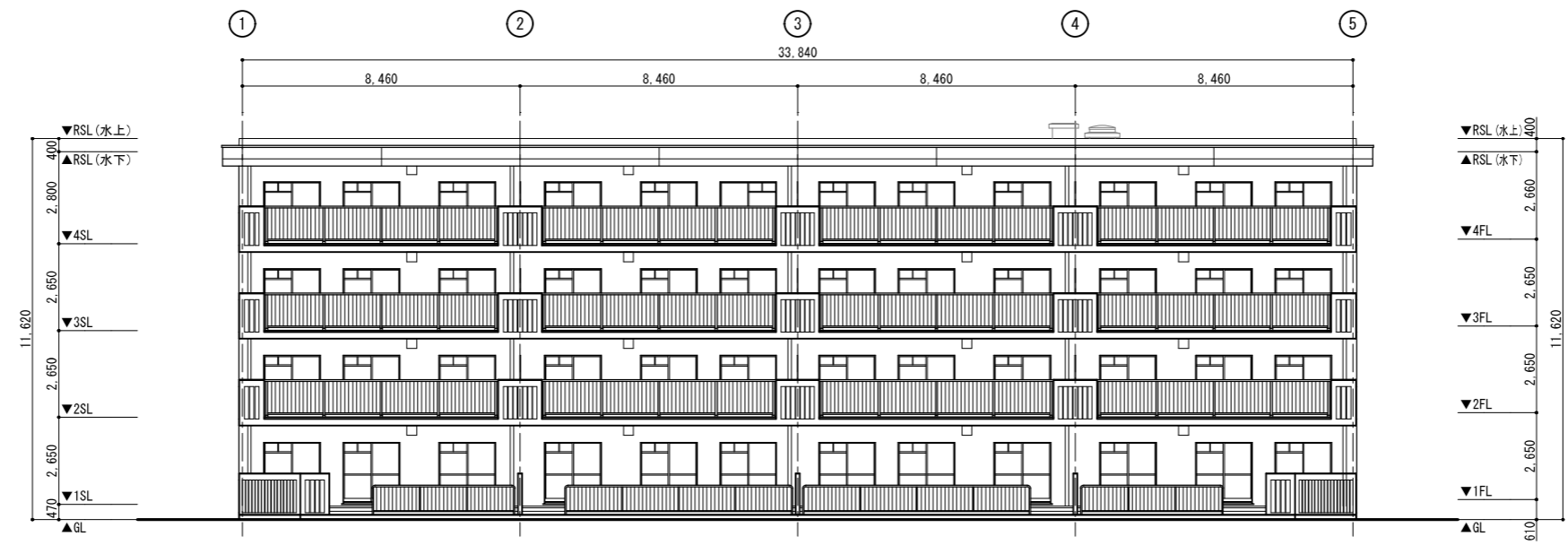
西側立面図 S=1/100



東側立面図 S=1/100



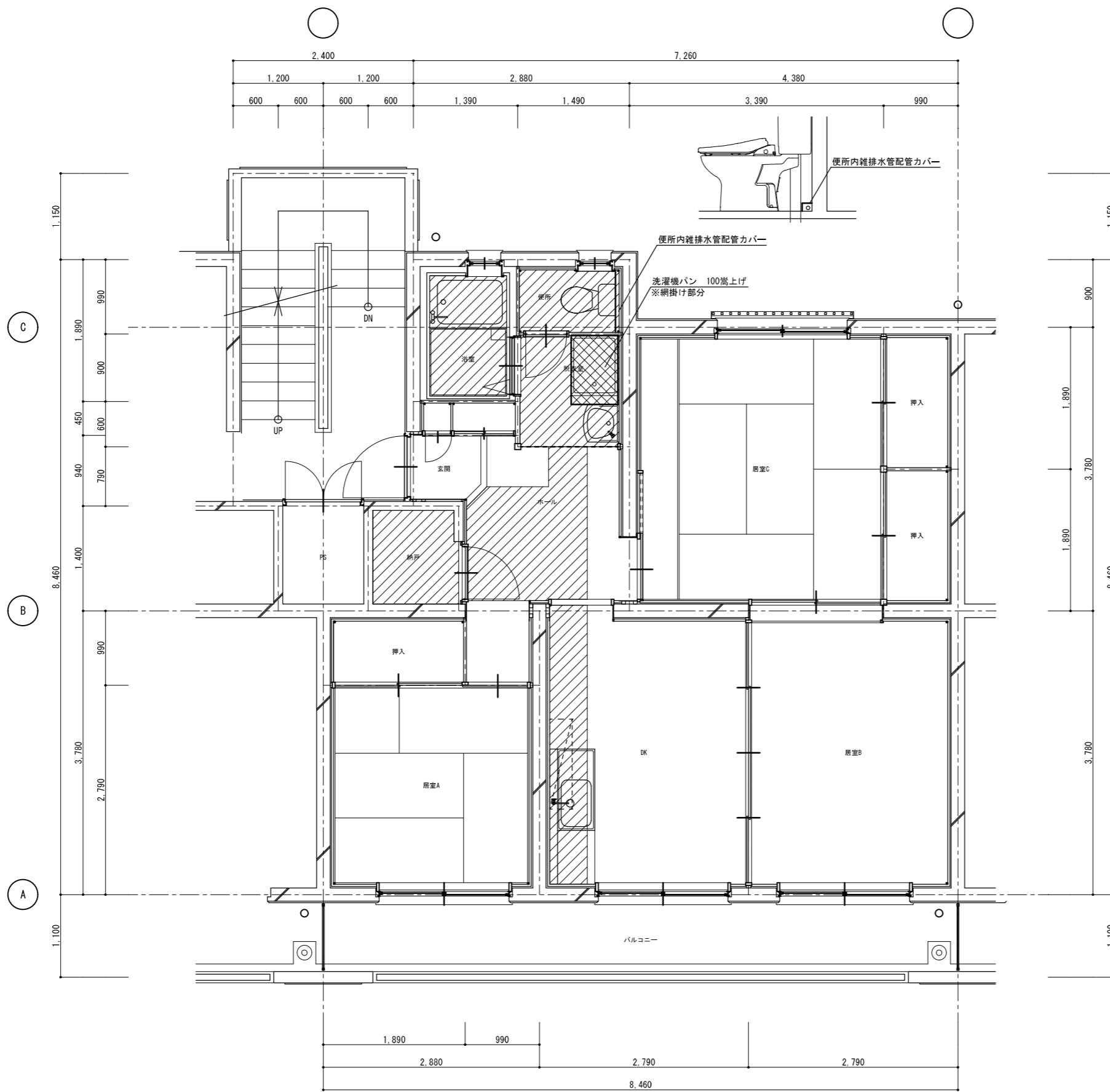
断面図 S=1/100



南側立面図 S=1/100



北側立面図 S=1/100



【現況】内部仕上げ表 (改修箇所のみ)

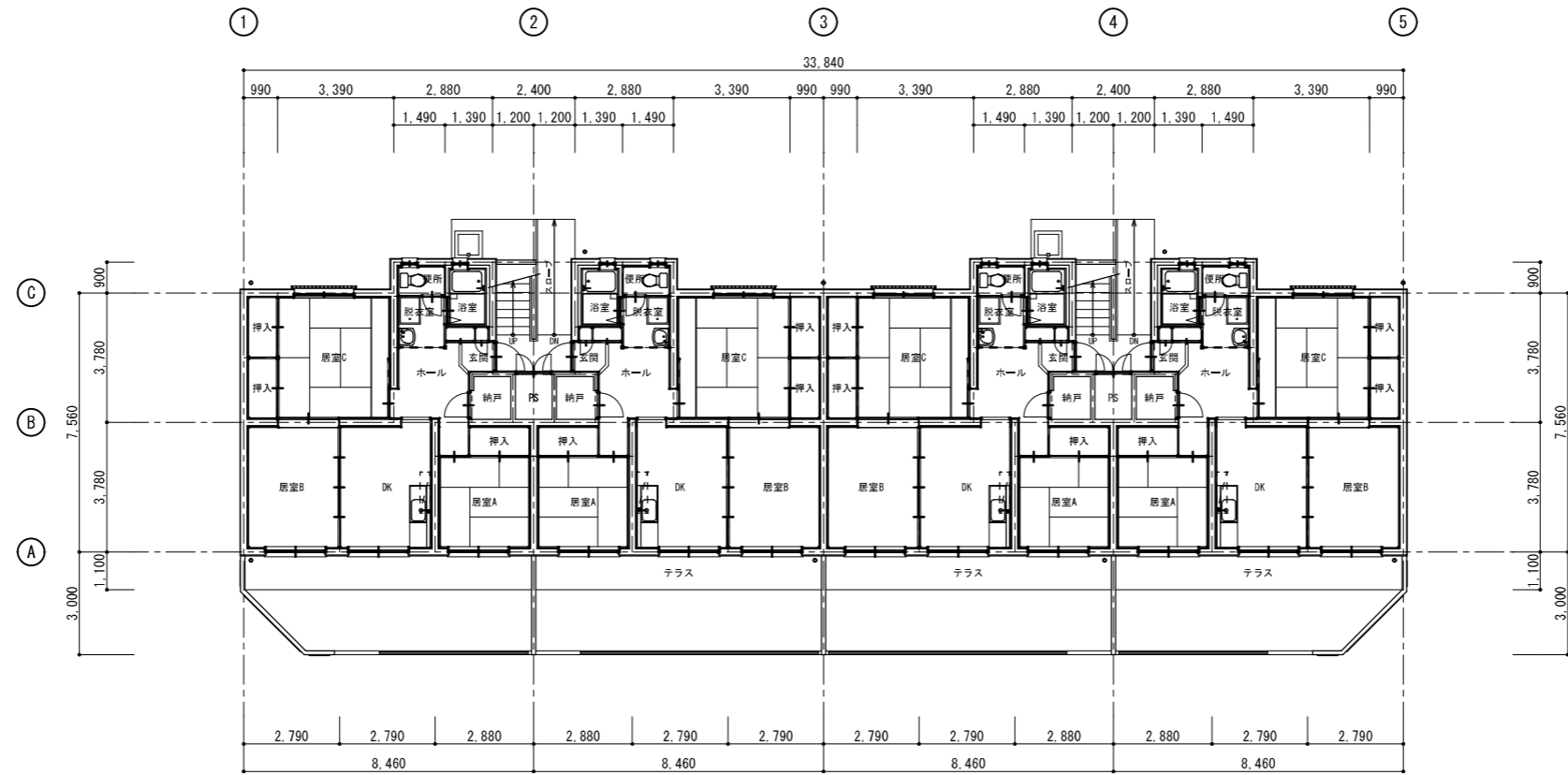
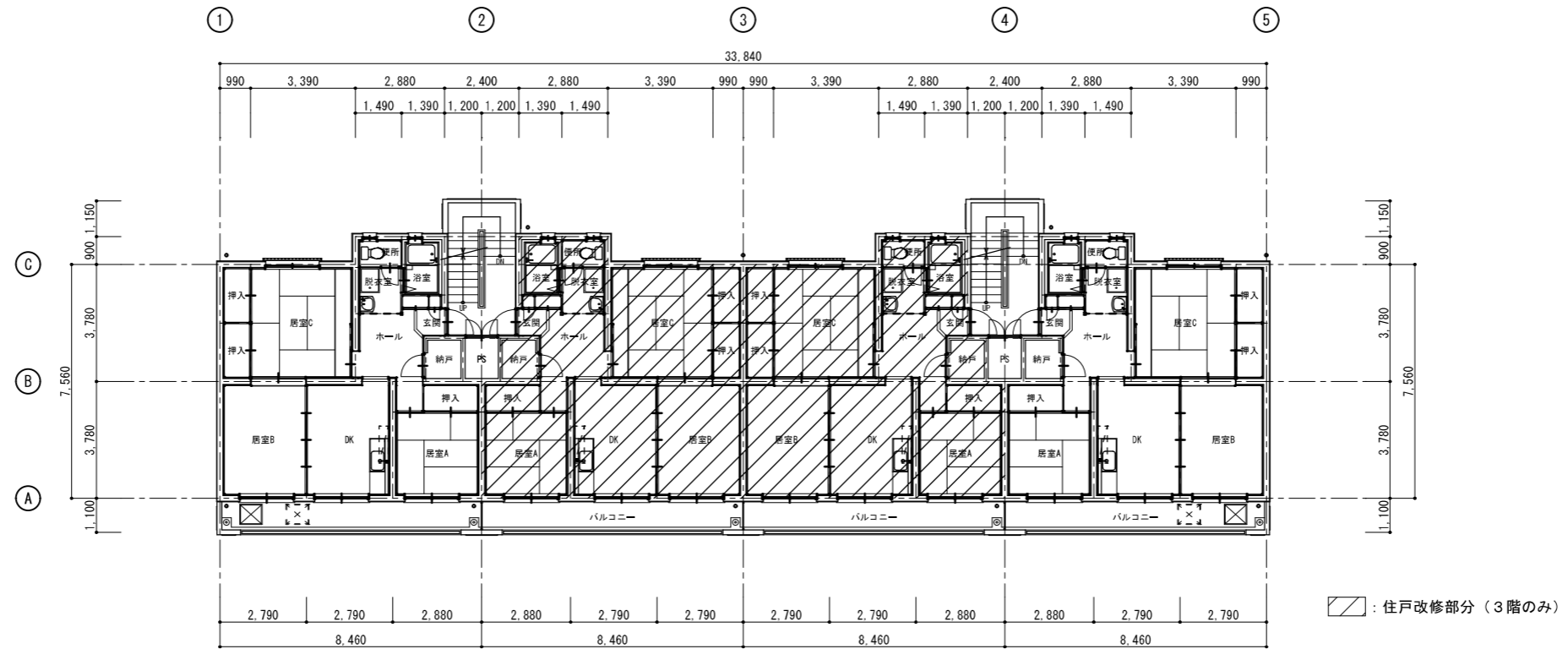
玄関ホール	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 撤去 上貼専用寄木フローアー 厚6.2mm
	巾木	ラワン H=75mm 撤去
洗面・脱衣室	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 撤去 上貼専用寄木フローアー 厚6.2mm
	巾木	ラワン H=75mm 撤去
浴室	床	Bユニットバスルーム
	巾木	
便所	床	塩ビシート床材 厚2.3mm 撤去 モルタル金ゴテ 厚30mm シンダーコンクリート打 厚100mm
	巾木	米柵 H=75mm 撤去
	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 撤去 上貼専用寄木フローアー 厚6.2mm
DK	巾木	ラワン H=75mm 撤去
	床	木造軸組 ラワン合板パネル貼 撤去
納戸	床	木造軸組 ラワン合板パネル貼 撤去
	巾木	雑巾摺 (塩ビ製) 撤去

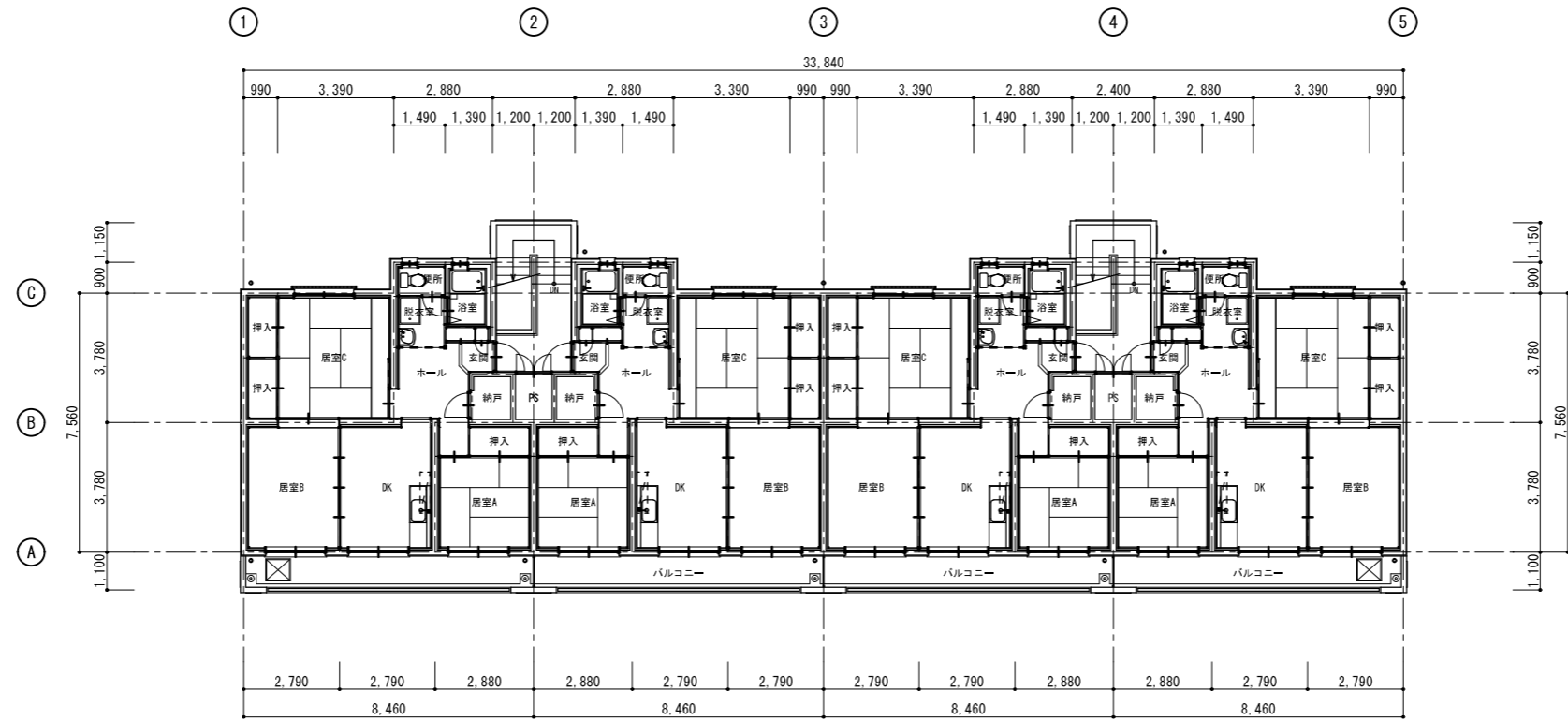
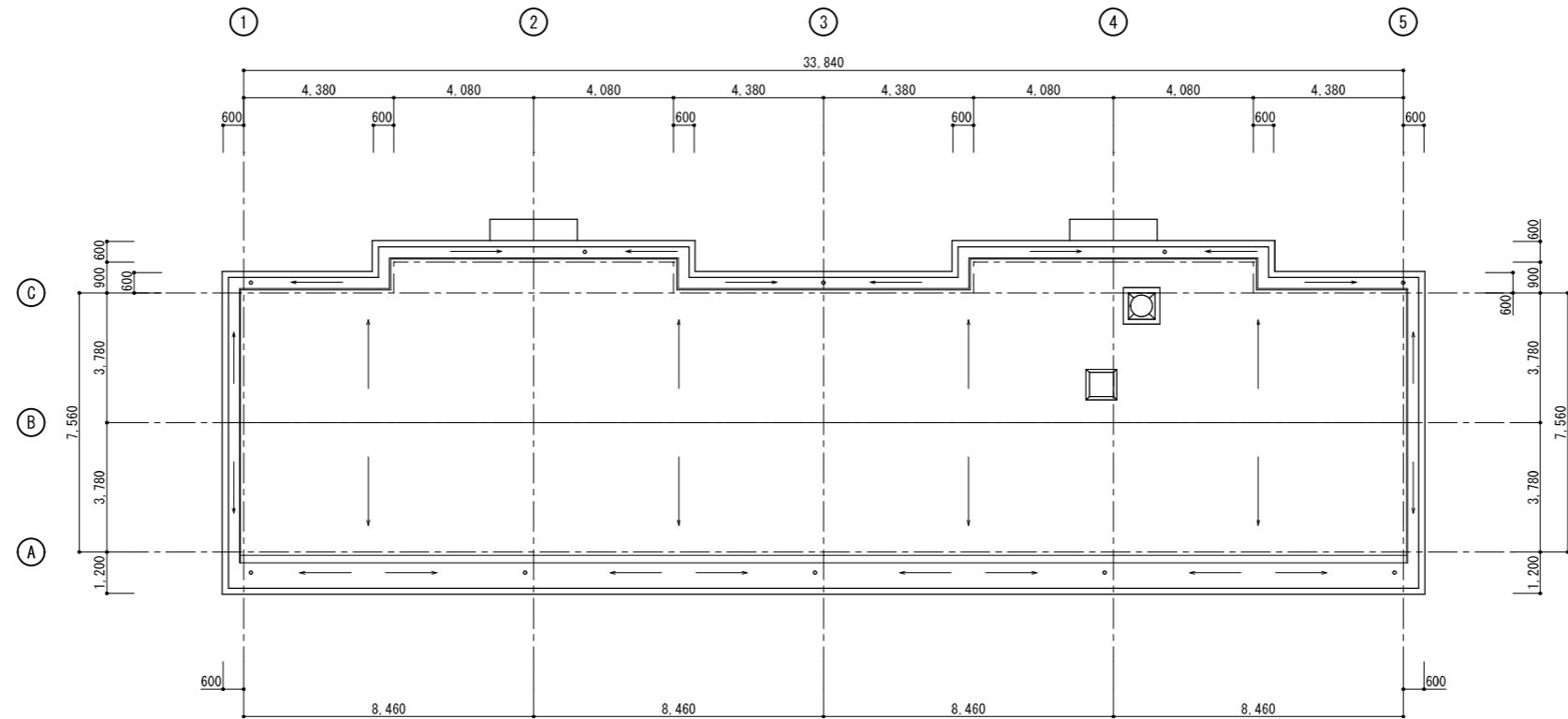
【改修】内部仕上げ表 (改修箇所のみ)

玄関ホール	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 新設 上貼専用寄木フローアー 厚6.2mm 既存
	巾木	ラワン H=75 新設
洗面・脱衣室	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 新設 上貼専用寄木フローアー 厚6.2mm 既存
	巾木	ラワン H=75 新設
浴室	床	Bユニットバスルーム
	巾木	ラワン H=75 新設
便所	床	塩ビシート床材 厚2.3mm 新設 モルタル金ゴテ 厚30mm 既存 シンダーコンクリート打 厚100mm 既存
	巾木	米柵 H=75mm 新設
	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 新設 上貼専用寄木フローアー 厚6.2mm 既存
DK	巾木	ラワン H=75 新設
	床	木造軸組 既存 ラワン合板パネル貼 新設
納戸	床	木造軸組 既存 ラワン合板パネル貼 新設
	巾木	雑巾摺 (塩ビ製) 新設

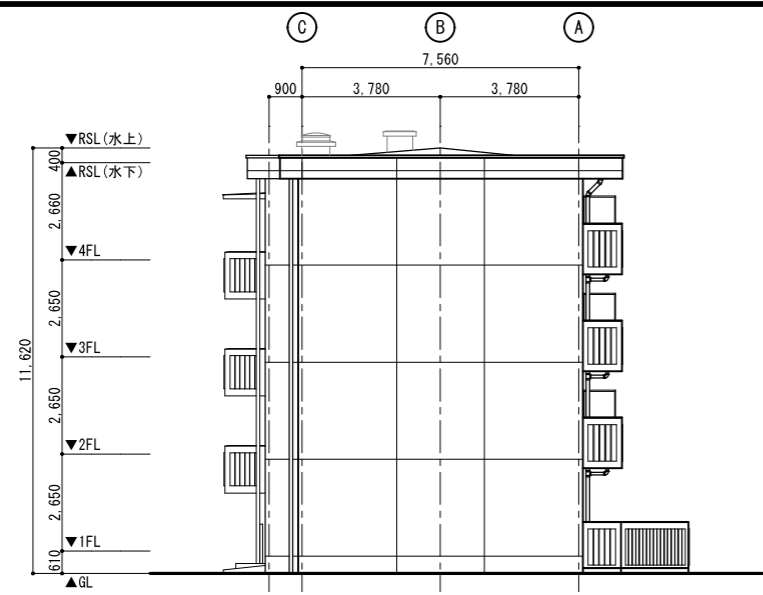
■■■■ 改修範囲を示す

平面詳細図 S=1/30

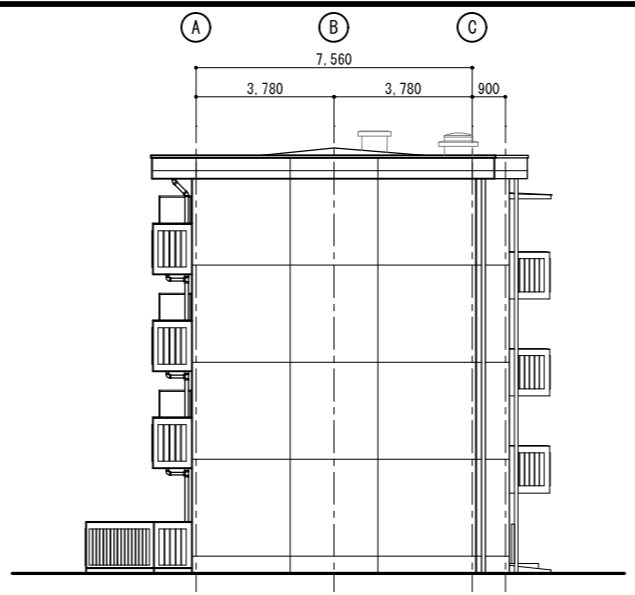




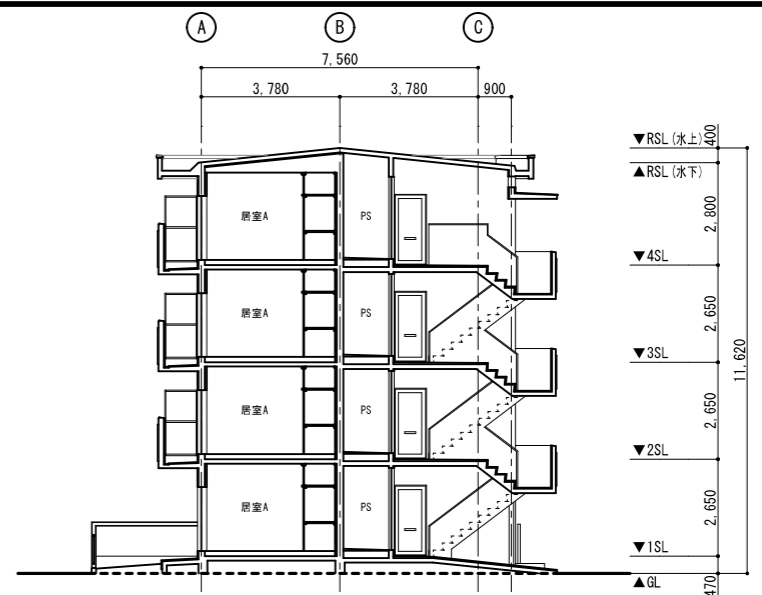
2号棟



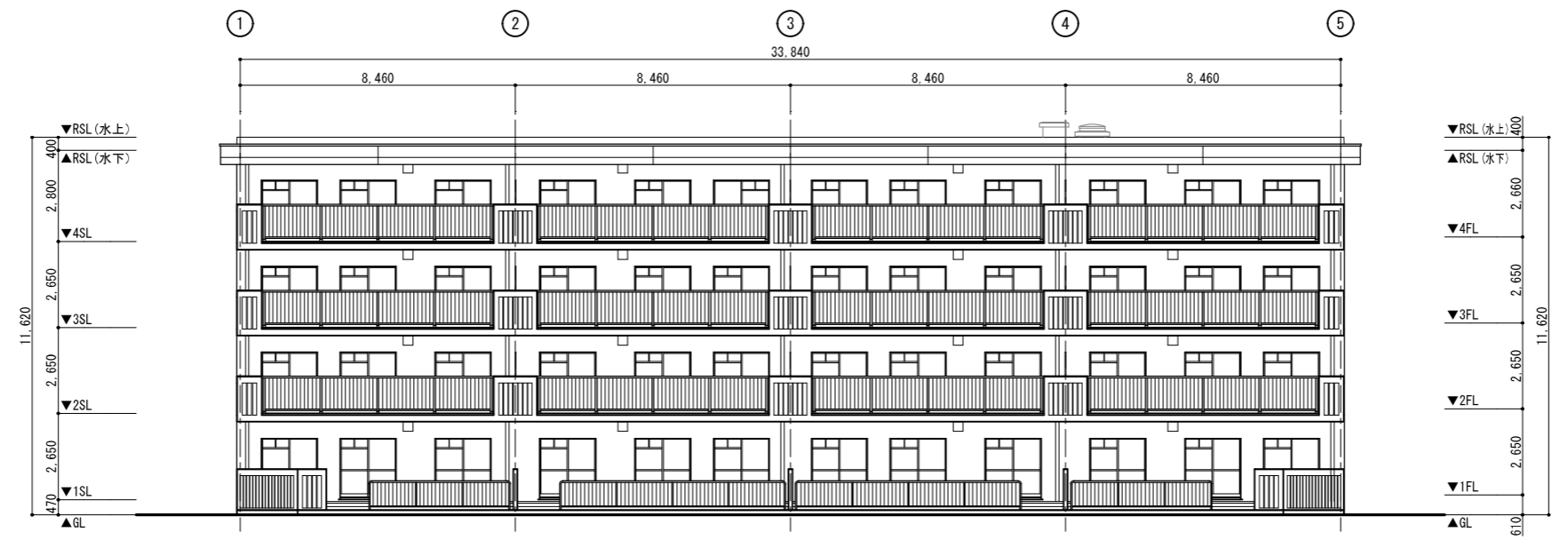
西側立面図 S=1/100



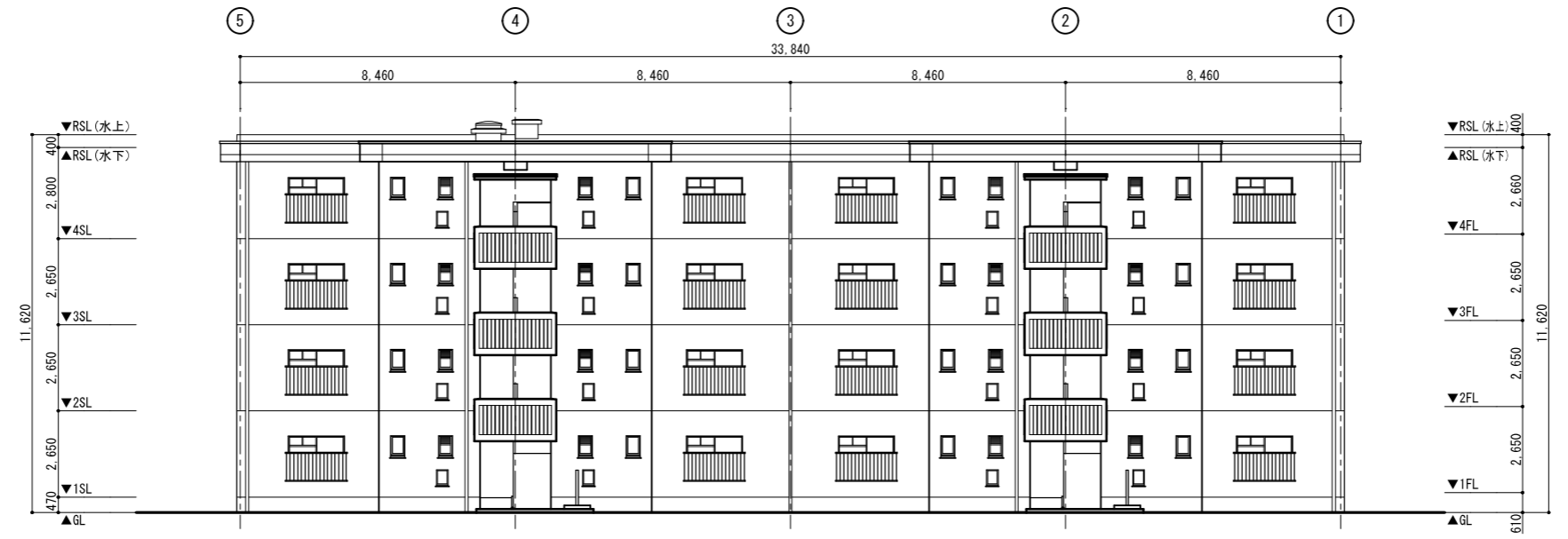
東側立面図 S=1/100



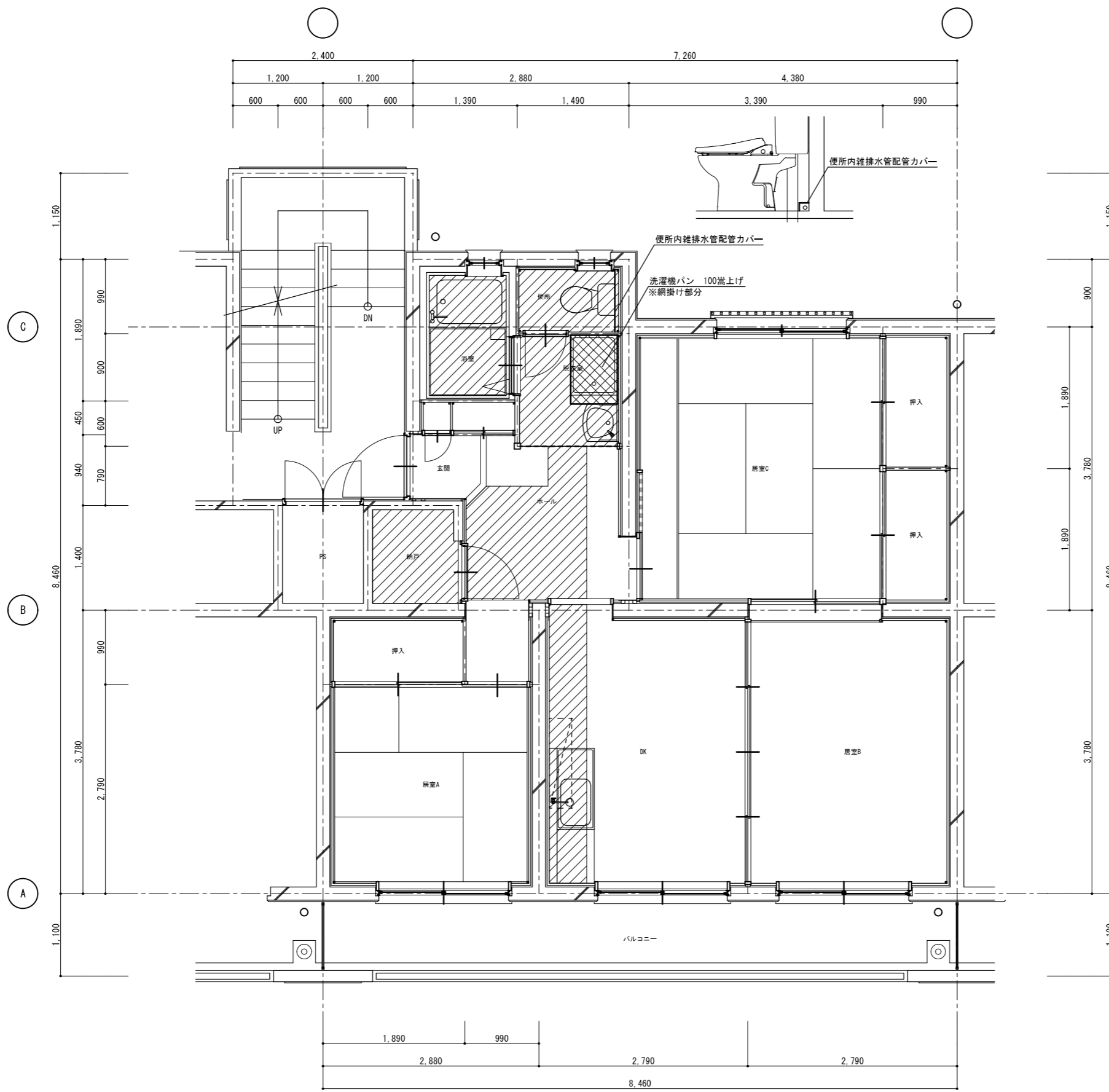
断面図 S=1/100



南側立面図 S=1/100



北側立面図 S=1/100



平面詳細図 S=1/30

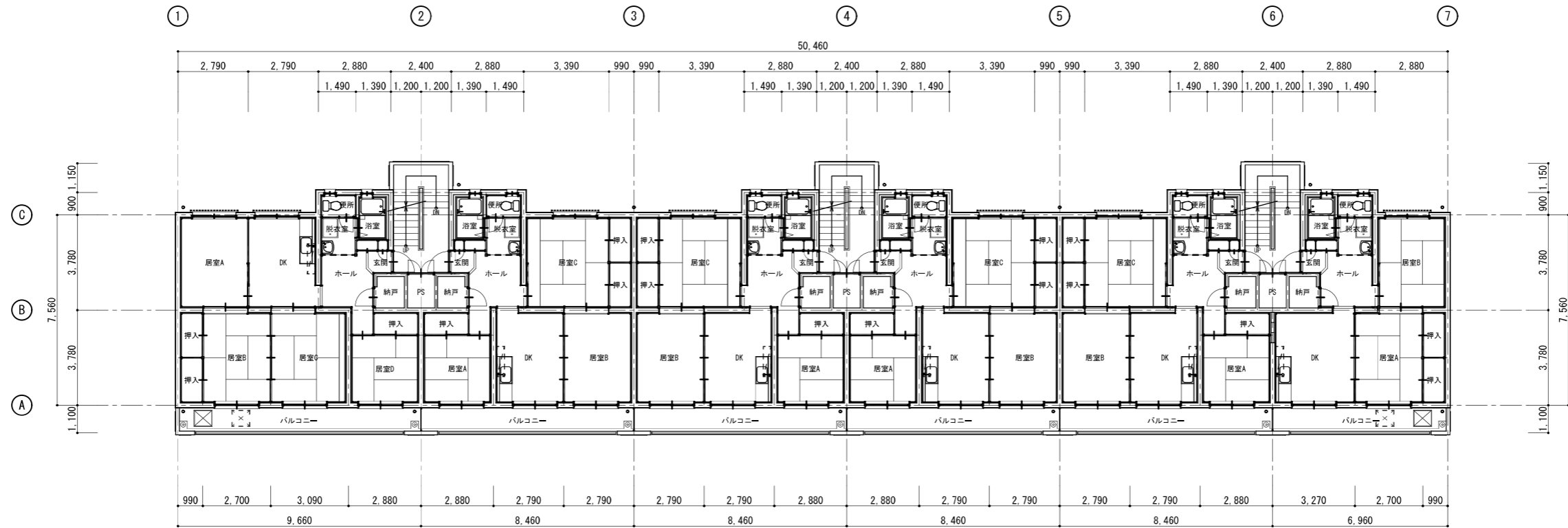
【現況】内部仕上げ表 (改修箇所のみ)

玄関ホール	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 撤去 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm
	巾木	ラワン H=75mm 撤去
洗面・脱衣室	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 撤去 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm
	巾木	ラワン H=75mm 撤去
浴室	床	Bユニットバスルーム
	巾木	
便所	床	塩ビシート床材 厚2.3mm 撤去 モルタル金ゴテ 厚30mm シンダーコンクリート打 厚100mm
	巾木	米柵 H=75mm 撤去
	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 撤去 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm
DK	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 撤去 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm
	巾木	ラワン H=75mm 撤去
納戸	床	木造軸組 ラワン合板パネル貼 撤去
	巾木	雑巾襖 (塩ビ製) 撤去

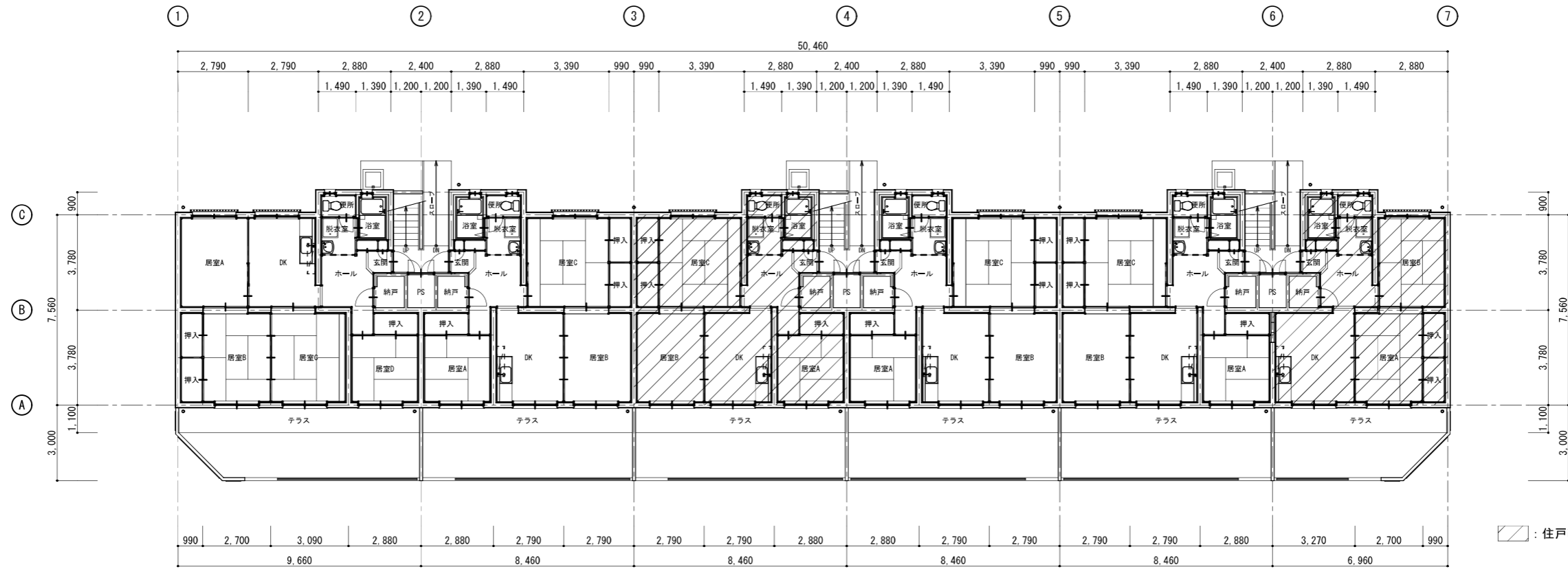
【改修】内部仕上げ表 (改修箇所のみ)

玄関ホール	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 新設 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm 既存
	巾木	ラワン H=75 新設
洗面・脱衣室	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 新設 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm 既存
	巾木	ラワン H=75 新設
浴室	床	Bユニットバスルーム
	巾木	ラワン H=75 新設
便所	床	塩ビシート床材 厚2.3mm 新設 モルタル金ゴテ 厚30mm 既存 シンダーコンクリート打 厚100mm 既存
	巾木	米柵 H=75mm 新設
	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 新設 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm 既存
DK	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 新設 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm 既存
	巾木	ラワン H=75 新設
納戸	床	木造軸組 既存 ラワン合板パネル貼 新設
	巾木	雑巾襖 (塩ビ製) 新設

■■■■ 改修範囲を示す



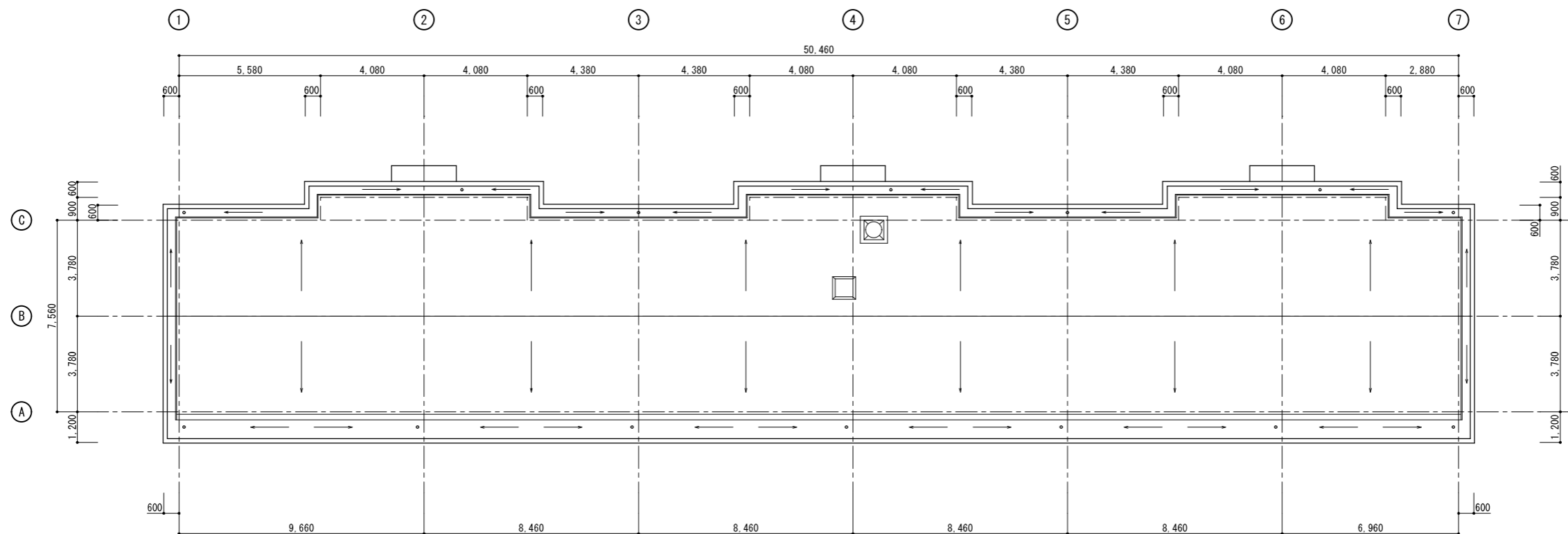
2・3階平面図 S=1/100



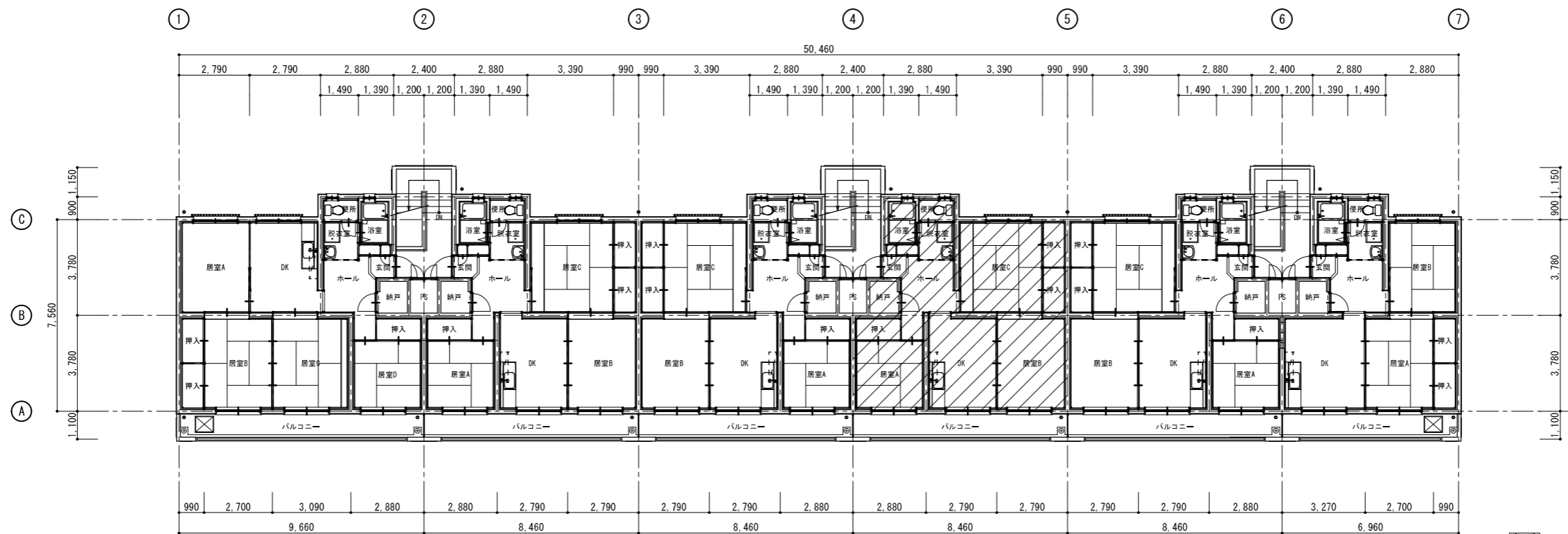
1階平面図 S=1/100

住戸改修部分

		CHECK	CON. NAME 下町第二町営住宅給排水設備改修工事	DAY 2025年10月
			PTC. NAME 3号棟 1階、2・3階平面図	SCALE 1/100
				A-17



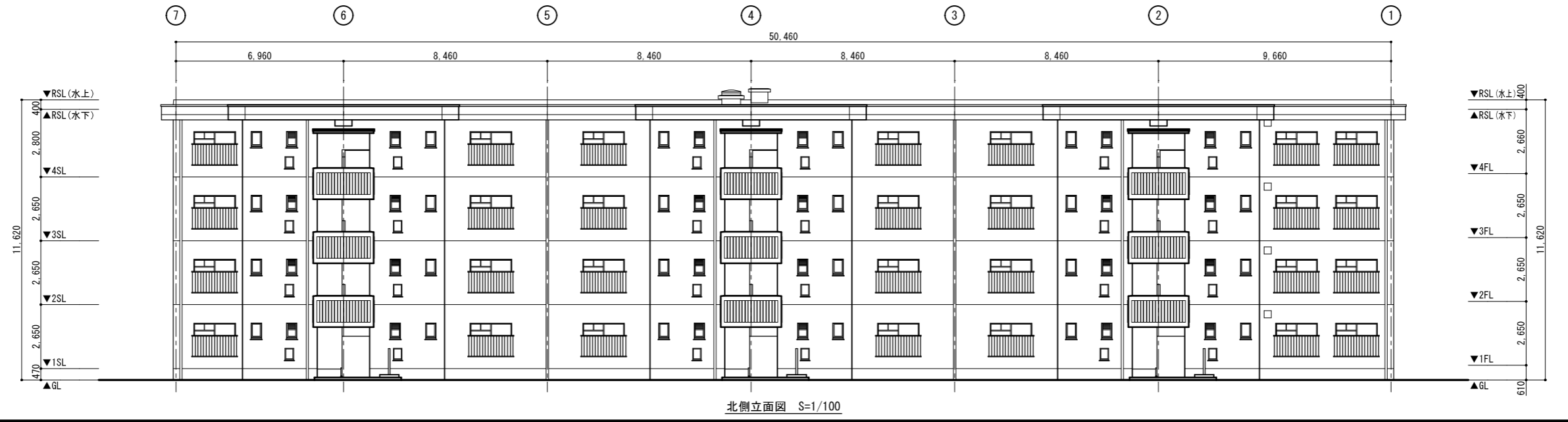
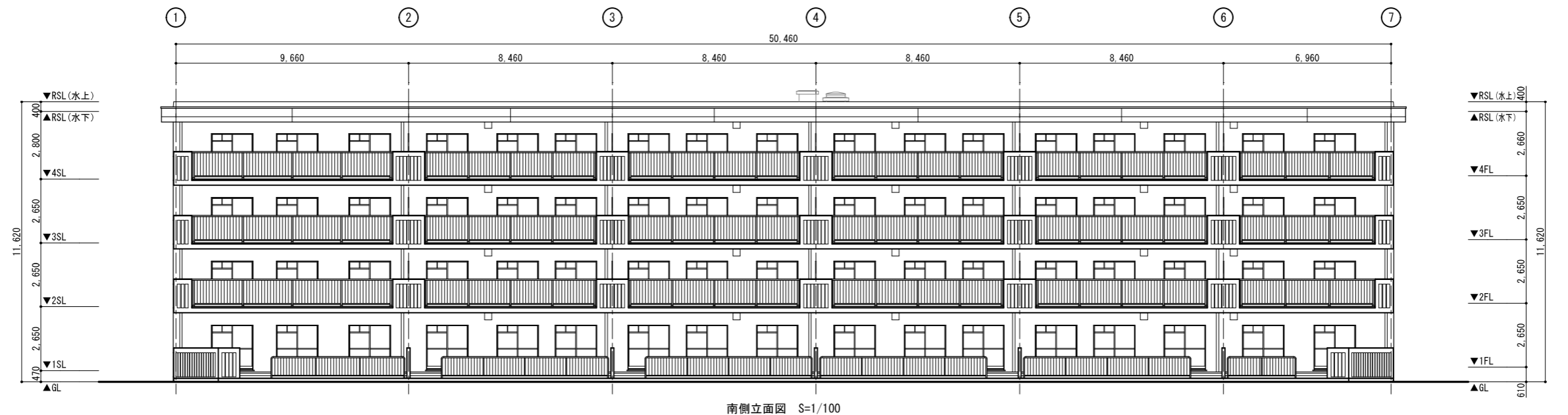
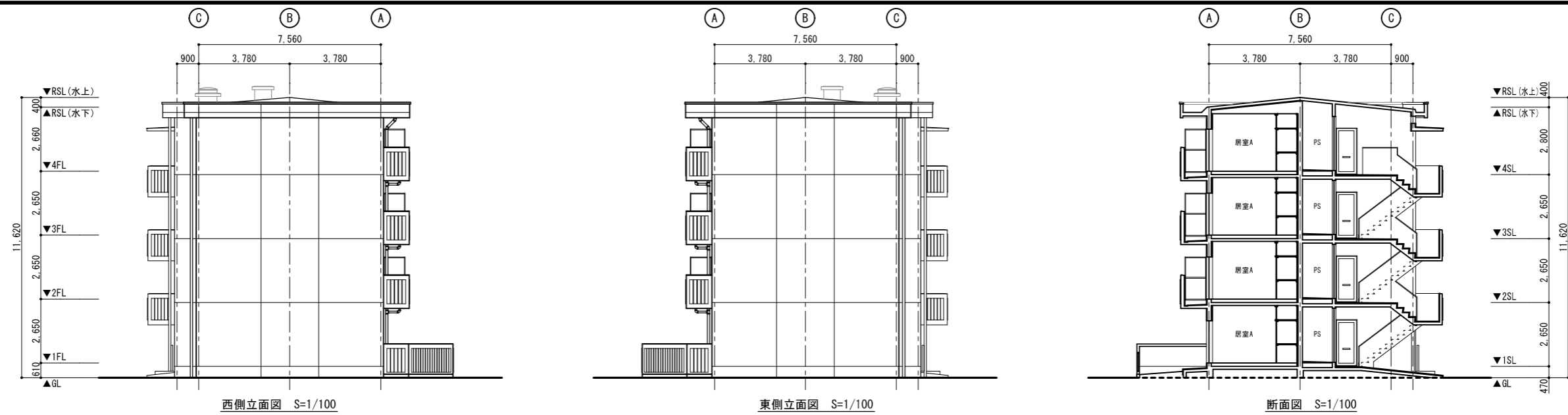
R階平面図 S=1/100

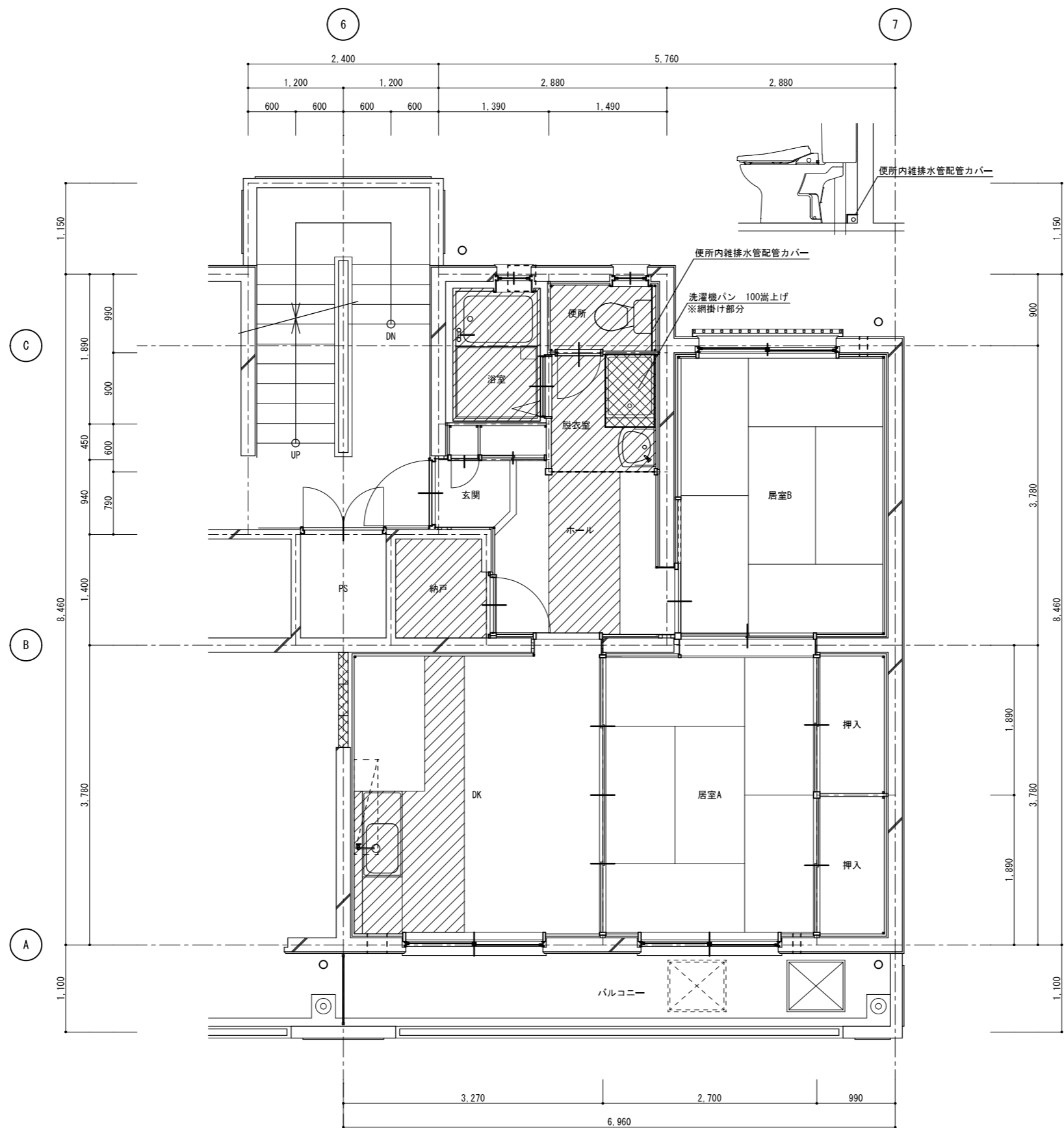


▨ : 住戸改修部分

4階平面図 S=1/100

3号棟





【現況】内部仕上げ表 (改修箇所のみ)

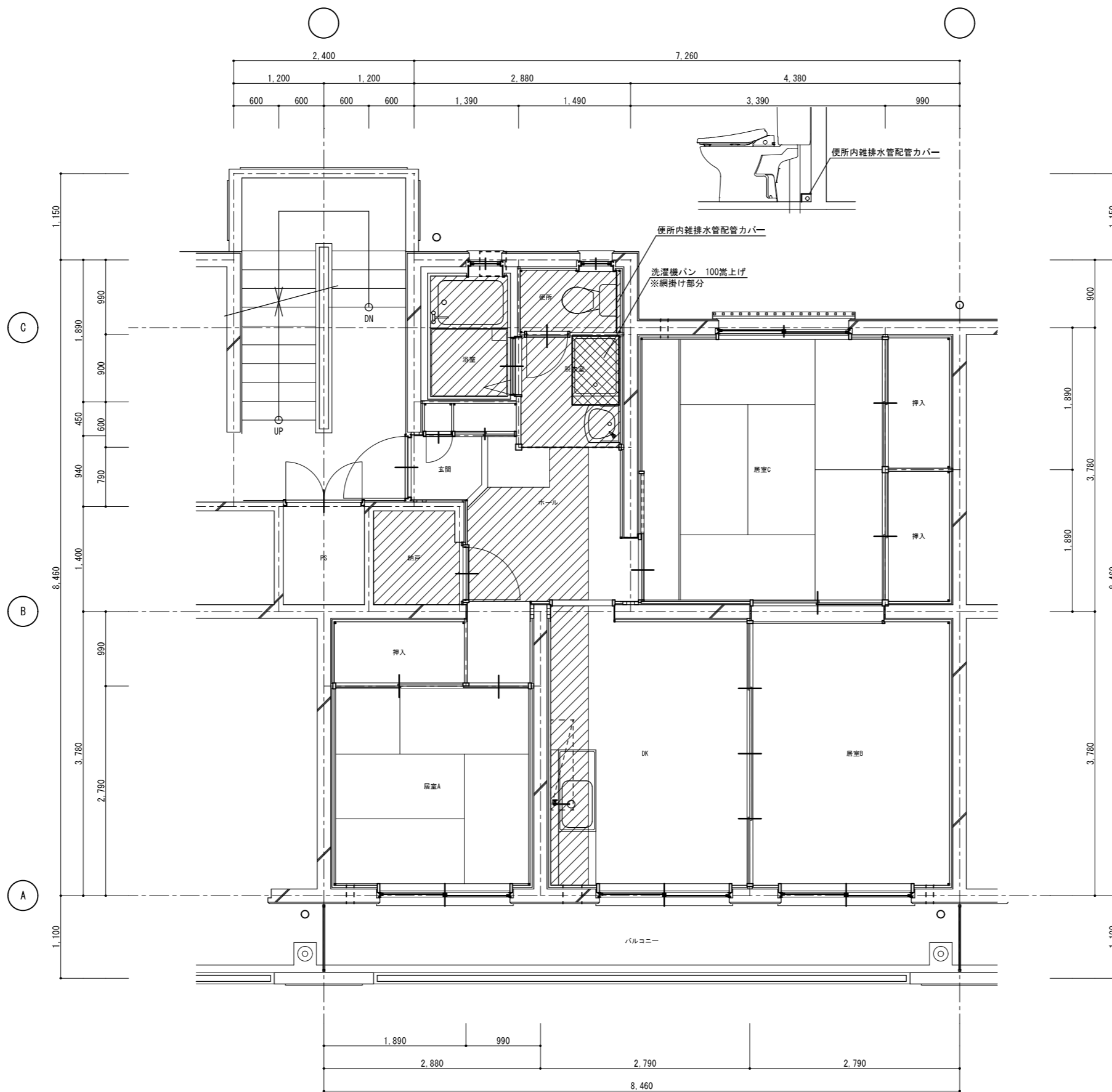
玄関ホール	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 撤去 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm
	巾木	ラワン H=75mm 撤去
洗面・脱衣室	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 撤去 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm
	巾木	ラワン H=75mm 撤去
浴室	床	Bユニットバスルーム
	巾木	
便所	床	塩ビシート床材 厚2.3mm 撤去 モルタル金ゴテ 厚30mm シンダーコンクリート打 厚100mm
	巾木	米栴 H=75mm 撤去
	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 撤去 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm
DK	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 撤去 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm
	巾木	ラワン H=75mm 撤去
納戸	床	木造軸組 ラワン合板パネル貼 撤去
	巾木	雑巾襖 (塩ビ製) 撤去

【改修】内部仕上げ表 (改修箇所のみ)

玄関ホール	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 新設 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm 既存
	巾木	ラワン H=75 新設
洗面・脱衣室	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 新設 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm 既存
	巾木	ラワン H=75 新設
浴室	床	Bユニットバスルーム
	巾木	ラワン H=75 新設
便所	床	塩ビシート床材 厚2.3mm 新設 モルタル金ゴテ 厚30mm 既存 シンダーコンクリート打 厚100mm 既存
	巾木	米栴 H=75mm 新設
	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 新設 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm 既存
DK	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 新設 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm 既存
	巾木	ラワン H=75 新設
納戸	床	木造軸組 既存 ラワン合板パネル貼 新設
	巾木	雑巾襖 (塩ビ製) 新設

■■■■ 改修範囲を示す

平面詳細図 S=1/30



【現況】内部仕上げ表 (改修箇所のみ)

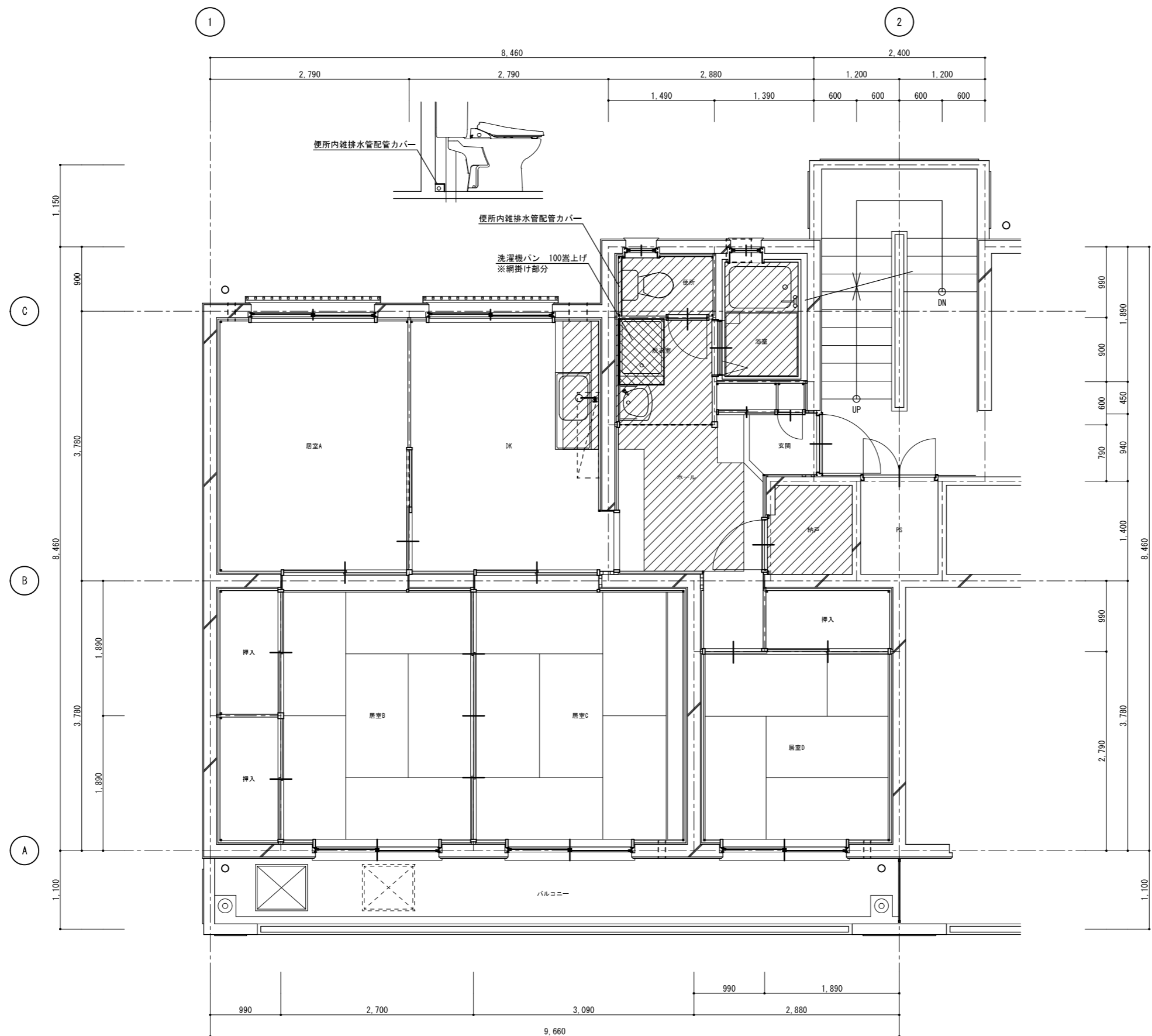
玄関ホール	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 撤去 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm
	巾木	ラワン H=75mm 撤去
洗面・脱衣室	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 撤去 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm
	巾木	ラワン H=75mm 撤去
浴室	床	Bユニットバスルーム
	巾木	
便所	床	塩ビシート床材 厚2.3mm 撤去 モルタル金ゴテ 厚30mm シンダーコンクリート打 厚100mm
	巾木	米柵 H=75mm 撤去
	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 撤去 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm
DK	巾木	ラワン H=75mm 撤去
	床	木造軸組 ラワン合板パネル貼 撤去
納戸	巾木	雑巾摺 (塩ビ製) 撤去

【改修】内部仕上げ表 (改修箇所のみ)

玄関ホール	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 新設 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm 既存
	巾木	ラワン H=75 新設
洗面・脱衣室	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 新設 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm 既存
	巾木	ラワン H=75 新設
浴室	床	Bユニットバスルーム
	巾木	ラワン H=75 新設
便所	床	塩ビシート床材 厚2.3mm 新設 モルタル金ゴテ 厚30mm 既存 シンダーコンクリート打 厚100mm 既存
	巾木	米柵 H=75mm 新設
	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 新設 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm 既存
DK	巾木	ラワン H=75 新設
	床	木造軸組 既存 ラワン合板パネル貼 新設
納戸	巾木	雑巾摺 (塩ビ製) 新設

■■■■ 改修範囲を示す

平面詳細図 S=1/30



【現況】内部仕上げ表 (改修箇所のみ)

玄関ホール	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 撤去 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm
	巾木	ラワン H=75mm 撤去
洗面・脱衣室	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 撤去 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm
	巾木	ラワン H=75mm 撤去
浴室	床	Bユニットバスルーム
	巾木	
便所	床	塩ビシート床材 厚2.3mm 撤去 モルタル金ゴテ 厚30mm シンダーコンクリート打 厚100mm
	巾木	米桐 H=75mm 撤去
	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 撤去 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm
DK	巾木	ラワン H=75mm 撤去
	床	木造軸組 ラワン合板パネル貼 撤去
納戸	巾木	雑巾摺 (塩ビ製) 撤去

【改修】内部仕上げ表 (改修箇所のみ)

玄関ホール	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 新設 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm 既存
	巾木	ラワン H=75 新設
洗面・脱衣室	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 新設 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm 既存
	巾木	ラワン H=75 新設
浴室	床	Bユニットバスルーム
	巾木	ラワン H=75 新設
便所	床	塩ビシート床材 厚2.3mm 新設 モルタル金ゴテ 厚30mm 既存 シンダーコンクリート打 厚100mm 既存
	巾木	米桐 H=75mm 新設
	床	乾式遮音二重床下地 厚12mm (ナイロン足付) 新設 上貼専用寄木フローア 厚6.2mm 既存
DK	巾木	ラワン H=75 新設
	床	木造軸組 既存 ラワン合板パネル貼 新設
納戸	巾木	雑巾摺 (塩ビ製) 新設

■■■■ 改修範囲を示す

平面詳細図 S=1/30

下町第二町営住宅給排水改修工事

「**特記仕様書**」

I 工事概要

1. 工事場所	栃木県河内郡上三川町大字上三川 4265-1		
2. 建物概要			
建築物名称	構造概要	延べ面積 (㎡)	防火対象物区分
1号棟	R C造 4階建	1,098.64	
2号棟	R C造 4階建	1,098.64	
3号棟	R C造 4階建	1,638.88	
ポンプ室	C B造 平屋建	8.00	

3. 工事種目（●印付けたものを適用し各一式とする。）

工事種目	建物名称							
	1号棟	2号棟	3号棟	ポンプ室				
電 灯 設 備	●	●	●	○	○	○	○	
動 力 設 備	○	○	○	●	○	○	○	
電 熱 設 備	○	○	○	○	○	○	○	
雷 保 護 設 備	○	○	○	○	○	○	○	
受 変 電 設 備	○	○	○	○	○	○	○	
電力貯蔵設備	○	○	○	○	○	○	○	
発 電 設 備	○	○	○	○	○	○	○	
構内情報通信網設備	○	○	○	○	○	○	○	
構 内 交 換 設 備	○	○	○	○	○	○	○	
情 報 表 示 設 備	○	○	○	○	○	○	○	
映 像 ・ 音 響 設 備	○	○	○	○	○	○	○	
拡 声 設 備	○	○	○	○	○	○	○	
誘 導 支 援 設 備	○	○	○	○	○	○	○	
テレビ共同受信設備	○	○	○	○	○	○	○	
監視カメラ設備	○	○	○	○	○	○	○	
駐車場管制設備	○	○	○	○	○	○	○	
防火・入退室管理設備	○	○	○	○	○	○	○	
火 災 報 知 設 備	○	○	○	○	○	○	○	
中央監視制御設備	○	○	○	○	○	○	○	
発 生 材 処 理	○	○	○	○	○	○	○	
構 内 配 電 線 路	●	●	●	○	○	○	○	
構 内 通 信 線 路	○	○	○	○	○	○	○	
テレビ電波障害防除	○	○	○	○	○	○	○	

II 電気設備工事仕様

1. 共通仕様
設計書、図面、特記仕様書及び現場説明書（質問回答書を含む）に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）」（以下、「

「標仕」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）」（以下、「改修標仕」という。）及び「公共建築設備工事標準図面（電気設備工事編）（令和4年版）」（以下、「標準図面」という。）に準拠するものとし、優先順位は次による。

- 質問回答書（（2）から（5）に対するもの）
- 現場説明書（入札条件書(特記事項)含む）
- 特記仕様書
- 図面及び設計書
- 標仕、改修標仕及び標準図

また、公営住宅工事においては上記に加え、公共住宅事業者等連絡協議会編纂の「公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年度版）」（以下、「公任仕」という。）及び公共住宅改修工事共通仕様書（初版）（以下、「改修公任仕」という。）に準拠するものとし、優先順位は次による。

- 質問回答書（（2）から（7）に対するもの）
- 現場説明書（入札条件書(特記事項)含む）
- 特記仕様書
- 図面及び設計書
- 標仕、改修標仕及び標準図
- 公任仕及び改修公任仕
- 機材の品質・性能基準（令和元年度版）（以下、「品質・性能基準」という。）

2. 特記仕様

- 章は●印が付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを、特記事項は●印が付いたものを適用する。
- 特記事項に記載の（. . .）内表示番号は、標仕の当該項目を表す。
- 特記事項に記載の（公任仕. . .）内表示番号は、公任仕の当該項目を表す。

<p>● 一般共通事項</p>

○1 工事実績情報システム (CORINS) への登録（1.1.4）

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情報を作成し監督職員の確認を受けたら、登録機関へ登録申請を行う。

○2 火災保険等

火災保険、建設工事保険、組立保険または土木工事保険等のうち1以上に加入する。
契約期間の始期は、材料（仮設、型枠材を除く）搬入時以前とし、終期は、工事目的物（分離発注に於いては、引き渡しが最後となる工事目的物）の引き渡しの翌日とす。
保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

○3 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付きなければならない。
保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

○4 調査試験に対する協力

- 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
- 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。
ア 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
イ 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。
ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

エ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

○5 施工従事者

契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。

- ・6 施工条件明示**（1.3.3）

工所用車両の駐車場　・敷地内　・敷地外（　）
資機材の置場所　　・敷地内　・敷地外（　）

○7 埋設物の調査等

給排水管、ガス管、ケーブル等の埋設が予想される場合は、調査を行うこと。なお、給排水管等を掘り当てた場合は、損傷しないように注意し、必要に応じて、応急処置を行い、監督職員及び関係者と協議すること。また、工事に支障となる障害物を発見した場合は、監督職員と協議すること。ただし、容易に取り除ける障害物はこの限りではない。

○8 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに提出しなければならない。
[工事事故等が発生した場合の早期報告の徹底について]
万が一事故等が発生した場合、被災者の救護・現場の安全確保を最優先のうえ、警察・消防・労働基準監督署等関係機関への通報と合わせ、直ちに発注機関へ通報すること。
工事事故等が発生した場合、事故の大小を問わず、直ちに監督職員へ通報すること。
なお、事故発生の速報においては、休日、時間外を問わず行うこととし、資料の有無は問わない。
また、本指示内容については、下請けを含む作業員や資機材運搬業者、交通誘導員等の工事関係者全てに行き届くよう周知徹底すること。

○9 交通安全管理（1.3.6）

受注者は、栃木県公安委員会が定める路線（令和6年5月31日以前：平成21年9月30日栃木県公安委員会告示第54号、令和6年6月1日以降：令和5年11月30日栃木県公安委員会告示第61号）の交通誘導を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員を1人以上配置しなければならない。

○10 環境対策

- 騒音・振動対策
受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成13年4月9日国交省告示第487号）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
- 排出ガス対策
受注者は、工事の施工にあたり「建設機械に関する技術指針」別表第3に掲げる建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経発第249号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械または同等の建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
- グリーン購入法

受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業毎の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号、「グリーン購入法」という。）」第10条及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」第63条で定めた「栃木県グリーン調達推進方針」に定められた特定調達品目の使用を推進するものとする。

○11 発生材の処理等

[発生土]
○構内指示の場所に敷均し　　○構外指示の場所にたい積
○構内指示の場所にたい積　　○構内搬出指示の場所にたい積
たい積場所（　）　　たい積場所（　）
○構外搬出適切処理
（処理場所は入札条件書(特記事項)による）
・上記に指定されていない建設発生土については、原則として工事間利用の促進に努めること。
[発生土以外の発生材]
○引渡しを要するもの　○有　名称（　）　○無
・特別管理型産業廃棄物　○有　名称（　）　○無
処理方法（　）
・再利用及び再資源化を図るもの　○有　名称（　）　○無
・廃P C B等は関係法令により適切に処理し、施設管理者に引き渡すこと。
・六ふっ化硫黄ガス、イオン化式感知器は関係法令により適切に回収、処理すること。
・蛍光ランプ、水銀ランプ等の水銀を使用しているランプは工事監理指針等により適切に処理すること。

※上記に指定されていないものは、標仕1.3.9(2) (エ)及び「建設廃棄物処理指針」（平成22年版）によるほか、下記により構外に搬出し適切に処理する。
（1）建設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、法令等に基づき、工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し提出すること。なお、これらの記録を工事完成後1年間保存しておくこと。
（2）建設副産物の処理に先立ち、あらかじめ監督職員に確認を受けた「建設副産物処理承認申請書」を提出すること。
（3）建設副産物の処分にあたって、提出事業者（元請業者）は処理業者と建設副産物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。
（4）建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理調査」を作成し、監督職員に提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受け入れ伝票、写真、位置図、経路図等）を提示し確認を受けること。
（5）建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の交付されたもの及び回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。なお、回収したマニフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法を踏まえて適切に保存すること。

○12 再使用機器

再使用機器取り外し後再使用する機器は、清掃後絶縁測定のうち取り付けける。

○13 機材の品質等（1.4.2）

本工事に使用する機材等のうち、特定のものが特記された材料は、設計図書に規定するもの、または同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、同等品等使用願を監督職員に提出して承諾を受ける。

なお、同等品の中で、一般社団法人公共建築協会編纂『建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿』に記載されている製造所の材料を選定した場合は、設計図書に規定するものと同等と取り扱い、主要資材使用通知書により監督職員に通知する。

○14 機材の検査（1.4.4）

現場に搬入する機材について、監督職員の検査を受ける機器の種類をあらかじめ協議すること。

○15 下請負人の選定及び工事材料の選定

○受注者は、下請負契約を締結する場合、当該契約の相手方を県内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。

○受注者は、県内で産出、生産または製造される資材等の規格品質等が本設計の仕様と適合すると認められる場合は、優先して使用するよう努めること。

- ・16 見本施工**（1.5.3）

○次に示す事項について、見本施工を実施すること。

○17 施工の検査に伴う試験（1.5.4）

各種試験、運転試験、調整等を実施する際には、最大需要電力（電力デマンド）を抑制するよう計画し、監督職員と協議すること。

・18 化学物質の濃度測定（1.5.7）

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン、パラジクロロベンゼンの濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告する。

測定方法　○パッシブ型　　○アクティブ型
着工前の測定　○行わない　　○行う
測定対象室　○図示　　○
測定箇所数　○図示　　○
（住宅工事の場合は1住戸当たり2室以上）
報告の様式等については監督職員の指示による

○19 化学物質を発散する建築材料等（1.5.7）

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の（1）から（5）を満たすものとする。
（1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
（2）保温材、繊維材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
（3）接着剤は可塑剤（フタル酸ジモノーフェニル及びフタル酸ジ－エーテルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていないものを使用する。
（4）接着剤及び塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
（5）（1）、（3）及び（4）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。

- 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
- 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
- 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
- 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

○20 完成図等（1.7.2.3）

○作成する　　○作成しない
○完成図　　提出部数　○3部　○部
　　　　　製本　　提出部数　○3部　○部
　　　　　　　　　複写2つ折り製本、製本サイズは監督員の指示による。
○C D－R　　提出部数（2）部
○施工図　　提出部数　○3部　○部
○保全に関する資料　提出部数　○3部　○部
公任仕表1.7.2に定める住戸内機材は、取扱説明書の添付及び用途表示をする。（公任仕1.7.3）

○21 施工図等の取り扱い（1.7.2）

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用权は、発注者に移譲するものとする。

○22 電子納品

- 通用基準は「電子納品運用に関するガイドライン(第11版)」とする
設計CADデータの貸与　○無　○有（著作権名　◎設計者　・その他（　））
- 貸与するCADデータを当該工事における施工図または完成図の作成のため以外には使用してはならない
- 書面における署名及び捺印の取り扱いは、監督職員との協議による。

○23 工事写真

工事写真の整備は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真撮影ガイドブック（電気設備工事編）（令和5年版）」に準拠するほか、監督職員の指示による。

○24 工所用仮設物

すべて受注者の負担とする。
構内につくることが　○出来る　○出来ない（　）
仮設計画は、現場の状況を優先する。

・25 足場棧橋類（2.1.1）

- 別契約の関係請負者が設置したものを無償で使用できる。
- 本工事で設置とする。
- 改修工事の場合は、改修標仕第1編2.2.2によるほか下記による。
○内部仮設足場等（　種）
○外部仮設足場等（　種）

○26 工専用の電力、水、その他

本工事に必要な工専用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて請負者の負担とする。
電気主任技術者の費用（申請・試験・点検・検査・立金）及び引き渡しまでの維持費は本工事を含む。

・27 電気基本料金

本受電から工事完成引渡日（検針日）までの電気料金のうち基本料金は本工事を含む。

○28 耐震施工

設備機器の固定は次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針」（2014年版独立行政法人建築研究所監修）による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。

- 設計用水平地震力
機器の重量[kN]に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。

設置場所ほか	○特定の施設		○一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上階階	機器	2.0	1.5	1.0
屋上及び屋根	防震支持の機器	2.0	2.0	2.0
	水槽類（※1）	2.0	1.5	1.0

中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防震支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
地階・1階	水槽類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6
	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防震支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6

※1 水槽類には、オイルタンク等を含む。

重要機器
○配電盤　　○発電装置（防災用）　○交流無停電電源装置　○直流電源装置
○交換機　　○火災報知器受信機　○中央監視装置　○
○　　○　　○　　○　　○

上階階の定義は次による。
2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、
10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
（2）設計用鉛直地震力
設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に はたらくものとする。

○29 不正経路使用の防止対策

- 本工事は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年5月25日法律第51号)を遵守すること。
- 本工事で使用しまたは使用させる軽油使用の車両(資機材等の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料には規格（J I S）に合った軽油を使用すること。また、県が使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。

○30 過積載対策

ダンプトラック等による過積載等の防止については、次のとおりとする。
（1）積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
（2）過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
（3）過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
（4）さし枠装着車、物品積載装置の不法改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることをしないようにすること。
（5）過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
（6）取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
（7）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
（8）下請契約の相手方は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けることまたは業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故が発生させたものを排除すること。
（9）（1）～（8）のことにつき、下請業者における受注者を指導すること。

○31 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- 栃木県が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- （1）により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- 発注工事において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

○32 工事の一時中止

- 契約書第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
- 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

・33 住宅瑕疵担保履行法への対応

受注者は、『特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律』（平成19年法律第66号）に基づき、保険への加入または保証金の供託を行うものとする。

○34 墜落制止用器具の着用

「労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号」における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具）とする。

工事名称	下町第二町営住宅給排水改修工事				
図面名称/縮尺	特記仕様書（その1）			図面番号	
設計年月日	令和	7	年10	月3	日
設計者	E－01				
発注者	上三川町建築課				
	（栃木県 R6.4）				

● 電灯設備

○1 非常用照明器具

- 電池内蔵形　○電源別置形　○蓄電池(10分)＋自家発電設備

・2 誘導灯

- 電池内蔵形　○電源別置形　○標識

・3 配線器具

- 防災設備、コンセントについては消防法に適合すること。
- 住宅用スイッチ、コンセント類は
 - 六角形（金属プレート）→共用部
 - ワイドハンドル部　　→住戸内

・4 住宅用分電盤

主開閉器・分岐開閉器の定格遮断電流	〔単位A〕	
	定格電流	定格遮断電流
	30 以下	2,500 以上
主開閉器	30 を超え 100 以下	5,000 以上
	100 を超え 150 以下	10,000 以上
分岐開閉器	－	2,500 以上

住宅用分電盤内に設置する過電流警報装置の品質及び性能(公住仕 1.1.4)

- 「品質・性能基準」　○　)

・5 その他

- 特殊コンセントにはプラグを付属させる。
 - 別途機械設備工事機器仕様コンセント（エッチング）については打合せすること。
- 次のコンセントのプレートには、電圧等の表示を行う。
 - ・単相 200V
 - ・三相 200V
 - ・一般電源用以外（※発電機回路、※UPS 回路等）※赤字等で表示する。

● 動力設備

○1 機器への接続

- 本工事制御盤より別途電動機等への配線の接続は、原則として
 - 本工事　○別途工事　とする。
- 電動機等への接続は、ビニル2種金属製可とう電線管（防水ブリカ）を使用する。
- 遮断器の定格電流は、メーカー推奨品を優先とする。

○2 電動機の接地

- 金属管接地　●専用接地線

○ 電熱設備

・1 制御盤

標仕によるが、盤内の器具類の構成配置は監督職員の承諾のうえ、製造者の標準として良い。

・2 温度調節器

- 電気式　○電子式

・3 その他

○ 雷保護設備

・1 突針支持管

- 鋼製（溶融亜鉛メッキ HDZ35 以上）　○ステンレス製（強度計算書を監督職員に提出すること）

・2 避雷導線

- 引下げ導線　○建築構造体利用

・3 接地極

- 接地極埋設　○建築構造体利用

・4 その他

接続部分については、異種金属接触腐食（電食）を起こさないように施工すること。

○ 受変電設備

・1 高圧開閉器（屋外用）

- 高圧気中開閉器（SOG）は（○方向性　○VT 内蔵　○LA 内蔵）　○既存
- 高圧気中開閉器（UAS）は（○方向性　○VT 内蔵）　○既存

・2 主遮断装置

- 高圧交流遮断器（VCB）は（○手動式　○電磁式）　○既存

・3 設備内容

- 進相コンデンサー（自動力率制御　○有　○無）
- デマンド監視装置（○有　○無）

・4 配電盤

- 屋内形（○開放形　○閉鎖形）　○屋外形　○キュービクル式非常電源専用受電設備認定品

・5 その他

- キャビネット内の換気計算については、日本配電制御システム工業会の計算方法を参考にして計算すること。
- 保護継電器の保護協調曲線を作成し、監督職員に提出し、承諾を受けること。なお、改修工事についても同様とする。

○ 電力貯蔵設備

・1 直流電源装置

- 非常用照明器具の電源と共用　○受変電設備専用蓄電池

- 鉛蓄電池
 - 種別（　○CS 形　○PS 形　○MSE 形　○長寿命MSE 形　○HSE 形）
 - アルカリ蓄電池
 - 種別（○AMP 形　○AMHP 形　○AHP 形　○AHS 形　○AHS 形　○AHHE 形）

・2 交流無停電電源装置（UPS）

- 常時インバータ給電方式
- 常時インバータ給電方式（簡易型）
- ラインインタラクティブ方式
- 常時商用給電方式

・3 電力貯蔵装置（電力準化等用）

- リチウム二次電池　○鉛蓄電池　○ニッケル水素電池

・4 その他

- キャビネット内の換気計算については、日本配電制御システム工業会の計算方法を参考にして計算すること。
- 簡易形については、監督職員の承諾のうえ、製造者の標準として良い。

○ 発電設備

・1 自家発電設備

- 発電装置の用途
 - 防災用自家発電装置　○常用自家発電装置
 - 常用防災兼用自家発電装置
- 原動機
 - 種類
 - ディーゼルエンジン　○ガソエンジン
 - ガスタービン　○マイクロガスタービン
 - 始動方式
 - 電気始動式　○空気始動式
 - 起動蓄電池
 - （○標準　○長寿命型）
 - 冷却方式
 - 水冷式（○循環方式　○ラジエーター方式）
 - 空冷式
- 燃料
 - 種類
 - A 重油　○軽油　○灯油
 - 燃料小出タンク
 - （○本工事　○別途工事）
 - 主燃料タンク
 - （○専用　○他設備と共用）
- 形式
 - キュービクル式（○一般用　○寒冷地仕様　○低騒音仕様）
 - オープン式
- 発電種類
 - 普通形自家発電装置　○即時普通形自家発電装置
 - 長時間形自家発電装置　○即時長時間形自家発電装置
- 運転時間
 - 72 時間　○　時間
- 配電盤
 - 監督職員の承諾のうえ、製造者の標準として良い。

・2 太陽光発電設備

- 太陽電池モジュール
 - 結晶シリコン系（○単結晶　○多結晶）
 - 薄膜系（○アモルファス　○CIS　○CIGS）
- 接続方式
 - 三相 3 線式 200V　○単相 3 線式 200/100V
 - ・JET 認証品とする。
 - ・JIS C 8955 に基づき、荷重計算を実施し監督職員の承諾を得ること。
 - ・OVGR の設置　○有　○無
 - ・太陽電池アレイ用支持物の荷重計算に係わる用途係数
 - 極めて重要な太陽光発電システム
 - 通常設置する太陽光発電システム

○ 構内情報通信網設備

・1 構内情報通信網装置

- 構内情報通信網装置　○有　○無

・2 構内情報通信網装置の構成性能

図示による。

- その他追加機能
-
-

○ 構内交換設備

・1 交換装置

- IP-FBX　○VoIP サーバ　○既存

・2 電話機

- 一般形　○多機能形　○IP 形
- ファクシミリ　○デジタルコードレス形　○IP コードレス形
- 停電用電話機

・3 その他

- 追加サービス機能
-

○ 情報表示設備

・1 マルチサイン

- 表示方式
 - LED 式　○液晶（LCD）式　○有機 EL 式
- 種類
 - 壁掛型　○自立型

・2 時刻表示装置

- 親時計　○プログラムタイマ　○時計計　○電子チャイム
- 時刻同期装置
 - 標準電波方式　○公衆回線方式　○ラジオ放送方式　○GNSS 方式
 - 地上デジタル放送方式　○NTP サーバー方式

・3 出退表示装置

- 制御方式
 - 多線直接式　○バルス伝送式
- 表示方式
 - LED 式　○液晶（LCD）式　○有機 EL 式

・4 水道隔測検針設備

- 検針盤
 - 手動式　○自動式
- 配線
 - 3 線式　○5 線式

○ 映像・音響設備

・1 プロジェクタ

- 本工事　○別途工事
- 種類
 - 液晶形　○DLP 形
- 投写方式
 - 前面式
- スクリーン形式
 - 反射マット形　○反射ビーズ形　○反射細密ビーズ形
 - 反射ストライプ形
 - 上巻タイプ　○下巻タイプ　○張込タイプ
- 設置方式
 - 上巻タイプ　○下巻タイプ　○張込タイプ
- その他
 - 機器収納ラックは監督職員の承諾のうえ、製造者標準として良い。

・2 テレビ

- 本工事　○別途工事

○ 拡声設備

・1 拡声装置

- 種類
 - 一般放送用　○非常放送用
- 形式
 - 卓上形　○キャビネットラック形
- アンテナ
 - AM（○ステンレス鋼製　○　）
 - FM（○耐食アルミニウム製　○ステンレス鋼製）

○ 誘導支援設備

・1 誘導支援装置

- 音声誘導装置（○無線式　○磁気式　○画像認識式）
- インターホン装置（○テレビインターホン　○外部受付用インターホン）
- トイレ等呼出装置（○壁掛式　○ラック収納式　○卓上式）
- 住宅情報盤装置　消防法に適合した旨の表示をすること
- 公共住宅の住宅情報盤装置の品質及び性能（○「品質・性能基準」　○　）
- インターホンオートドアロック装置
- 宅配ボックス装置
 - 公共住宅の宅配ボックスの品質及び性能（○「品質・性能基準」　○　）

○ テレビ共同受信設備

・1 テレビ共同受信装置

- 種類
 - UHF　○BS　○CS　○CATV　○FM　○AM
- 画質
 - 2K　○4K　○8K　○16K
- その他
 - 増幅器を収容する場合は、AC125V2P15A 接地端子付きのコンセントを設ける。
 - テレビ端子及び直列ユニットはCS・BS・UV・FM 共用形、プラグ付きとする。
 - 地上デジタル放送を受信できるものとする。
 - 公共住宅のテレビ機器・FM アンテナの品質及び性能（○「品質・性能基準」　○　）

○ 監視カメラ設備

・1 監視カメラ装置

- 伝送方式
 - ネットワーク伝送方式　○同軸伝送方式
- 録画装置
 - デジタルレコーダ　○録画サーバ
- その他
 - ・高所に設置する場合は落下防止の措置を施すこと。

○ 駐車場管制設備

・1 駐車場管制装置

- 検知方式
 - 光線式　○ループコイル式　○超音波センサ式
- 信号灯・警報灯
 - 天井つり下げ形　○自立形　○壁掛形

○ 防犯入退室管理設備

・1 防犯装置

- 本工事　○本工事（配管のみ）　○別途工事
- 制御装置
 - 基本機能以外の追加機能　○
- 方式
 - 磁気カード　○暗証番号　○IC カード（接触式）
 - IC カード（非接触式）　○バイオメトリックス

・2 電気錠

- 本工事　○別途工事

○ 火災報知設備

・1 自動火災報知装置

- 受信機
 - P 型　級　回線　（○新設　○既設）
 - R 型　回線　（○新設　○既設）
 - GP 型　級　回線　（○新設　○既設）
 - GR 型　回線　（○新設　○既設）
- 副受信機
 - 回線　（○新設　○既設）

・2 自動閉鎖設備

- 連動制御器（盤）　回線（○単独　○受信機と一体）

・3 非常警報装置（非常ベル）

- 機器一体形　○各機器単独に設置

・4 ガス漏れ火災警報装置

- 個別式　○集中監視式　回線
- ガスの種類
 - 都市ガス（種類　）　○液化石油ガス
 - 冷媒ガス

・5 住宅用自動火災報知装置

- 共同住宅用非常警報設備（共用部分）
- 非常警報装置の蓄電池は、○警報操作盤に組み込む　○機器一体型
- 住戸用自動火災報知設備（住戸等と非開放の共用部分）
- 共同住宅用自動火災報知設備

○ 中央監視制御設備

・1 中央監視制御装置

- 警報盤　○簡易型監視制御装置　○監視制御装置

・2 中央監視制御装置の構成・性能

図示による。

● 構内配電線路

・1 配線方式

- 地中線式　○架空線式

・2 地中線路の余長

マンホール、ハンドホール内でのケーブルの余長を見込むこと。

・3 装柱器材

・4 付属品

- マンホール用梯子　○ハンドホール用手カギ

○5 屋外灯設備

- 電源供給方式
 - 共用壁から供給　○単独引込（定額料金）
- 点滅方式
 - 自動点滅器　○タイマ（廊下共用灯は、●自動点滅器　○タイマ）
 - 塩ビコーティング　○耐候性鋼製
- 鋼管柱

・6 その他

- ハンドホール内のケーブル及び指定する箇所には、行先表示プレート（プラスチック製等に刻字）を取付け、プルボックス及びカバープレート類についても適当な方法により内容表示を行うものとする。
- 地中配線には、埋設シート等を管頂と地表面のほぼ中間に設けるものとする。
- 電柱等立ち上がり部のケーブルについては、電線管により保護すること。

○ 構内通信線路

・1 配線方式

- 地中線式　○架空線式

・2 地中線路の余長

マンホール、ハンドホール内でのケーブルの余長を見込むこと。

・3 地中線保護材料

- ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管（GLT）　○波付硬質合成樹脂管（FEP）　○硬質ビニル管（VE）

・4 付属品

- マンホール用梯子　○ハンドホール用手カギ

・5 その他

- ハンドホール内のケーブル及び指定する箇所には、行先表示プレート（プラスチック製等に刻字）を取付け、プルボックス及びカバープレート類についても適当な方法により内容表示を行うものとする。
- 地中配線には、埋設シート等を管頂と地表面のほぼ中間に設けるものとする。
- 電柱等立ち上がり部のケーブルについては、電線管により保護すること。

工事名称	下町第二町営住宅給排水改修工事	
図面名称／縮尺	特記仕様書（その2）	図面番号
設計年月日	令和 7 年 1 0 月 3 日	E-02
設計者		
発注者	上三川町建築課	
	<p style="text-align: right;">（栃木県 R6.4）</p>	

● その他工事共通事項

○1 施工調査

・配線・機器工事は、事前に絶縁抵抗、接地抵抗を確認し、監督職員に報告する。

・2 電線本数・管路

分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線において、配線経路、電線サイズ、電線本数、管路サイズなどは機能を優先し、監督職員への承諾を受けて変更しても差し支えない。

・3 呼び線（導入線）

長さ1m以上の入線しない電線管には、電線太さ1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。

・4 コンセント

図面に特記なき場合は、コンセント 2P15A（接地極付）は、プラグ不要とする。

○5 一般照明の照度測定

○有 ●無

・6 非常用の照明装置の照度測定

○有 ○無

・7 キャビネット

○キュービクル式配電盤の板厚は下記による。

構成部	鋼板の厚さ(mm)	
	屋内	屋外
側面部	1.6 以上	2.3 以上
底板		1.6 以上
屋根板		2.3 以上
仕切板		1.6 以上
ドア及び前面板		2.3 以上

○制御盤、分電盤の板厚は下記による。

正面の面積	鋼板等の厚さ(mm)	
	鋼板	ステンレス
0.2㎡以下	1.2 以上	1.0 以上
0.2㎡を超えるもの	1.6 以上	1.2 以上

○端子盤・機器収納ラック等の板厚は下記による。

正面の面積	鋼板等の厚さ(mm)	
	鋼板	ステンレス
0.1㎡以下	1.0 以上	0.8 以上
0.1㎡を超え0.2㎡以下	1.2 以上	1.0 以上
0.2㎡を超えるもの	1.6 以上	1.2 以上

・8 接地極

○接地抵抗値は下記による。

接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極
○ 共同接地	EA, D	Ω 以下	○EB (14φ) × 3 連 2 組 ○図面特記による
○ 共同接地	EA, C, D	Ω 以下	○EB (14φ) × 3 連 2 組 ○図面特記による
○ A 種接地	EA	10Ω 以下	○EB (14φ) × 3 連 2 組 ○銅板式 (900×900×1.5t)
○ B 種接地	EB	Ω 以下	○EB (14φ) × 3 連 1 組 ○銅板式 (600×600×1.5t)
○ D 種接地	ED	100Ω 以下	EB (10φ) × 1 (L=1,000mm)
○ C 種接地	EC	Ω 以下	EB (14φ) × 3 連 2 組
○ 高圧避雷器	ELH	10Ω 以下	○EB (14φ) × 3 連 2 組 ○銅板式 (900×900×1.5t)
○ 避雷設備	EL	Ω 以下	○EB (14φ) × 3 連 2 組 ○銅板式 (900×900×1.5t)
○ 交換機用	E	Ω t 以下	EB (14φ) × 3 連 組
○ 通信用	EAt	10Ω 以下	EB (14φ) × 3 連 2 組
○ 通信用	ECt	100Ω 以下	EB (10φ) × 1 (L=1,000mm)
○ 測定用	E0	—	EB (10φ) × 1 (L=1,000mm)

B種接地については、電力会社と協議する。

※印は、接地極寸法を示す。

(1) 接地極の埋設位置で、監督員の指示する箇所に接地極埋設標を設ける。

(2) 外灯の接地は ○各ポールごと ○専用接地線

・9 SPD

SPD を ○低圧線路 ○弱電線路 に設ける。

○電灯分電盤 ○動力制御盤 ○弱電盤 ○図面特記参照

○10 取付高さ

壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。

名称	測点	取付高[mm]
ブラケット (一般)	床上~中心	2,100
〃 (踊場)	〃	2,500
〃 (鏡上)	鏡上端~中心	150
避難口誘導灯	床上~下端	1,500 以上
廊下通路誘導灯	床上~上端	1,000 以下
スイッチ (一般)	床上~中心	1,300
〃 (多機能トイレ)	〃	1,100
コンセント、電話用Aトレット、直列ユニット (一般)	〃	300
〃 (和室)	〃	150
〃 (台上)	台上~中心	150
コンセント (車庫)	床上~中心	800
引込開閉器箱 (低圧)	床上~上端	1,500
分電盤、制御盤、実験盤	床上~中心	1,500 (上端 1,900 以下)
開閉器箱	〃	1,500
電磁開閉器用押しボタン	〃	1,300
接地用端子箱	地上、床上~中心	500
避雷接地用端子箱	床上~下端	800
接地極埋設標	地上~中心	600
給油ボックス	床上~給油口	1,000
中間端子盤 (EPS 電気室)	床上~中心	1,500
観時計	〃	1,500 (上端 1,900 以下)
子時計、スピーカ	〃	(天井高) × 0.9

アッテナータ	〃	1,300
出退表示盤	〃	(天井高) × 0.9
発信器 (出退表示用)	〃	1,300
インターホン	〃	1,500
身体障害者用インターホン子機	〃	1,100
呼出ボタン (多機能トイレ)	〃	900
復帰ボタン (〃)	〃	1,800
廊下表示灯 (〃)	〃	2,000
テレビ機器収容箱	〃	1,800
火報受信機 (複合盤)	床上~操作部	800~1,500
副受信機	床上~中心	1,500
自動報機器収容箱	〃	800~1,500
発信機	〃	800~1,500
警報ベル	〃	(天井高) × 0.9
表示灯	〃	(天井高) × 0.8
連動制御器 (自動閉鎖)	〃	1,500
ガス漏れ検知器 (LPガス)	〃	300
〃 (都市ガス)	天井面~中心	(天井面) -200

〔備考〕 (天井高) × 0.9 及び (天井高) × 0.8 は天井高が 2500~3000 mm の場合に適用する。

・11 天井仕上げ表示

図面において、室名に () を付したものは直天井の室、それ以外は二重天井の室を示す。

・12 他工事との取り扱い

別表一による他工事との取り扱いについては、機器の位置、取合い等の検討できる施工図を施工に支障をきたさない時期までに提出して、監督職員への承諾を受ける。

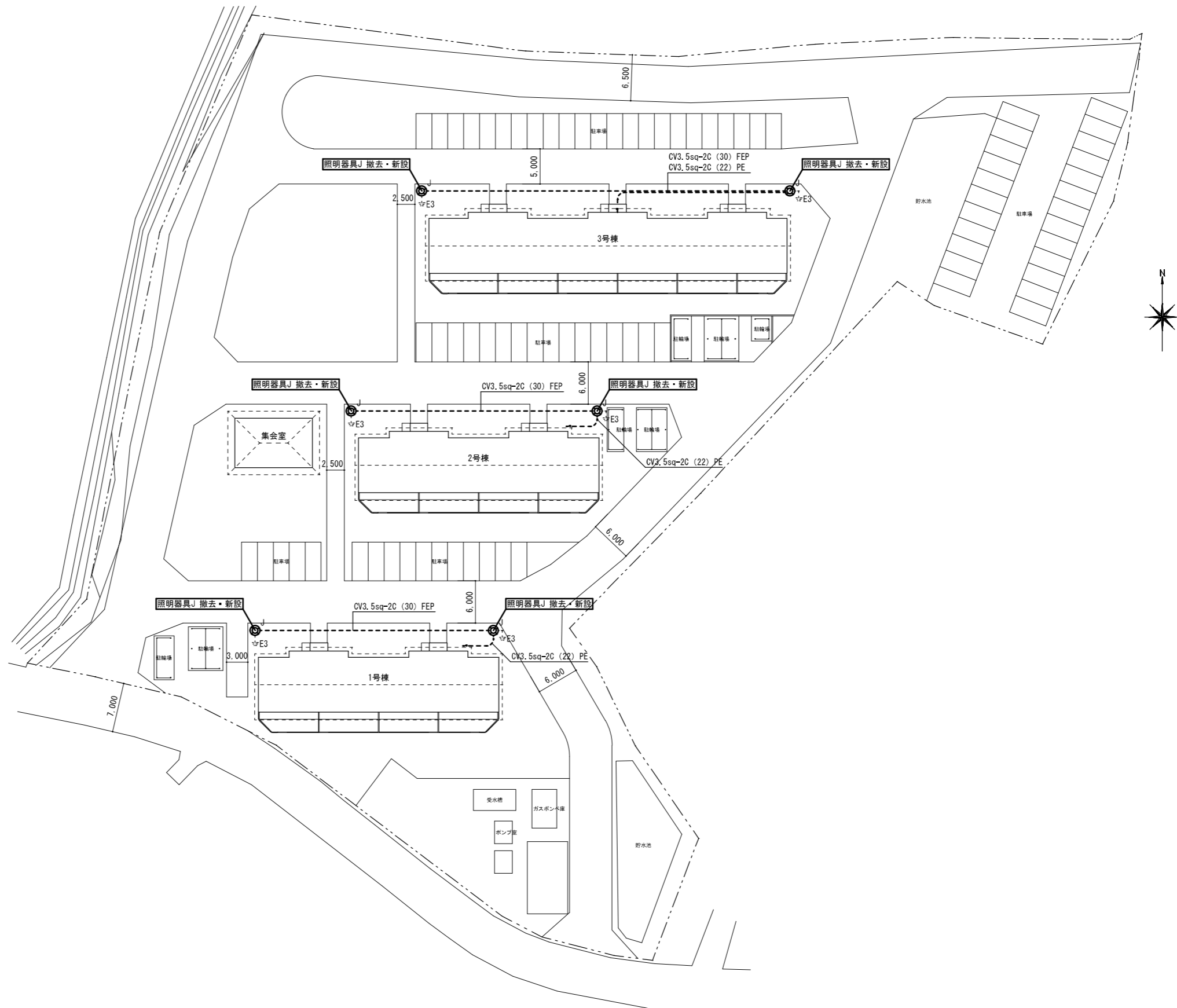
別表一 他工事との取り扱い

工事内容	●印を適用する				
	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	塗装工事	昇降機設備工事
仮設電力の引込み (分電盤・キュービクルまで)	●	○	○	○	○
仮設電力の引込み (分電盤・キュービクル以降)	●	●	●	○	○
仮設電力の電気料	●	●	●	●	●
本受電後の電気基本料金	○	●	○	○	○
本受電後引渡しまでの電気使用料	○	●	●	●	●
仮設水道の引込み (メーターまで)	●	○	○	○	○
仮設水道の引込み (メーター以降)	○	●	●	●	●
仮設水道及び本設後引き渡しまでの使用料	●	○	○	○	○
梁・壁・床の開口、貫通、埋込部のスリーブ・型枠 (電気、機械の配管等)	○	●	●	○	○
すべての開口、貫通、埋込部の補強	●	○	○	○	○
屋上に設置する機器の基礎 (電気及び機械機器)	●	○	○	○	○
屋内及び屋外に設置する機器の基礎 (電気及び機械機器)	○	●	●	○	○
天井・壁 (軽量鉄骨下地) に付く機器の位置・突出	○	●	●	○	○
天井・壁 (軽量鉄骨下地) に付く機器の開口部補強を要しない場合の切込み	○	○	●	○	○
天井・壁 (軽量鉄骨下地) に付く機器の開口部補強を要する場合の切込み	●	○	○	○	○
天井・壁 (軽量鉄骨下地) に付く機器の開口部補強	●	○	○	○	○
天井換気扇の取付	○	○	●	○	○
壁・窓用換気扇の取付	○	○	●	○	○
壁・窓用換気扇取付枠	○	○	○	○	○
点検口の取付 (床・壁・天井・PS等)	●	○	○	○	○
防煙ダンパー	○	○	●	○	○
防煙ダンパー用煙感知器の配管・配線	○	○	○	○	○
床仕上げ材の穴あけ (フローリングブロック等)	●	●	○	○	○
ルーフドレイン及び縦どい (樹及び側溝までの配管)	●	○	○	○	○
配線ピット及びひ蓋	●	○	○	○	○
電極棒及びフロートスイッチ	○	○	○	○	○
自動扉、電動シャッター、電動スクリーン及び電動カーテン等 2 次側配線	●	●	○	○	○
機械設備の制御、操作盤への電源供給制御	○	○	○	○	○
機械設備の制御、操作盤の 2 次側配線	○	●	●	○	○
天井吊り形放熱器 (FCU等) と操作スイッチとの配管・配線・接地工事	○	○	○	○	○
消火栓箱総合盤用穴あけ	○	○	●	○	○
設備機器のインターロックの配管・配線	○	○	○	○	○
電気設備のフェンス・金網	○	●	○	○	○
ガス漏れ警報器 (単設型)	○	○	●	○	○
ガス漏れ警報器 (集中監視型)	○	○	○	○	○
ガス漏れ警報用器用コンセント	○	○	●	○	○
造り付け流し台	●	●	○	○	○
造り付け流し台排水トラップ	●	○	○	○	○
既製流し台及び排水トラップ (ガス台・洗面化粧台等を含む)	○	○	●	○	○

既製吊戸棚	●	○	○	○	○
鏡 (姿見は建築工事)	○	○	○	●	○
昇降機の出入口開口の型枠	●	○	○	○	○
昇降機の乗場ボタン、インジケーター配管用スリーブ及び型枠	●	○	○	○	○
昇降機のピット内保守用コンセント	○	○	●	○	○
外壁取付ガラリー、排煙口	●	○	○	○	○
体育館などの器具・安定器など取付下地金物	●	○	○	○	○
昇降機インターホンの配管・配線	○	○	●	○	○

工事名称	下町第二町営住宅給排水改修工事		
図面名称/縮尺	特記仕様書 (その3)	図面番号	
設計年月日	令和 7 年 10 月 3 日	E-03	
設計者			
発注者	上三川町建築課		

(栃木県 R6.4)



電気設備 配置図 S=1/300

		CHECK	CON. NAME 下町第二町営住宅給排水設備改修工事	DAY 2025年10月
			P.T.C. NAME 電気設備 配置図	SCALE 1/300
				E-04

現況

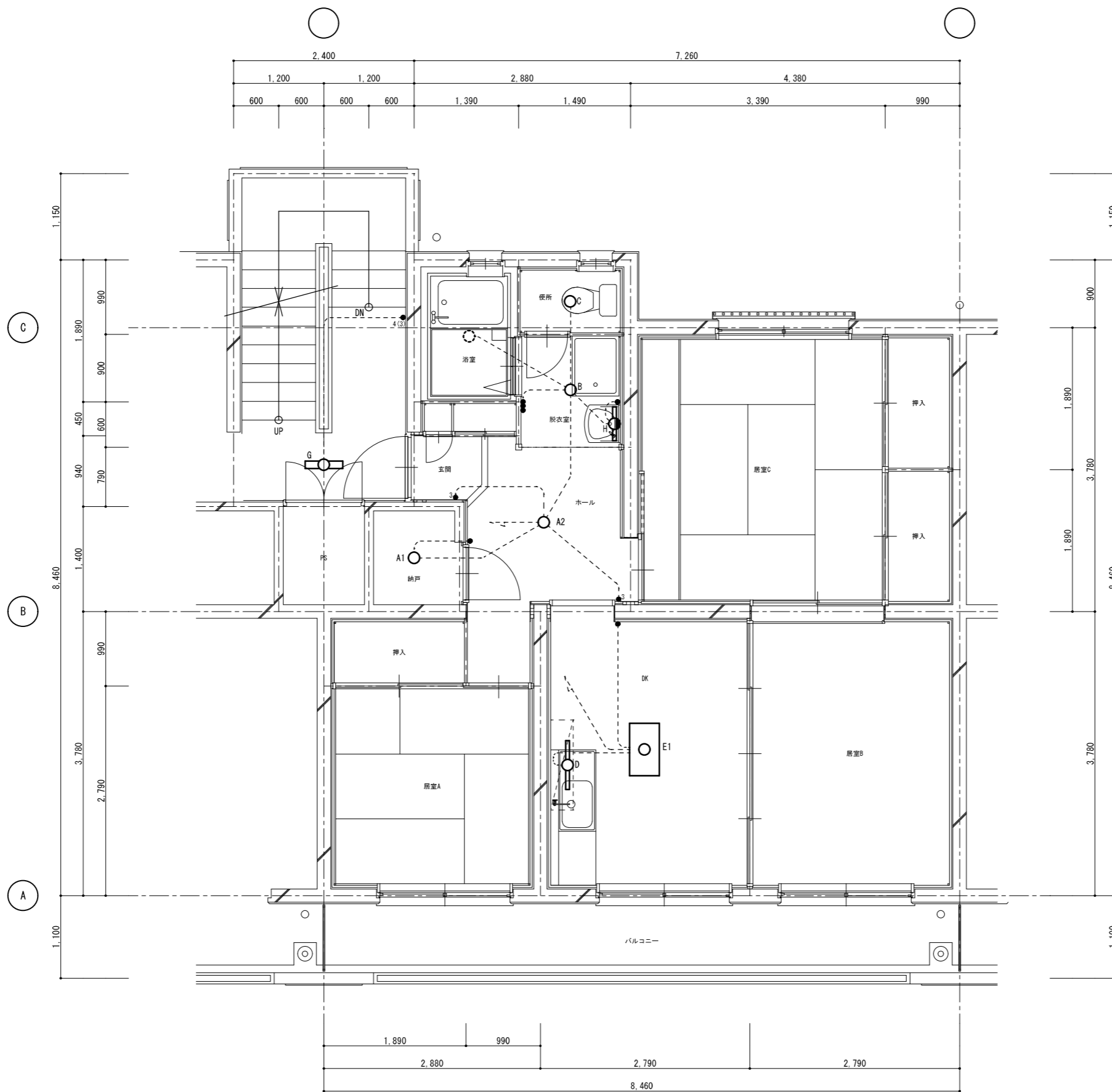
照明器具姿図【現況】

A1	1L40W	ISC10-40	玄関	B	1L60W	ISC4-60	脱衣室	C	1L40W	ISC12-40	便所
A2	1L60W	ISC10-60	納戸								
D	FL20W×1	FBS2-201	吊戸棚								
				E2	FL20W×4	HAG3650GPL同等品	居室A (4DK)				
				H	FL10W×1	FBC1-101	洗面				
				<p>自動点滅器 プラグイン式 手元開閉器 PGS2P20A 安定器 高効率型</p>							

改修

照明器具姿図【改修】

A1	LED小形シーリングライト	玄関	B	LEDポーチライト 天井・壁直付型	脱衣室	C	シーリングライト	便所
A2	LED小形シーリングライト	納戸						
D	LEDブラケット 壁直付型	吊戸棚	E1	LEDシーリングライト	D・K	G	直管LEDランプ 富士型非常灯用	階段室
				E2	LEDシーリングライト	居室A (4DK)		
H	LEDブラケット 天井・壁直付型	洗面	J	モールライト	外灯			
				<p>パナソニック モールライトXYB2404NLE9 同等品 光束11,650lm、消費電力88.4W、電圧100～242V LED内蔵、電源ユニット別置、リニューアル用 上方光束比20%以下、耐風速6.0m/s 落下防止ワイヤー付、耐雷サージ：15KV</p>				



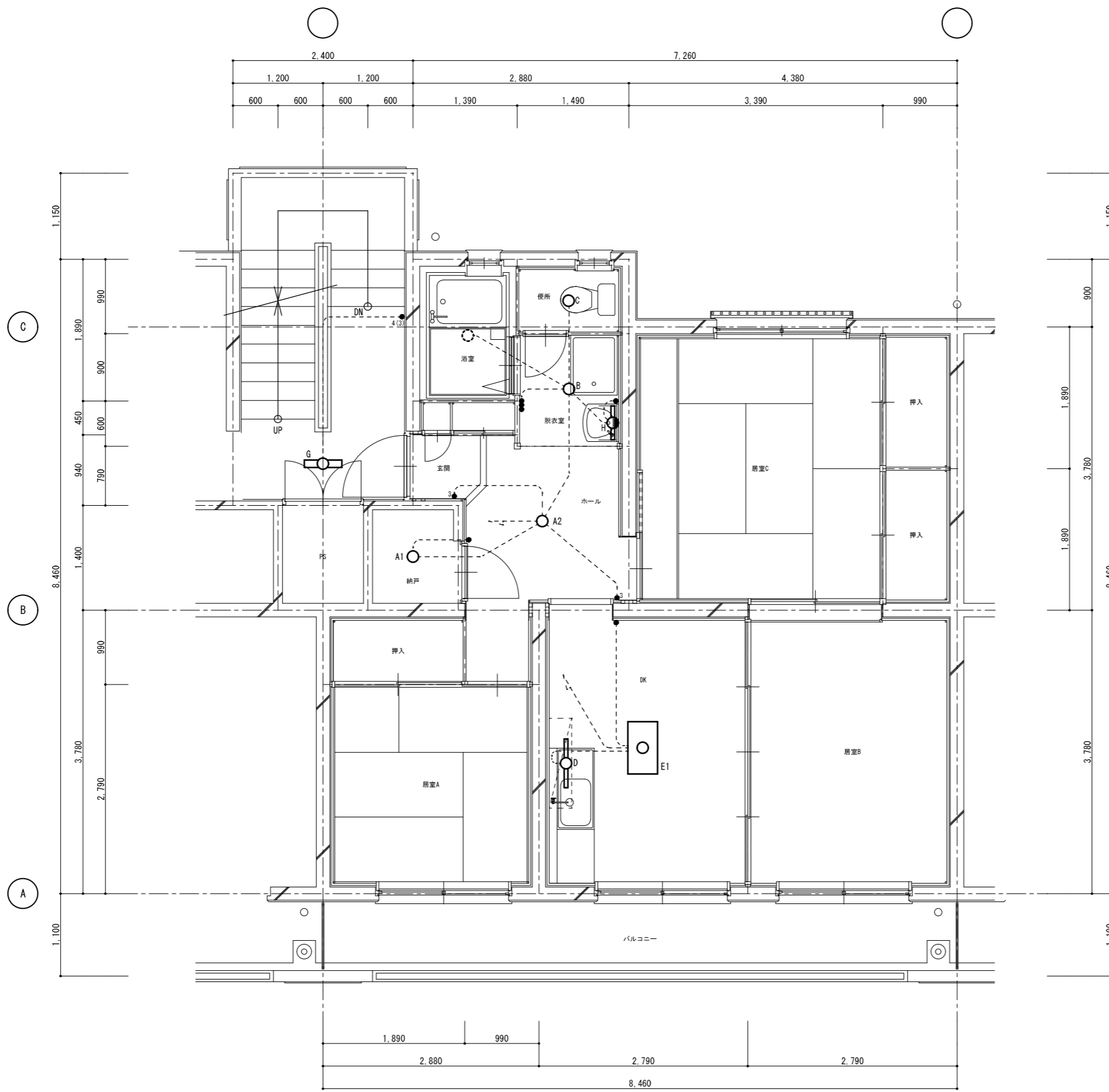
照明器具【現況】

A1	1×4戸×4F=16個	撤去
A2	1×4戸×4F=16個	撤去
B	1×4戸×4F=16個	撤去
C	1×4戸×4F=16個	撤去
D	1×4戸×4F=16個	撤去
E1	1×4戸×4F=16個	撤去
G	1×2か所×4F=8個	撤去
H	1×4戸×4F=16個	撤去

照明器具【改修】

A1	1×4戸×4F=16個	新設
A2	1×4戸×4F=16個	新設
B	1×4戸×4F=16個	新設
C	1×4戸×4F=16個	新設
D	1×4戸×4F=16個	新設
E1	1×4戸×4F=16個	新設
G	1×2か所×4F=8個	新設
H	1×4戸×4F=16個	新設

電気設備 平面詳細図 S=1/30



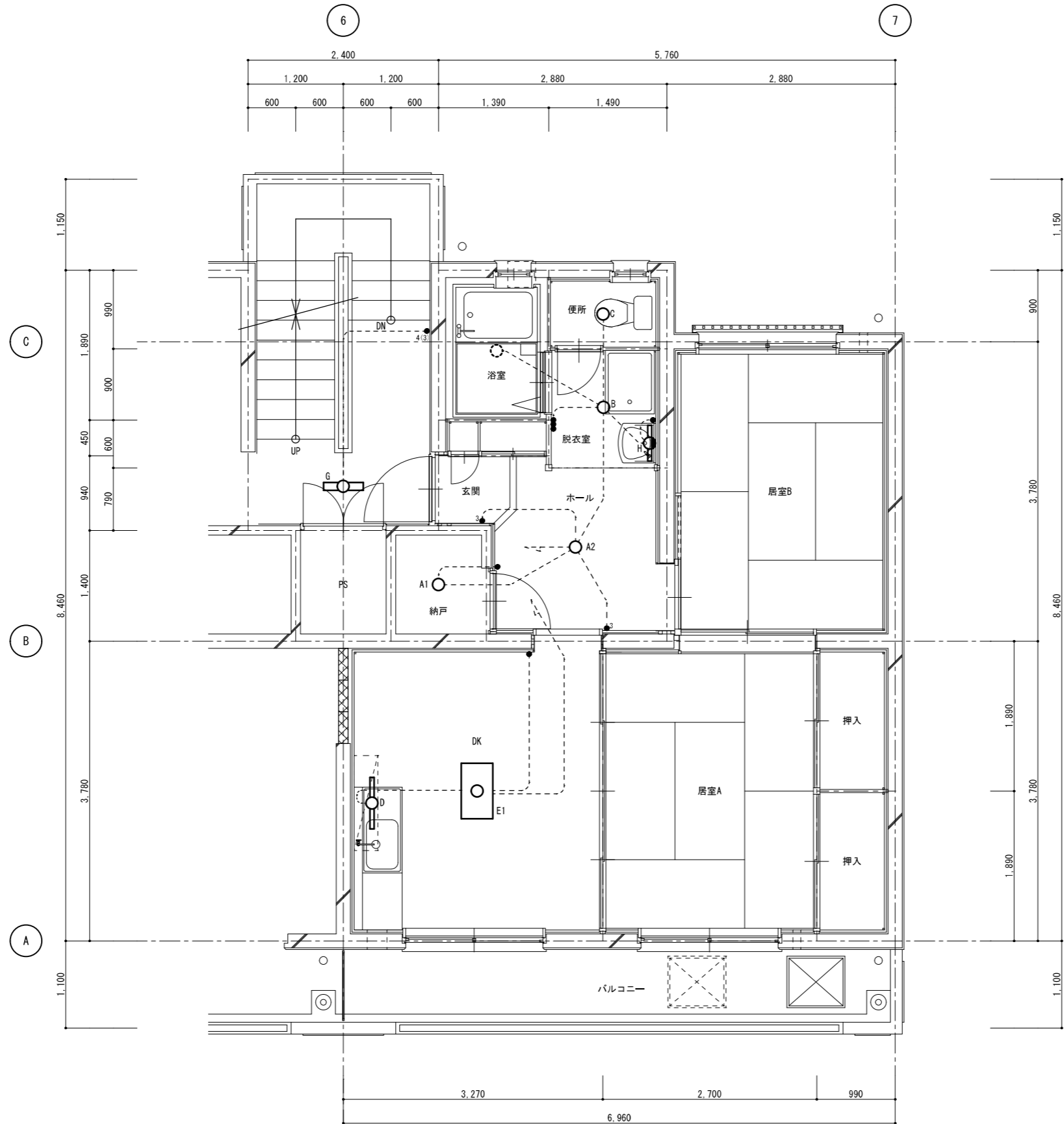
照明器具【現況】

A1	1×4戸×4F=16個	撤去
A2	1×4戸×4F=16個	撤去
B	1×4戸×4F=16個	撤去
C	1×4戸×4F=16個	撤去
D	1×4戸×4F=16個	撤去
E1	1×4戸×4F=16個	撤去
G	1×2か所×4F=8個	撤去
H	1×4戸×4F=16個	撤去

照明器具【改修】

A1	1×4戸×4F=16個	新設
A2	1×4戸×4F=16個	新設
B	1×4戸×4F=16個	新設
C	1×4戸×4F=16個	新設
D	1×4戸×4F=16個	新設
E1	1×4戸×4F=16個	新設
G	1×2か所×4F=8個	新設
H	1×4戸×4F=16個	新設

電気設備 平面詳細図 S=1/30



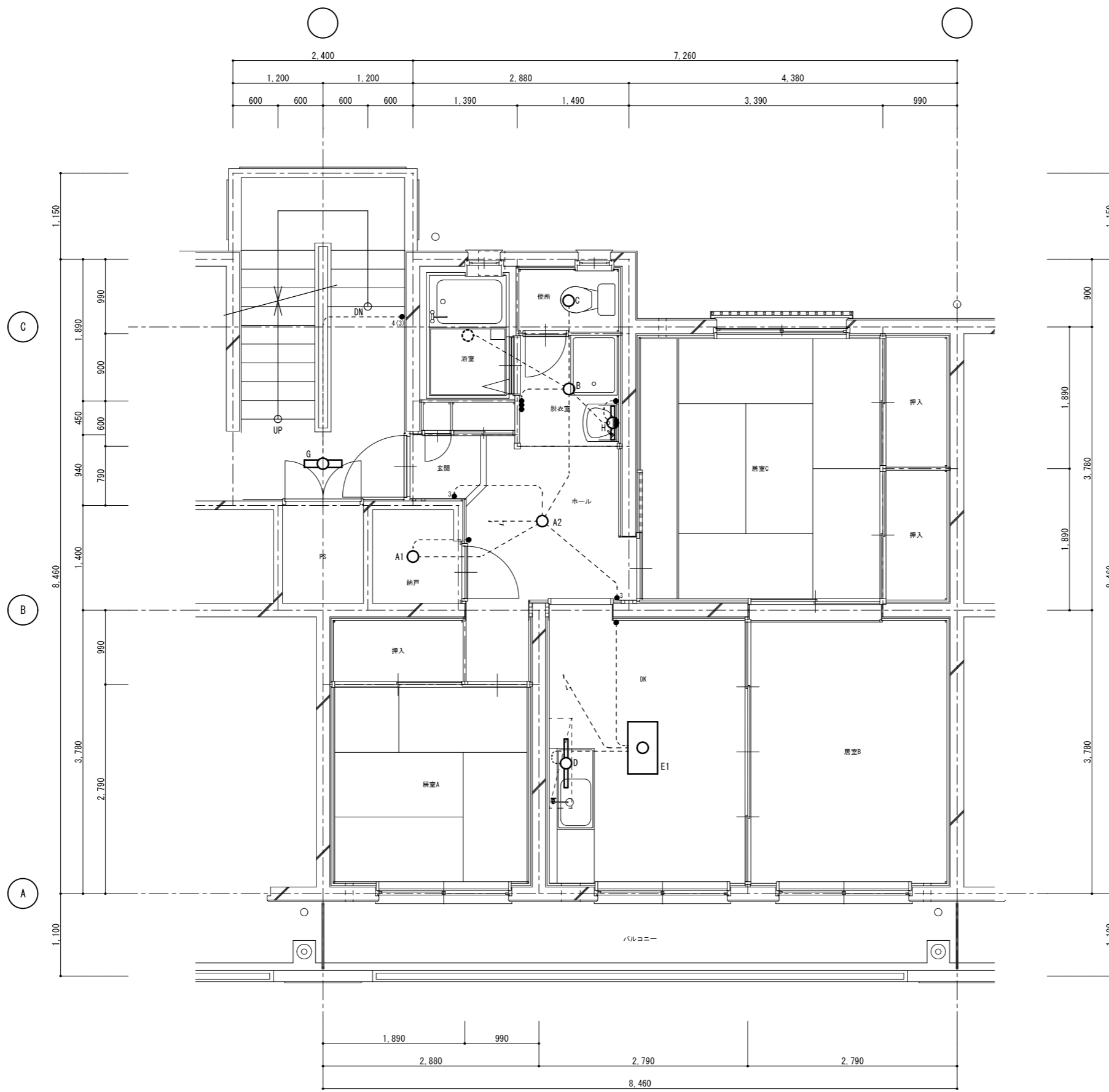
照明器具【現況】

A1	1×1戸×4F=4個	撤去
A2	1×1戸×4F=4個	撤去
B	1×1戸×4F=4個	撤去
C	1×1戸×4F=4個	撤去
D	1×1戸×4F=4個	撤去
E1	1×1戸×4F=4個	撤去
G	1×1か所×4F=4個	撤去
H	1×1戸×4F=4個	撤去

照明器具【改修】

A1	1×1戸×4F=4個	新設
A2	1×1戸×4F=4個	新設
B	1×1戸×4F=4個	新設
C	1×1戸×4F=4個	新設
D	1×1戸×4F=4個	新設
E1	1×1戸×4F=4個	新設
G	1×1か所×4F=4個	新設
H	1×1戸×4F=4個	新設

電気設備 平面詳細図 S=1/30



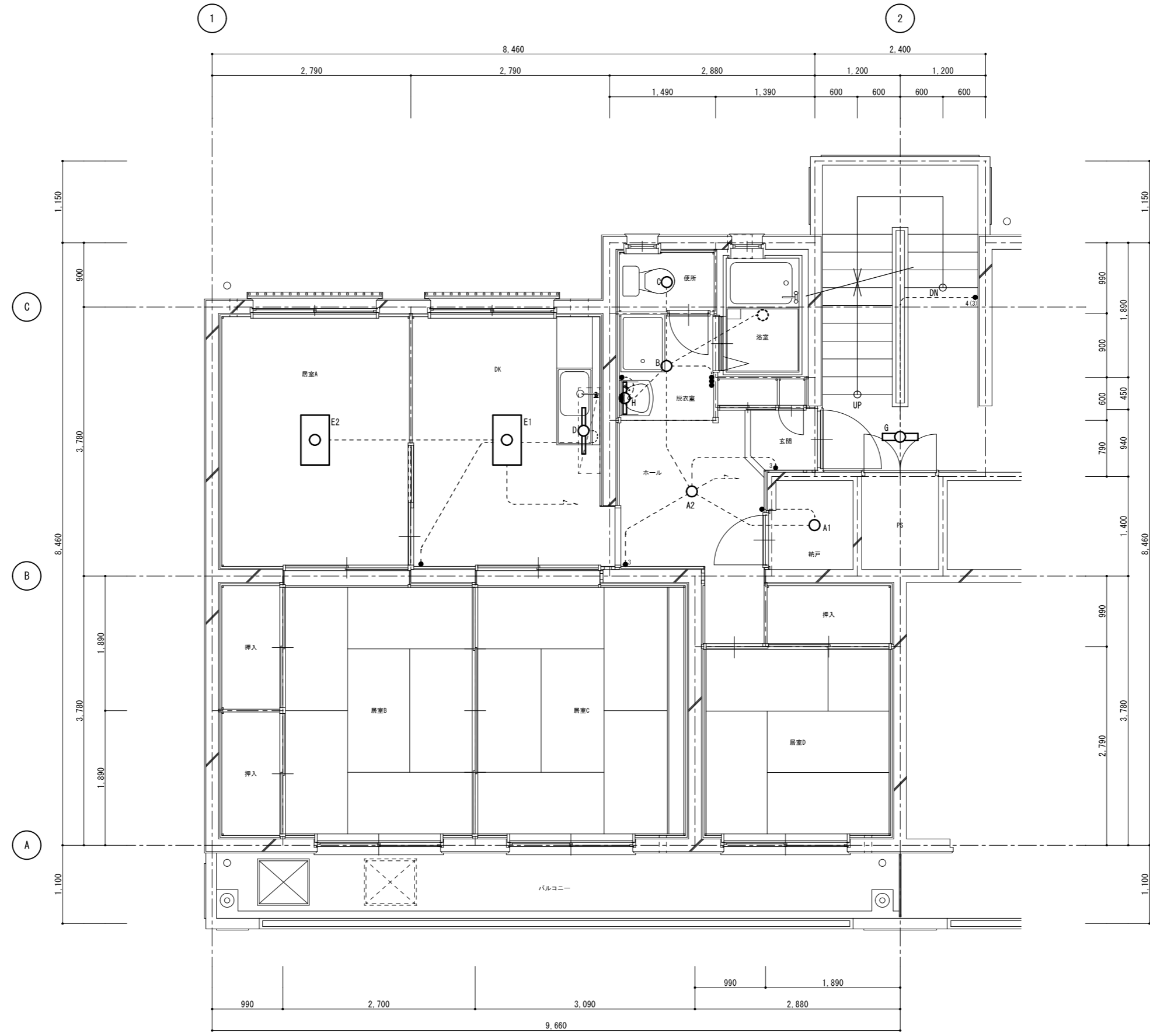
照明器具【現況】

A1	1×4戸×4F=16個	撤去
A2	1×4戸×4F=16個	撤去
B	1×4戸×4F=16個	撤去
C	1×4戸×4F=16個	撤去
D	1×4戸×4F=16個	撤去
E1	1×4戸×4F=16個	撤去
G	1×1か所×4F=4個	撤去
H	1×4戸×4F=16個	撤去

照明器具【改修】

A1	1×4戸×4F=16個	新設
A2	1×4戸×4F=16個	新設
B	1×4戸×4F=16個	新設
C	1×4戸×4F=16個	新設
D	1×4戸×4F=16個	新設
E1	1×4戸×4F=16個	新設
G	1×1か所×4F=4個	新設
H	1×4戸×4F=16個	新設

電気設備 平面詳細図 S=1/30



照明器具【現況】

A1	1×1戸×4F=4個	撤去
A2	1×1戸×4F=4個	撤去
B	1×1戸×4F=4個	撤去
C	1×1戸×4F=4個	撤去
D	1×1戸×4F=4個	撤去
E1	1×1戸×4F=4個	撤去
E2	1×1戸×4F=4個	撤去
G	1×1か所×4F=4個	撤去
H	1×1戸×4F=4個	撤去

照明器具【改修】

A1	1×1戸×4F=4個	新設
A2	1×1戸×4F=4個	新設
B	1×1戸×4F=4個	新設
C	1×1戸×4F=4個	新設
D	1×1戸×4F=4個	新設
E1	1×1戸×4F=4個	新設
E2	1×1戸×4F=4個	新設
G	1×1か所×4F=4個	新設
H	1×1戸×4F=4個	新設

電気設備 平面詳細図 S=1/30

下町第二町営住宅給排水改修工事

特記仕様書

I 工事概要

1. 工事場所	栃木県河内郡上三川町大字上三川 4265-1		
2. 建物概要			
建築物名称	構造概要	延べ面積 (㎡)	防火対象物区分
1号棟	R C造 4階建	1,098.64	
2号棟	R C造 4階建	1,098.64	
3号棟	R C造 4階建	1,638.88	
ポンプ室	C B造 平屋建	8.00	
3. 工事種目 (●印付けたものを適用し各一式とする。)			

工事種目	建物名称				
	1号棟	2号棟	3号棟	ポンプ室	屋外
空気調和設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
換気設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
排煙設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
自動制御設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
衛生器具設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
給水設備	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
排水設備	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
給湯設備	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
消火設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
厨房設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ガス設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
排水処理設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
雨水利用設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
撤去工事	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4. 設備概要 (●印の付いたものを適用する)					

方式及び種類	設備概要
空気調和方式	○空気調和 ○暖房 ○冷房 <ul style="list-style-type: none">ダクト方式 パッケージ方式 ファンコイルユニット方式 (○セントラル ○ゾーン) 主要熱源機器 <input type="radio"/>
自動制御方式	○電気式 ○デジタル式 ○電子式
換気方式	○自然 ○機械 (○第一種 ○第二種 ○第三種)
排煙方式	○自然 ○機械
給水方式	●上水 ○井水 <ul style="list-style-type: none">加圧給水式 (○圧タンク ●加圧ポンプ ○) 高圧タンク式 ○水道直結式
排水方式	建物内汚水、雑排水 ●分流式 ○合流式 屋外汚水、雑排水 ○分流式 ●合流式 処理方式及び放流先 ●汚水 ●下水主管 ○浄化槽 (○合併処理 ○) (○新設 ○既設) ○ ●雑排水 ●下水主管 ○浄化槽 (○合併処理 ○) (○新設 ○既設) ○雑排水処理槽 (○新設○既設) ○浸透槽 (○新設○既設) ○構内排水溝 (または排水管) ○雨水 ○構内排水溝 (または排水管) ○下水主管 ○道路側溝
給湯方式	○湯所式 (○瞬間式 ○貯湯式 (一般用) ○貯湯式 (飲料用)) ○中央式
消火設備の種類	○屋内消火栓 ○屋外消火栓 ○スプリンクラー ○不活性ガス消火 ガス種類 () ○泡消火 ○粉末消火 ○連結送水管 ○連結散水 ○
ガス設備の種類	○都市ガス ガス種類 13A ガス事業者 () ○簡易ガス事業 ガス種類 LP6 ガス事業者 () ○液化石油ガス

II 機械設備工事仕様

- 共通仕様
 - 設計書、図面、特記仕様書及び現場説明書 (質問回答書を含む)に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (令和4年版)」 (以下、「標仕」という。),「公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) (令和4年版)」 (以下、「改修標仕」という。)及び「公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (令和4年版)」 (以下、「標準図」という。)に準拠するものとし、優先順位は次による。
 - 質問回答書 ((2) から (5) に対するもの)
 - 現場説明書 (入札条件書 (特記事項)含む)
 - 特記仕様書
 - 図面及び設計書
 - 標仕、改修標仕及び標準図
- また、公営住宅工事においては上記に加え、公共住宅事業者等連絡協議会編纂の「公共住宅建設工事共通仕様書 (令和元年度版)」 (以下、「公住仕」という。)及び公共住宅改修工事共通仕様書 (初版) (以下、「改修公住仕」という。)に準拠するものとし、優先順位は次による。
- 質問回答書 ((2) から (7) に対するもの)
- 現場説明書 (入札条件書 (特記事項)含む)
- 特記仕様書
- 図面及び設計書
- 標仕、改修標仕及び標準図
- 公住仕及び改修公住仕
- 機材の品質・性能基準 (令和元年度版) (以下、「品質・性能基準」という。)

- 特記仕様
 - 章は●印が付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを、特記事項は●印が付いたものを適用する。

- (2) 特記事項に記載の (. . .) 内表示番号は、標仕の当該項目を表す。
- (3) 特記事項に記載の (公住仕 . . .) 内表示番号は、公住仕の当該項目を表す。

● 一般共通事項

○1 工事実績情報システム (GORINS) への登録 (1.1.4)

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情報を作成し監督職員の確認を受けた上、登録機関へ登録申請を行う。

・2 他工事との取り合い

別表ー1による他工事との取り合いについては、設備機器の位置、取り合い等の検討のできる施工図を施工に支障のきたさない時期までに提出して、監督職員の承諾を受ける。

○3 工事写真

工事写真の整備は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真撮影ガイドブック (機械設備工事編) (令和5年版)」に準拠するほか、監督職員の指示による。

・4 電気保安技術者の配置 (1.3.2)

- 要
- ◎不要

○5 施工条件明示 (1.3.3)

- 施工時間
- 工用車両の駐車場所 ●敷地内 ・敷地外 ()
- 資機材の置場所 ●敷地内 ・敷地外 ()
-

○6 発生材の処理等 (1.3.9)

- [発生土]
 - 構内指示の場所に敷均し
 - 構内指示の場所にたい積
 - 構内指示の場所にたい積
 - たい積場所 ()
 - 構外指示の場所にたい積
 - 構外搬出指示の場所にたい積
 - たい積場所 ()
- 構外搬出適切処理 (処理場所は入札条件書 (特記事項)による)
 - 上記に指定されていない建設発生土については、原則として工事間利用の促進に努めること。
- [発生土以外の発生材]
 - 引渡しを要するもの
 - 有 名称 ()
 - 無
 - 特別管理型産業廃棄物
 - 有 名称 ()
 - 無
 - 処理方法 ()
 - 有 名称 ()
 - 無
- 再利用及び再資源化を図るもの
- 有 名称 ()
- 無

- 引渡しを要するもの以外は構外搬出適切処理とする。
- 上記に指定されないものは、標仕1.3.9 (2) (1)及び「建設廃棄物処理指針」 (平成22年版) によるほか、下記により構外に搬出し適切に処理する。
 - 建設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、法令等に基づき、工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し提出すること。なお、これらの記録を工事完成後1年間保存しておくこと。
 - 建設副産物の処理に先立ち、あらかじめ監督職員に確認を受けた「建設副産物処理承認申請書」を提出すること。
 - 建設副産物の処分にあたって、提出事業者 (元請業者) は処理業者と建設副産物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。
- 建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料 (受け入れ伝票、写真、位置図、経路図等) を提示し確認を受けること。
- 建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票 (マニフェスト)」の交付されたもの及び回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。なお、回収したマニフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法を踏まえて適切に保存すること。

- 本工事に使用する機材等のうち、特定のものが特記された材料は、設計図書に規定するもの、または同等品を使用するものとし、同等品を使用のものとする場合は、同等品等使用願を監督職員に提出して承諾を受ける。
 - なお、同等品の中で、一般社団法人公共建築協会編纂「建築材料設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」に記載されている製造所の材料を選定した場合は、設計図書に規定するものと同等と取り扱い、主要資材使用通知書により監督職員に通知する。
- 機材の承認図の作成は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「機械設備工事機材承認図様式集」によるほか、監督職員の指示による。
- 機材の能力、容量等は設計図書に定める数値以上とする。ただし電流値、燃料消費量、圧力損失等は原則として設計図書に定める数値以下とする。

○7 機材の品質等

- 本工事に使用する機材等のうち、特定のものが特記された材料は、設計図書に規定するもの、または同等品を使用するものとし、同等品を使用のものとする場合は、同等品等使用願を監督職員に提出して承諾を受ける。
 - なお、同等品の中で、一般社団法人公共建築協会編纂「建築材料設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」に記載されている製造所の材料を選定した場合は、設計図書に規定するものと同等と取り扱い、主要資材使用通知書により監督職員に通知する。
- 機材の承認図の作成は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「機械設備工事機材承認図様式集」によるほか、監督職員の指示による。
- 機材の能力、容量等は設計図書に定める数値以上とする。ただし電流値、燃料消費量、圧力損失等は原則として設計図書に定める数値以下とする。

○8 耐震施工

設備機器の固定は次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針」 (2014年版国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所監修) による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けものとする。

- 設計用水平地震力
 - 機器的重量[kN]に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。

設置場所ほか		○特定の施設		○一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上階階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防震支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類 (※1)	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防震支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類 (※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防震支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類 (※1)	1.5	1.0	1.0	0.6

※1 オイルタンク等を含む。

重要機器

- 給水装置
- 換気機器
- 空調機器
- 熱源機器
- 防災設備
- 監視制御設備
- 危険物貯蔵装置
- 火を使用する設備
- 避難経路上に設置する機器
-

上階階の定義は次による。
2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

- 設計用鉛直地震力
 - 設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

既存基礎を再利用して重要な機器を取付ける場合は以下の試験を実施すること。
(○引張試験 ○)

・9 施工計画調査

改修標仕第1編 1.5.1及び1.5.2及び下記による。

- 本工事
- 別途
- 調査項目
- 既存資料調査
-
- 調査範囲
- 図示
-
- 調査方法
- 図示
-
- はつり工事は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行う。

・10 技能士

- 配管施工 (配管工事)
- 建築板金施工 (ダクト製作及び取付け)
- 熱熱線施工 (保温工事)
- 冷凍・空気調和機器施工 (冷凍空調機器の据え付け)

○11 完成図 (1.7.2.3)

- 作成する
- 作成しない
- 完成図
- 製本
- 提出部数
- 2部
- 部
- 複写2つ折り製本
- 製本サイズは監督員の指示による。
- CD-R
- 提出部数 (1)
- 部
- 施工図
- 提出部数
- 2部
- 部
- 健全に関する資料
- 提出部数
- 2部
- 部
- 公共住宅工事においては次のものを提出する。
 - 住戸内取付け機器の取扱い説明書 (各住戸毎作成)
 - 健全指導書 (共用部分)

○12 施工図等の取り扱い (1.7.2)

施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用权は、発注者に移譲するものとする。

○13 標識その他 (1.7.4)

○機器等の取り扱い方法及び重要な定期点検項目を書いた取扱説明板を設置する。表示内容は監督職員の指示による。

○14 電子納品

- 適用基準は「電子納品運用に関するガイドライン (第11版)」とする
- 設計CADデータの貸与
- 無
- 有 (著作者名 ●設計者 ・その他 ())
- 貸与するCADデータを当該工事における施工図または完成図の作成のため以外には使用してはならない。
- 書面における署名及び捺印の取り扱いは、監督職員との協議による。

○15 ゴム製品等の品質確認等について

本工事に東洋ゴム化工品 (株)、ニッタ化工品 (株)で製造された製品や材料 (以下、「ゴム製品等」という。)を使用する場合には、受注者が指定した第三者 (東洋ゴム化工品 (株)、ニッタ化工品 (株)と資本面、人事面で関係がない者) によって作成されたゴム製品等の品質を証明する書類を事前に監督員に提出し、確認を受けものとする。

なお、第三者による品質証明書類を監督員に提出し、確認を受けた場合であっても、後に製品不良等が判明した場合には、受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。

○16 化学物質を発散する建築材料等 (1.5.8)

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の (1) から (5) を満たすものとする。

- 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

- 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- 接着剤は可塑剤 (フタル酸ジノープチル及びフタル酸ジノールエチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を除く) が添加されていないものを使用する。
- 接着剤及び塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- (1)、(3) 及び (4) の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。

- 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
- 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
- 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

○17 調査試験に対する協力

- 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
- 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。
 - 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
 - 調査票等を提出した事業所が発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
 - 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者 (当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。) が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

○18 火災保険等

火災保険、建設工事保険、組立保険または土木工事保険等のうち1以上に加入する。
契約期間の始期は、材料 (仮設、型枠材を除く) 搬入時以前とし、終期は、工事事務物 (分體発注に於いては、引き渡しが最後となる工事事務物) の引き渡しの翌日までとする。
保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

○19 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付きなければならない。
保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

○20 下請負人の選定及び工事材料の選定

- 受注者は、下請負契約を締結する場合、当該契約の相手方を県内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。
- 受注者は、県内で産出、生産または製造される資材等の規格品質等が本設計の仕様と適合すると認められる場合は、優先して使用するよう努めること。

○21 交通安全管理 (1.3.6)

受注者は、栃木県公安委員会が定める路線 (令和6年5月31日以前：平成21年9月30日栃木県公安委員会告示第54号、令和6年6月1日以降：令和5年11月30日栃木県公安委員会告示第61

号) の交通誘導を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員を1人以上配置しなければならない。

○22 環境対策

- 騒音・振動対策
 - 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程」 (平成13年4月9日国交省告示第487号) に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
- 排出ガス対策
 - 受注者は、工事の施工にあたり「建設機械に関する技術指針」別表第3に掲げる建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領 (平成3年10月8日付け建設省経発第249号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械または同等の建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
- グリーン購入法
 - 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業毎の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達 の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号、「グリーン購入法」という。)」第10条及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」第63条で定めた「栃木県グリーン調達推進方針」に定められた特定調達品目の使用を推進するものとする。

受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業毎の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号、「グリーン購入法」という。)」第10条及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」第63条で定めた「栃木県グリーン調達推進方針」に定められた特定調達品目の使用を推進するものとする。

○23 埋設物の調査等

給排水管、ガス管、ケーブル等の埋設が予想される場合は、調査を行うこと。なお、給排水管等を掘り当てた場合は、損傷ないように注意し、必要に応じて、応急処置を行い、監督職員及び関係者と協議すること。また、工事に支障となる障害物を発見した場合は、監督職員と協議すること。ただし、容易に取り除ける障害物はこの限りではない。

○24 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式 (工事事故報告書) で指示する期日までに提出しなければならない。
[工事事故等が発生した場合の早期報告の徹底について]
万が一事故等が発生した場合、被災者の救護・現場の安全確保を最優先のうえ、警察・消防・労働基準監督署等関係機関への通報と合わせ、直ちに発注機関へ通報すること。
工事事故等が発生した場合、事故の大小を問わず、直ちに監督職員へ通報すること。
なお、事故発生 の遅報においては、休日、時間外を問わず行うこととし、資料の有無は問わない。
また、本指示内容については、下請けを含む作業員や資機材運搬業者、交通誘導員等の工事関係者全てに行き届くよう周知徹底すること。

○25 不正軽油使用の防止対策

- 本工事は、地方税法 (昭和25年法律第226号) 及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成17年5月25日法律第51号) を遵守すること。
- 本工事で使用しまたは使用させせる軽油使用の車両 (資機材等の搬入車両を含む) 並びに建設機械等の燃料には規格 (JIS) に合った軽油を使用すること。また、県が使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。

○26 過積載対策

ダンプトラック等による過積載等の防止については、次のとおりとする。
(1) 積載重量制限を超過して工用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
(2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
(3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
(4) さし枠着車、物品積載装置の不法改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。

- 過積載車両、さし枠着車、不表示車等から土砂等の引き渡しし着せる等、過積載を助長することのないようにすること。
- 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 下請契約の相手方は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故が発生させたものを排除すること。
- (1) ～ (8) のことにつき、下請業者における受注者を指導すること。

○27 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- 栃木県が発注する建設工事 (以下「発注工事」という。) において、暴力団員等による不当要求または工事妨害 (以下「不当介入」という。) をを受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (1) により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- 発注工事において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

○28 工事の一時中止

- 契約書第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画 (以下「基本計画書」という。) を発注者に提出し、承諾を受けものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
- 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に係る工事現場を保全すること。

・29 住宅瑕疵担保履行法への対応

受注者は、『特定住宅瑕疵担保責任の履行的確保等に関する法律』 (平成19年法律第66号) に基づき、保険への加入または保証金の供託を行うものとする。

○30 壁落制止用器具の着用

「労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号」における壁落制止用器具の着用は、「壁落制止用器具の規格」 (平成31年1月25日厚生労働省告示第11号) による壁落制止用器具 (フルハーネス型壁落制止用器具)

● 給水設備

○1 配管材料

- 給水引込管(直結部分) 水道事業者の指定による ○
 地中埋設部
水道用ポリエチレン二層管 水道配水用ポリエチレン管
塩ビライニング鋼管(SGP-VD) ●水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管(SGP-PD)
 一般部
塩ビライニング鋼管(SGP-VA) 塩ビライニング鋼管(SGP-VB)
架橋ポリエチレン管

○2 水栓

- 台所流し用の水栓は泡沫式とする。
水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。
凍結防止機能付水栓(サーモエレメント式)を設置する。(取付け位置は図示)

・3 量水器

- 親メーター(○貸与品 ○)
子メーター(○買い取り ○)

・4 量水器架

- 水道事業者指定品(○貸与品 ○買い取り) 標準図MC形

・5 弁類

- JISまたはJV 水道直結部分(○10K ○)
その他の部分(○5K ○)
ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする

・6 管の埋設深さ

- 管の上端より原則として、一般敷地は(30cm)構内道路は(60cm)以上とする。
 ただし、凍結深度以上とする。
 埋戻しは管の上端より100mmまでは山砂を使用する。

・7 水栓柱

- 合成樹脂製 アルミニウム合金製

・8 引込納付金等

- 要(○本工事 ○別途工事) 不要

● 排水設備

○1 配管材料

- | | | | |
|----|-------|----------------------------|--|
| 屋内 | 汚水管 | ●排水用塩ビライニング鋼管
○ビニル管(VP) | <input type="checkbox"/> 耐火二層管
<input type="checkbox"/> |
| | 雑排水管 | ●排水用塩ビライニング鋼管
●ビニル管(VP) | <input type="checkbox"/> 耐火二層管
<input type="checkbox"/> |
| | 通気管 | ○鋼管(白管)
○ビニル管(VP) | <input type="checkbox"/> 耐火二層管 |
| 屋外 | 第一樹まで | ●ビニル管(VP)
○ | ●排水用塩ビライニング鋼管
<input type="checkbox"/> ビニル管(VU) |
| | 樹間 | ●ビニル管(VP)
○ | <input type="checkbox"/> ビニル管(VU) |

- ビニル管(VP)はカラー管とする。
 ただし、露出配管以外の部分は、JISに規定の標準色とすることができる。

・2 洗面器等の排水管

- 洗面器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。
 大便器、小便器、洗面器及び掃除流しとの接続管はビニル管(VP)とする。
台所流し等の床上露出部分の配管はビニル管(VP)でもよい。

・3 満水試験継手

- 取付け位置は図示による。

・4 放流納付金等

- 要(○本工事 ○別途工事) 不要

● 給湯設備

○1 配管材料

- 給湯用塩ビライニング鋼管 ステンレス管 ●架橋ポリエチレン管

・2 弁類

- JISまたはJV 5K 10K(図示部分)
ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする

○ 消火設備

・1 配管材料

- | | | | |
|-------|----|---|--------------------------|
| 屋内消火栓 | 一般 | <input type="checkbox"/> 鋼管(白管) | <input type="checkbox"/> |
| | 地中 | <input type="checkbox"/> 外面被覆鋼管(SGP-VS) | <input type="checkbox"/> |
| 連結送水管 | 一般 | <input type="checkbox"/> | |
| | 地中 | <input type="checkbox"/> | |

○ 厨房設備

・1 厨房用熱源

- 図示による。

・2 機器の機能等

- 図示による。

・3 機器の寸法

- 概略寸法とする。

○ ガス設備

・1 配管材料

- 都市ガスガス 事業者の供給規定による。
液化石油ガス 一般 鋼管(白管)
 地中 合成樹脂被覆鋼管

・2 充てん容器その他

- LPガス容器(貸与品) (●50kg ○20kg ○10kg)×()本
バルク貯槽 貯蔵量()kg

・3 集合装置

- 標準図(液化石油ガス容器廻り配管要領)による()本立て。

・4 転倒防止等

- 標準図(液化石油ガス容器転倒防止施工要領)の (a) (b) による。

・5 メーター

- 親メーター (○貸与品 ○)
子メーター (○買い取り ○)

・6 ガス漏れ警報器

- 本工事(設置場所は図示による。) 別途工事

・7 漏洩検知装置

- 要 不要

・8 電気防食

- 要 不要

・9 引込負担金等

- 要(○本工事 ○別途工事) 不要

○ 排水処理設備

・1 設備方式

- 排水再利用 厨房除害 浄化槽

・2 仕様等

- 図示による。

○ 雨水利用設備

・1 設備方式

- 図示による。

・2 配管材料

-

○ 改修・撤去工事

・1 撤去内容

- 図示による。

・2 化学物質の濃度測定

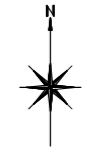
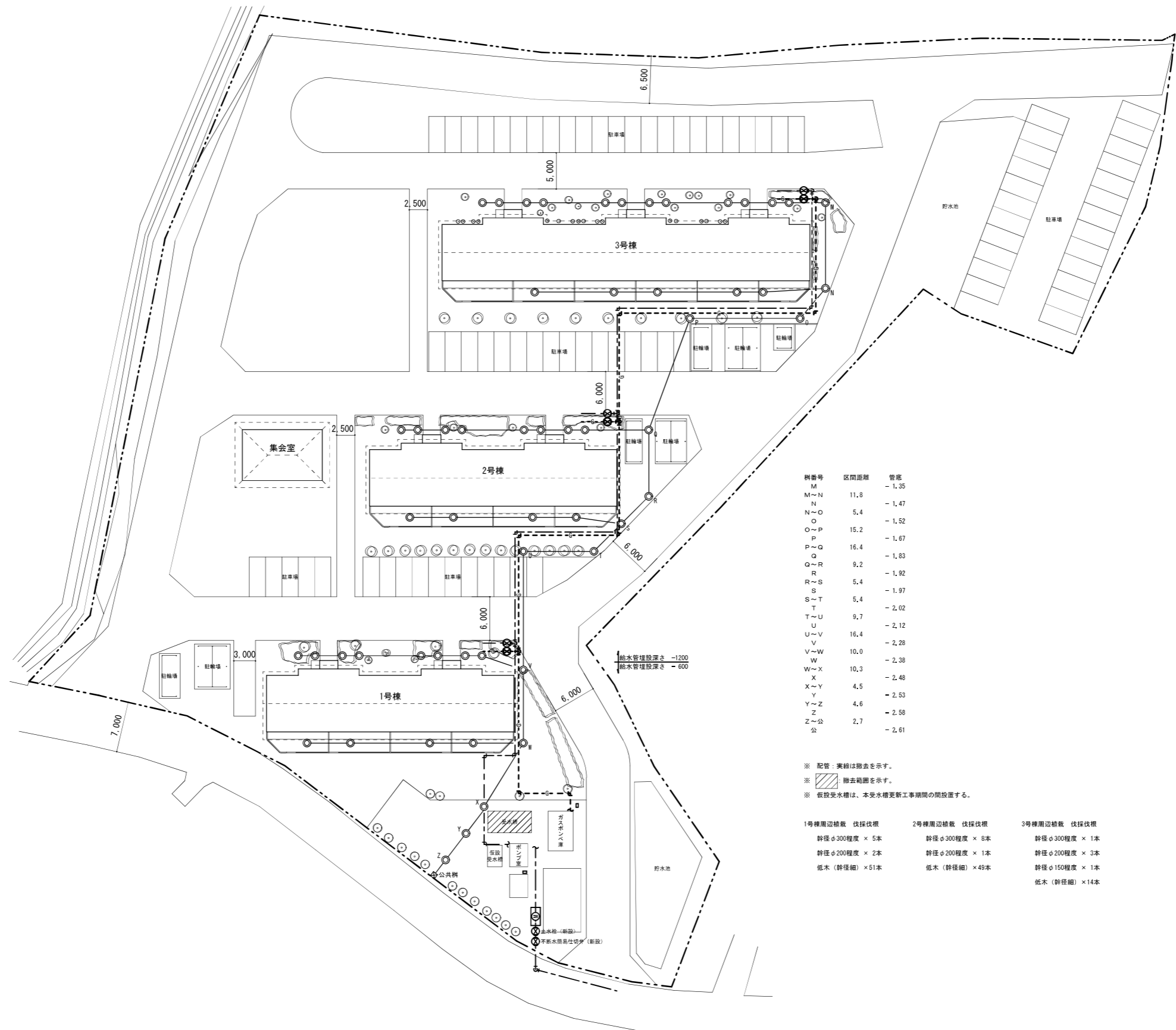
- 施工完了時に室内空気中の濃度測定を行い、測定結果をまとめて報告する。
 測定する化学物質の種類 ●ホルムアルデヒド ●トルエン ●キシレン ●エチルベンゼン ●スチレン ○パラジクロロベンゼン
 測定方法 パッシブ型採取機器により行う。
 測定対象室 図示による。
 測定箇所数 図示による。
 着工前の測定 行う 行わない

別表ー1 他工事との取り合い

工事内容	●印を適用する					
	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	塗装工事	昇降機設備工事	
仮設電力の引込み(分電盤・キュービクルまで)	●	○	○	○	○	○
仮設電力の引込み(分電盤・キュービクル以降)	●	●	●	○	○	○
仮設電力の電気料	●	●	●	●	●	○
本受電後の電気基本料金	○	●	○	○	○	○
本受電後引渡しまでの電気使用料	●	○	●	●	●	○
仮設水道の引込み(メーターまで)	●	○	○	○	○	○
仮設水道の引込み(メーター以降)	●	●	●	●	●	○
仮設水道及び本設後引き渡しまでの使用料	●	●	●	●	●	○
梁・壁・床の開口、貫通、埋込部のスリーブ・型枠(電気、機械の配管等)	○	○	○	○	○	○
すべての開口、貫通、埋込部の補強	●	○	○	○	○	○
屋上に設置する機器の基礎(電気及び機械機器)	○	○	○	○	○	○
屋内及び屋外に設置する機器の基礎(電気及び機械機器)	○	●	●	○	○	○
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の位置・差出し	○	●	●	○	○	○
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の開口部補強を要しない場合の切込み	○	●	●	○	○	○
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の開口部補強を要する場合の切込み	●	○	○	○	○	○
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の開口部補強	●	○	○	○	○	○
天井換気扇の取付	○	○	●	○	○	○
壁・窓用換気扇の取付	○	○	○	○	○	○
壁・窓用換気扇取付枠	○	○	○	○	○	○
点検口の取付(床・壁・天井・PS等)	○	○	○	○	○	○
防煙ダンパー	○	○	○	○	○	○
防煙ダンパー用煙感知器の配管・配線	○	○	○	○	○	○
床仕上げ材の穴あけ(フローリングブロック等)	○	○	○	○	○	○
ルーフドレイン及び縦どい(樹及び側溝までの配管)	○	○	○	○	○	○
配線ビット及び蓋	○	○	○	○	○	○
電極棒及びフロートスイッチ	○	○	○	○	○	○
自動扉、電動シャッター、電動スクリーン及び電動カーテン等2次側配線	○	○	○	○	○	○
機械設備の制御、操作盤への電源供給制御	○	○	○	○	○	○
機械設備の制御、操作盤の2次側配線	○	○	○	○	○	○
天井吊り形放熱器(FCU等)と操作スイッチとの配管・配線・接地工事	○	○	○	○	○	○
消火栓箱総合盤用穴あけ	○	○	○	○	○	○
設備機器のインターロックの配管・配線	○	○	○	○	○	○
電気設備のフェンス・金網	○	○	○	○	○	○
ガス漏れ警報器(単設型)	○	○	○	○	○	○
ガス漏れ警報器(集中監視型)	○	○	○	○	○	○
ガス漏れ警報器用器用コンセント	○	○	○	○	○	○

造り付け流し台	○	○	○	○	○	○
造り付け流し台排水トラップ	○	○	○	○	○	○
既製流し台及び排水トラップ(ガス台・洗面化粧台等を含む)	○	○	○	○	○	○
既製吊戸棚	○	○	○	○	○	○
鏡(姿見は建築工事)	○	○	○	○	○	○
昇降機の出入口開口の型枠	○	○	○	○	○	○
昇降機の乗場ボタン、インジケータ配管用スリーブ及び型枠	○	○	○	○	○	○
昇降機のビット内保守用コンセント	○	○	○	○	○	○
外壁取付ガラクリ、排煙口	○	○	○	○	○	○
体育館などの器具・安定器など取付下地金物	○	○	○	○	○	○
昇降機インターホンの配管・配線	○	○	○	○	○	○

工事名称	下町第二町営住宅給排水改修工事	
図面名称/縮尺	特記仕様書(その3)	図面番号
設計年月日	令和 7年10月 3日	M-03
設計者		
発注者	上三川町建築課	

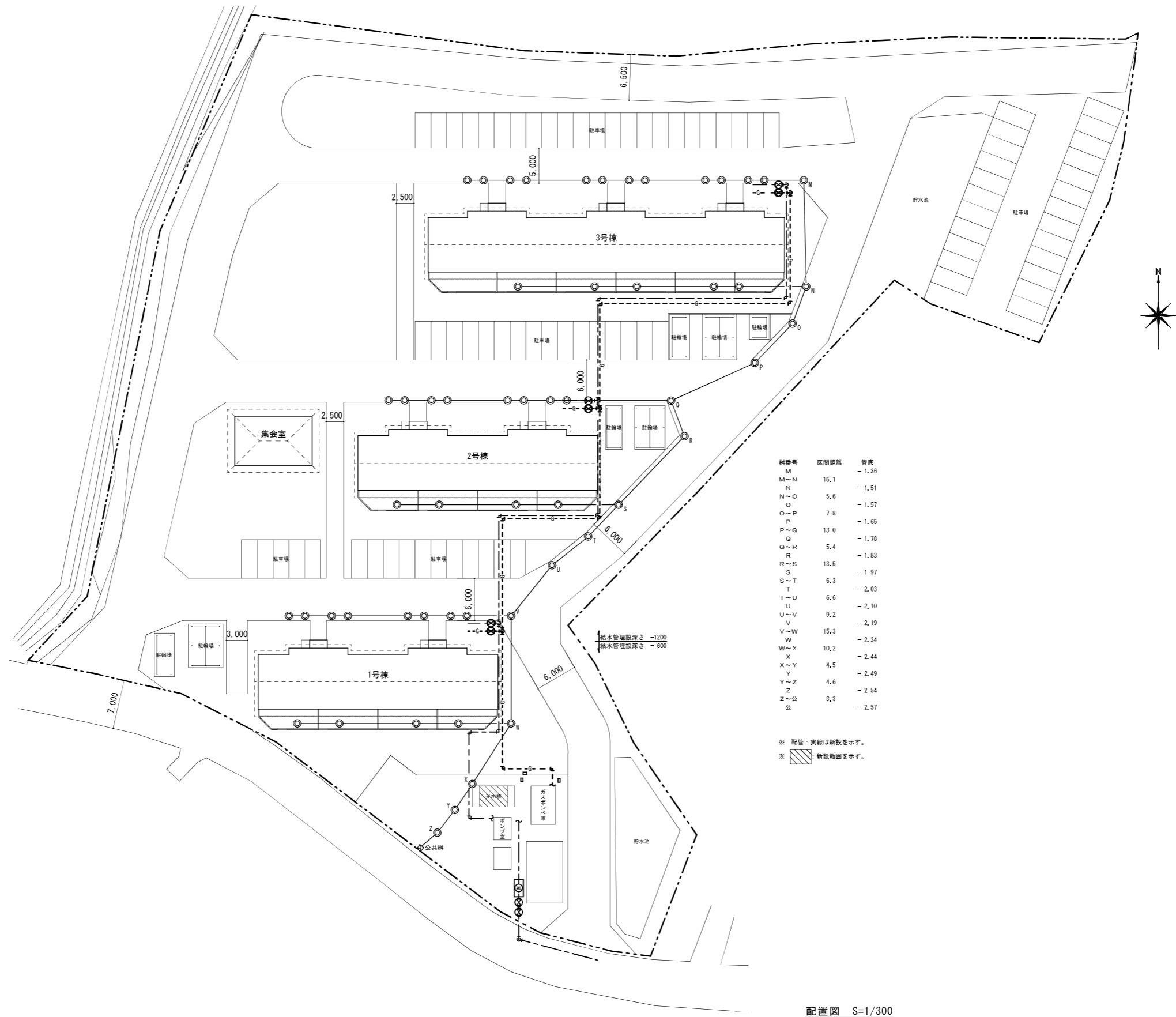


標高	区間距離	管底
M		- 1.35
M~N	11.8	
N		- 1.47
N~O	5.4	
O		- 1.52
O~P	15.2	
P		- 1.67
P~Q	16.4	
Q		- 1.83
Q~R	9.2	
R		- 1.92
R~S	5.4	
S		- 1.97
S~T	5.4	
T		- 2.02
T~U	9.7	
U		- 2.12
U~V	16.4	
V		- 2.28
V~W	10.0	
W		- 2.38
W~X	10.3	
X		- 2.48
X~Y	4.5	
Y		- 2.53
Y~Z	4.6	
Z		- 2.58
Z~公	2.7	
公		- 2.61

- ※ 配管：実線は撤去を示す。
- ※ 撤去範囲を示す。
- ※ 仮設受水槽は、本受水槽更新工事期間の間設置する。

1号棟周辺植栽 伐採伐根	2号棟周辺植栽 伐採伐根	3号棟周辺植栽 伐採伐根
幹径φ300程度 × 5本	幹径φ300程度 × 8本	幹径φ300程度 × 1本
幹径φ200程度 × 2本	幹径φ200程度 × 1本	幹径φ200程度 × 3本
低木(幹径細) × 51本	低木(幹径細) × 49本	幹径φ150程度 × 1本
		低木(幹径細) × 14本

配置図 S=1/300

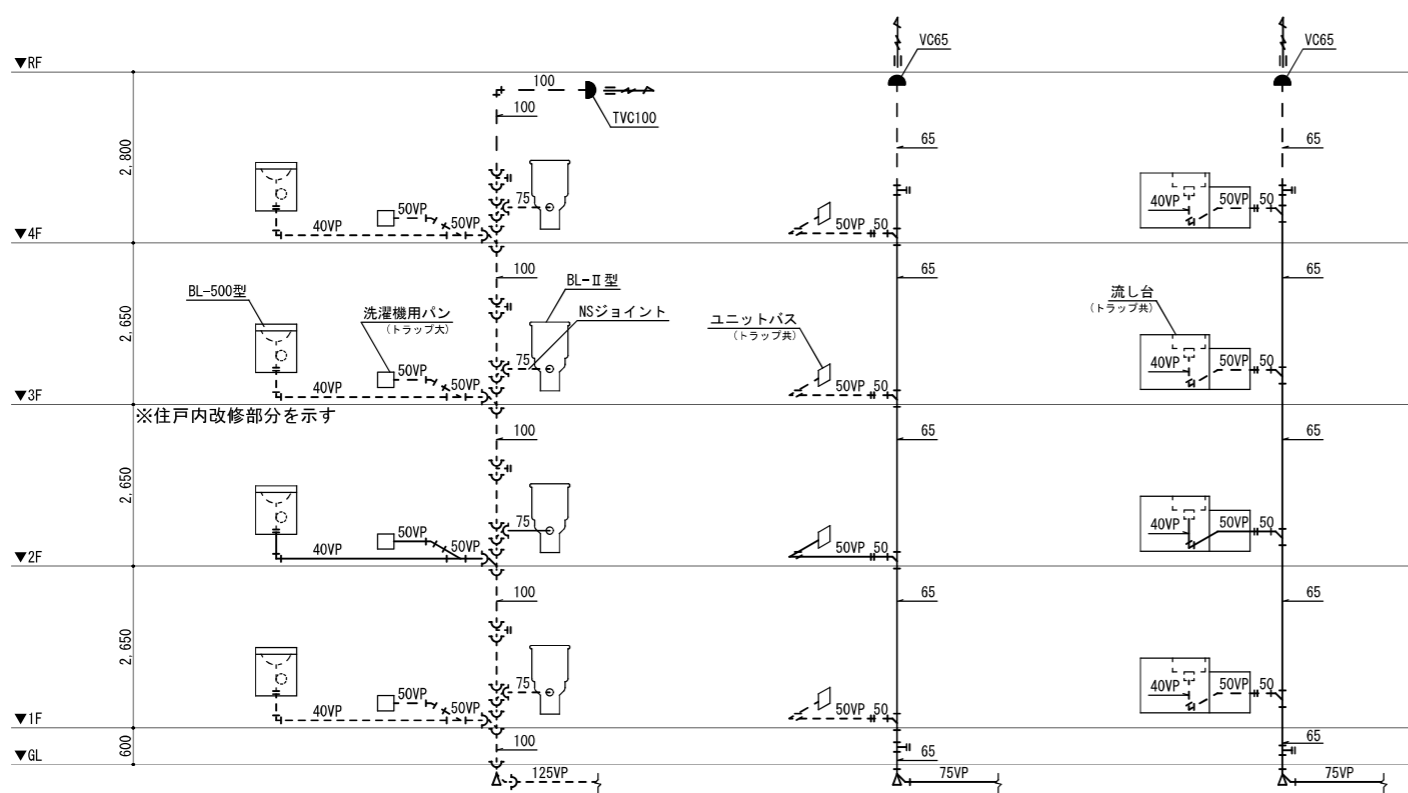


標番号	区間距離	管底
M		- 1.36
M~N	15.1	
N		- 1.51
N~O	5.6	
O		- 1.57
O~P	7.8	
P		- 1.65
P~Q	13.0	
Q		- 1.78
Q~R	5.4	
R		- 1.83
R~S	13.5	
S		- 1.97
S~T	6.3	
T		- 2.03
T~U	6.6	
U		- 2.10
U~V	9.2	
V		- 2.19
V~W	15.3	
W		- 2.34
W~X	10.2	
X		- 2.44
X~Y	4.5	
Y		- 2.49
Y~Z	4.6	
Z		- 2.54
Z~公	3.3	
公		- 2.57

※ 配管：実線は新設を示す。
 ※ 新設範囲を示す。

配置図 S=1/300

現況

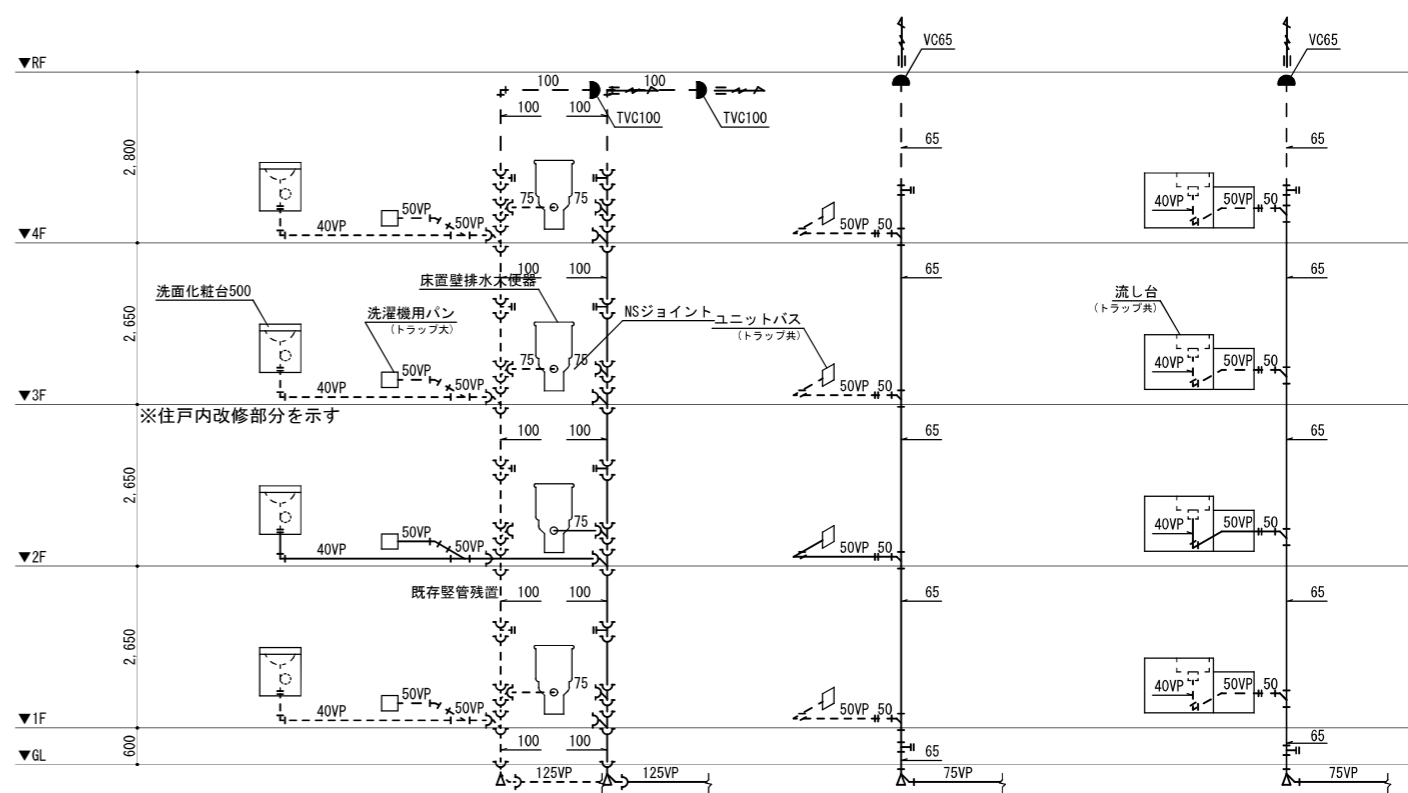


系統図【便所・脱衣室】

系統図【浴室】

系統図【台所】

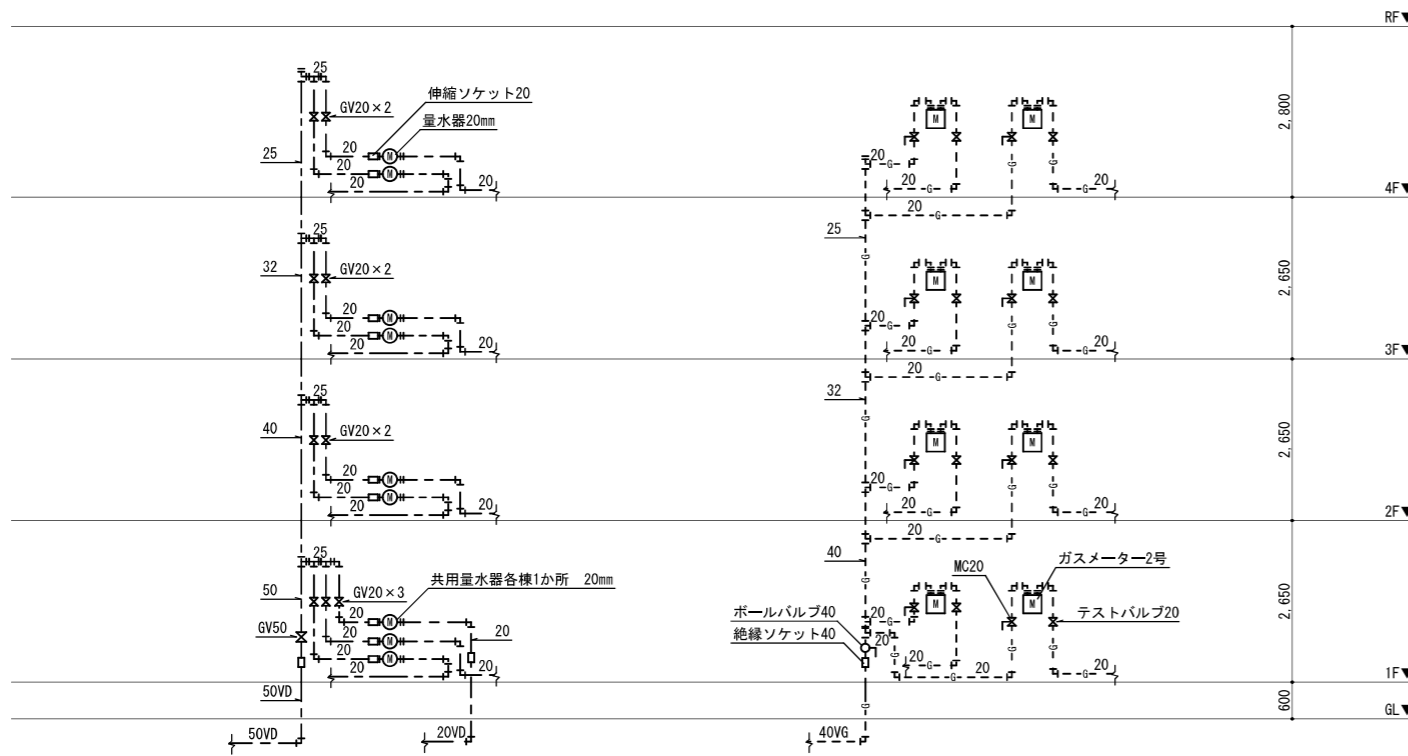
改修



系統図【便所・脱衣室】

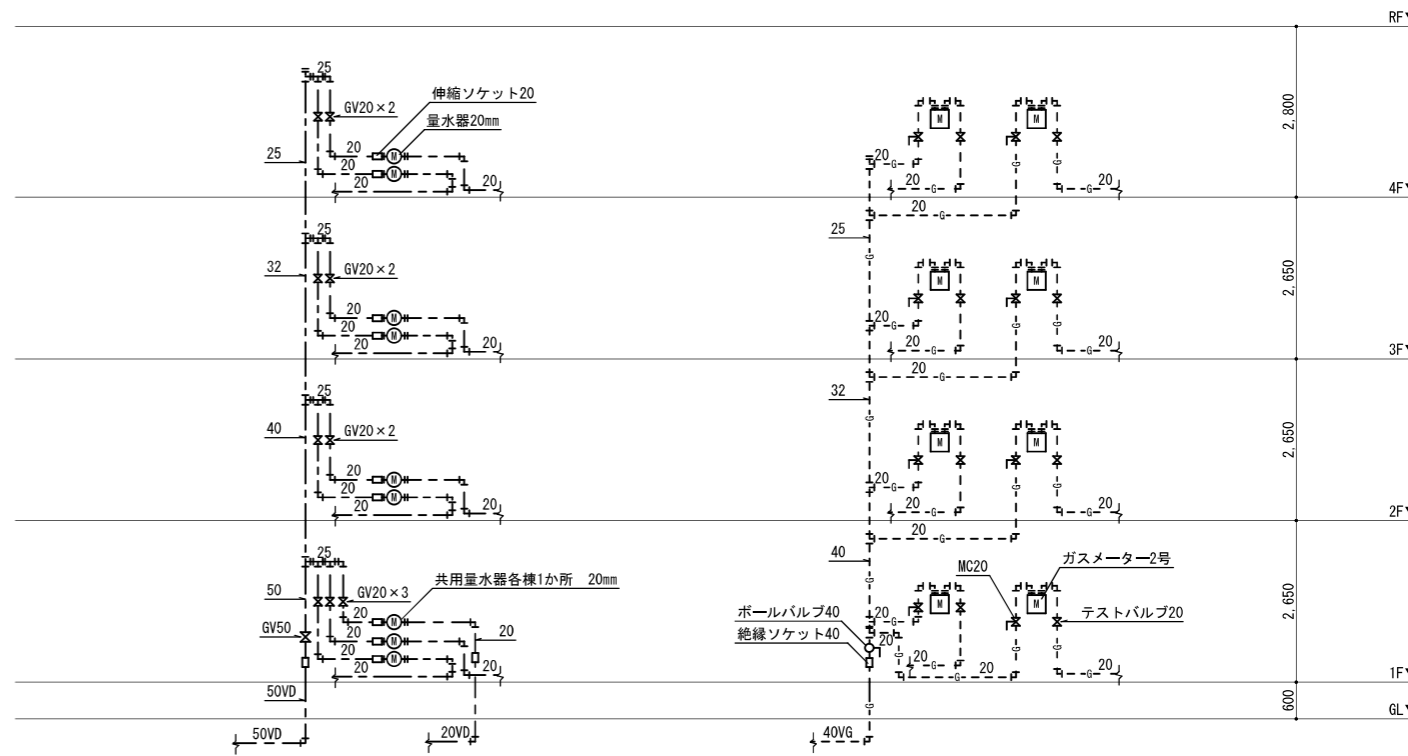
系統図【浴室】

系統図【台所】



系統図【PS (給水)】

系統図【PS (プロパンガス)】

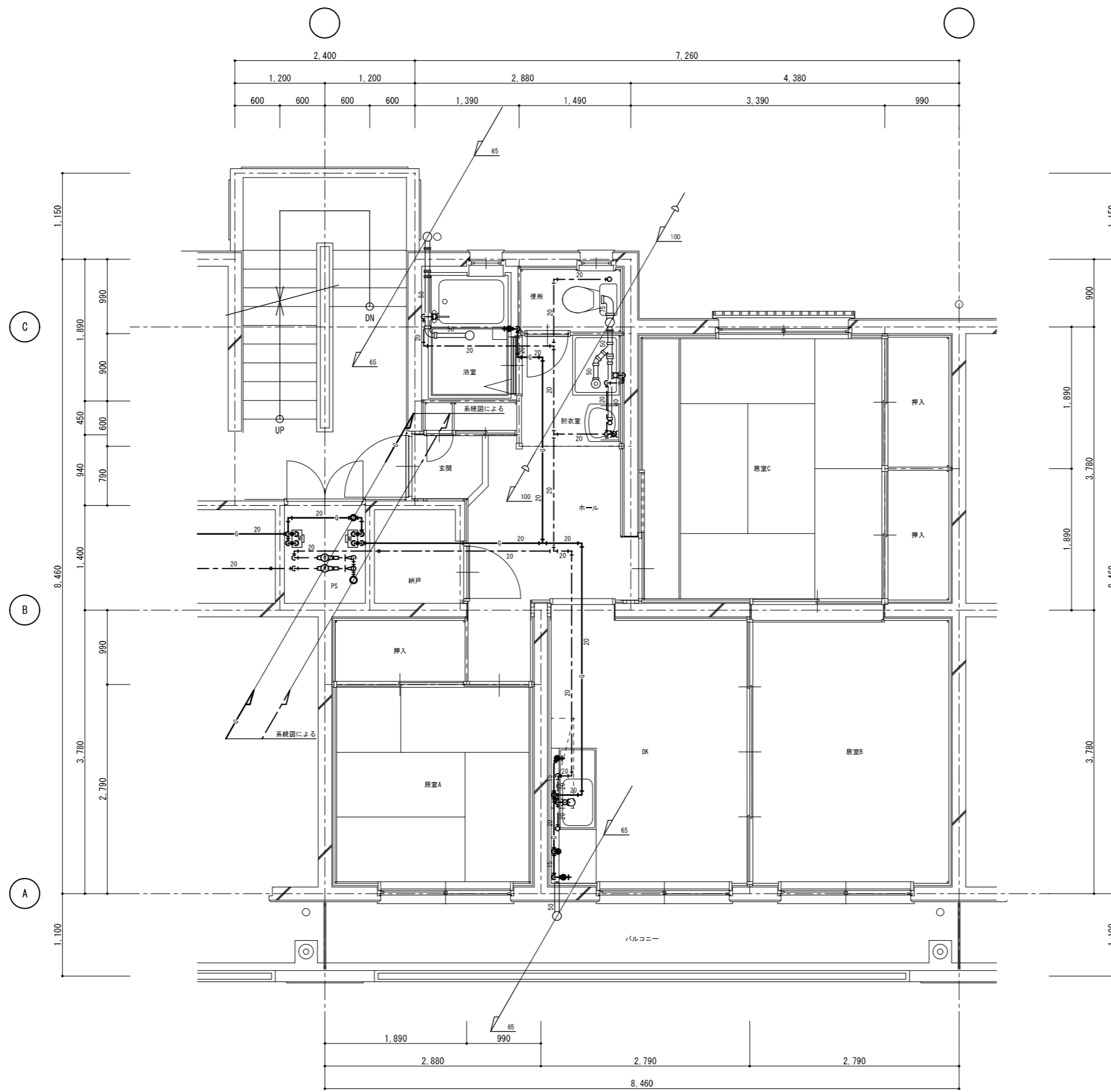


系統図【PS (給水)】

系統図【PS (プロパンガス)】

1号棟

現況

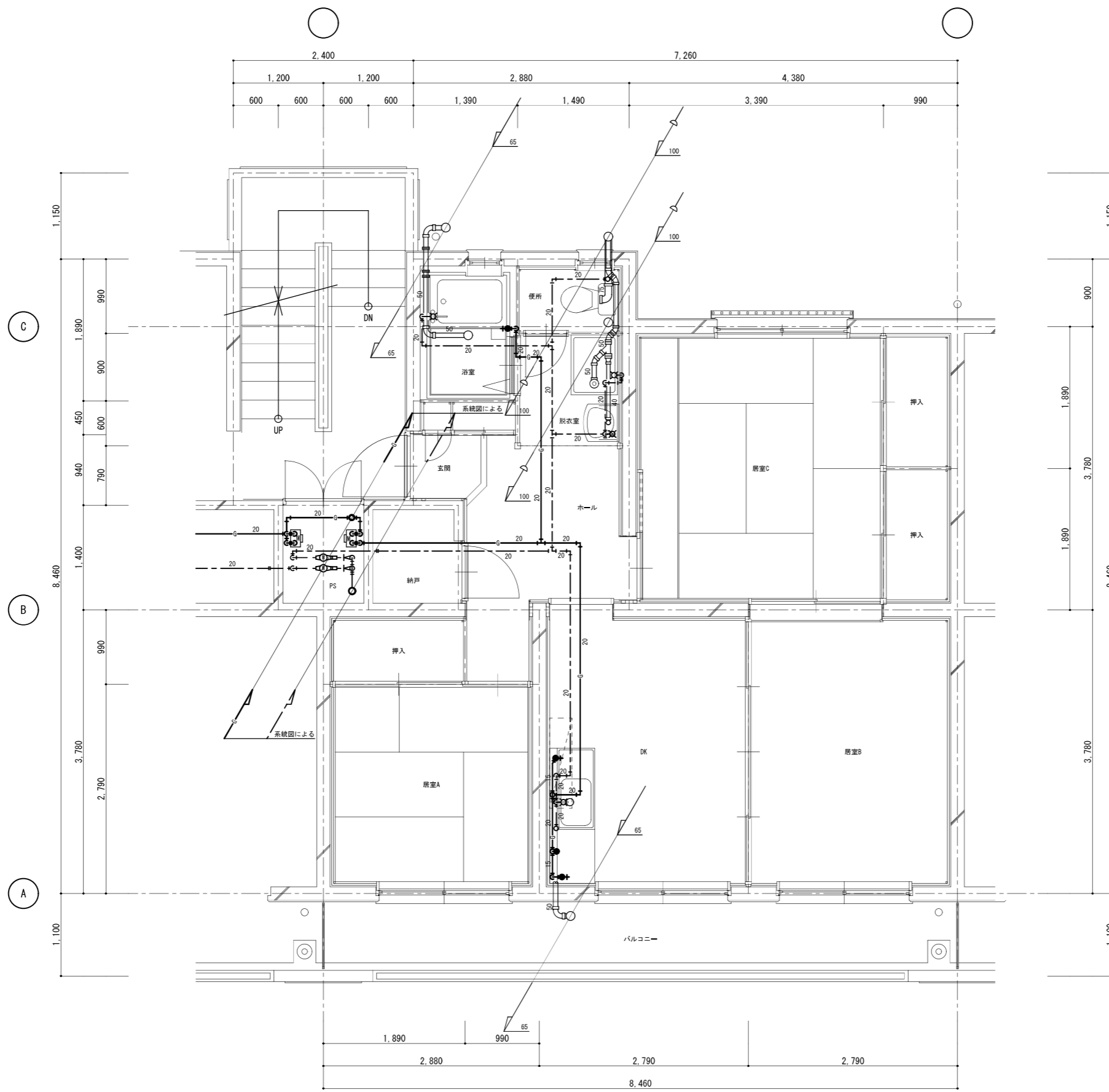


平面詳細図 S=1/30

CON. NAME 下町第二町営住宅給排水設備改修工事	DAY 2025年10月	
		P.T.C. NAME 1号棟 平面詳細図 (3DK)

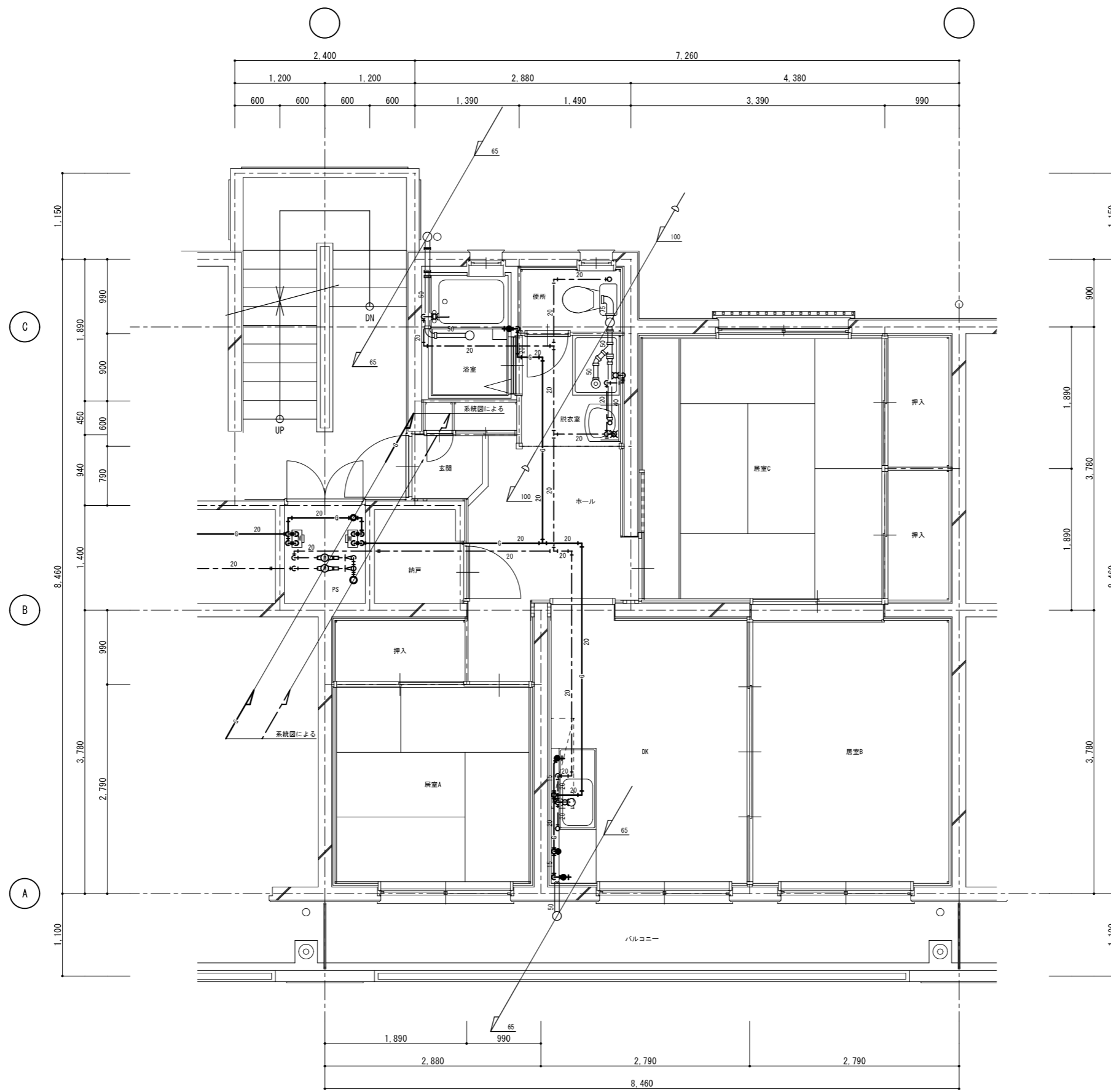
1号棟

改修



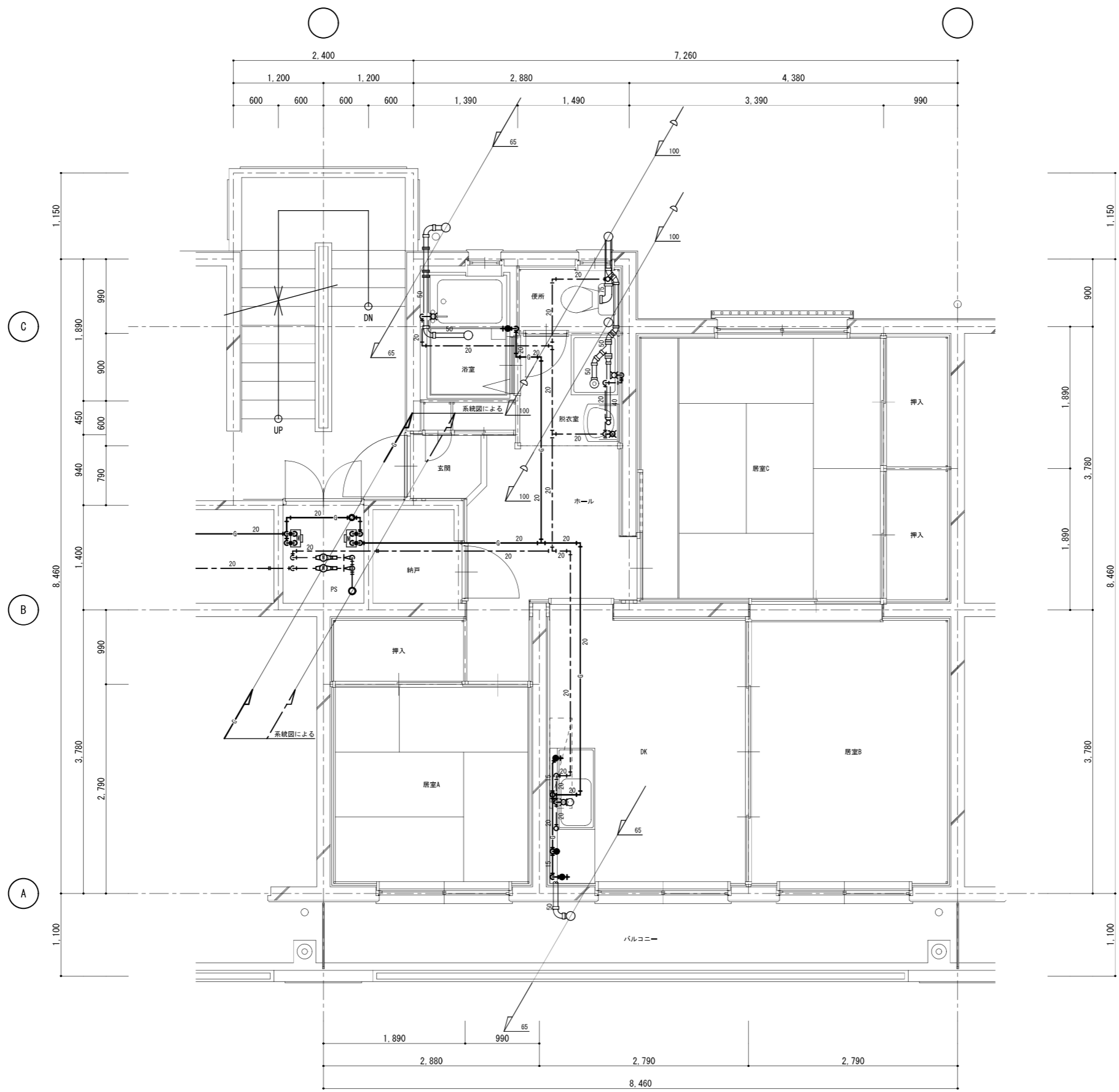
平面詳細図 S=1/30

CON. NAME 下町第二町営住宅給排水設備改修工事	DAY 2025年10月		
		SCALE 1/30	M-08
CHECK		P.T.C. NAME 1号棟 平面詳細図 (3DK)	



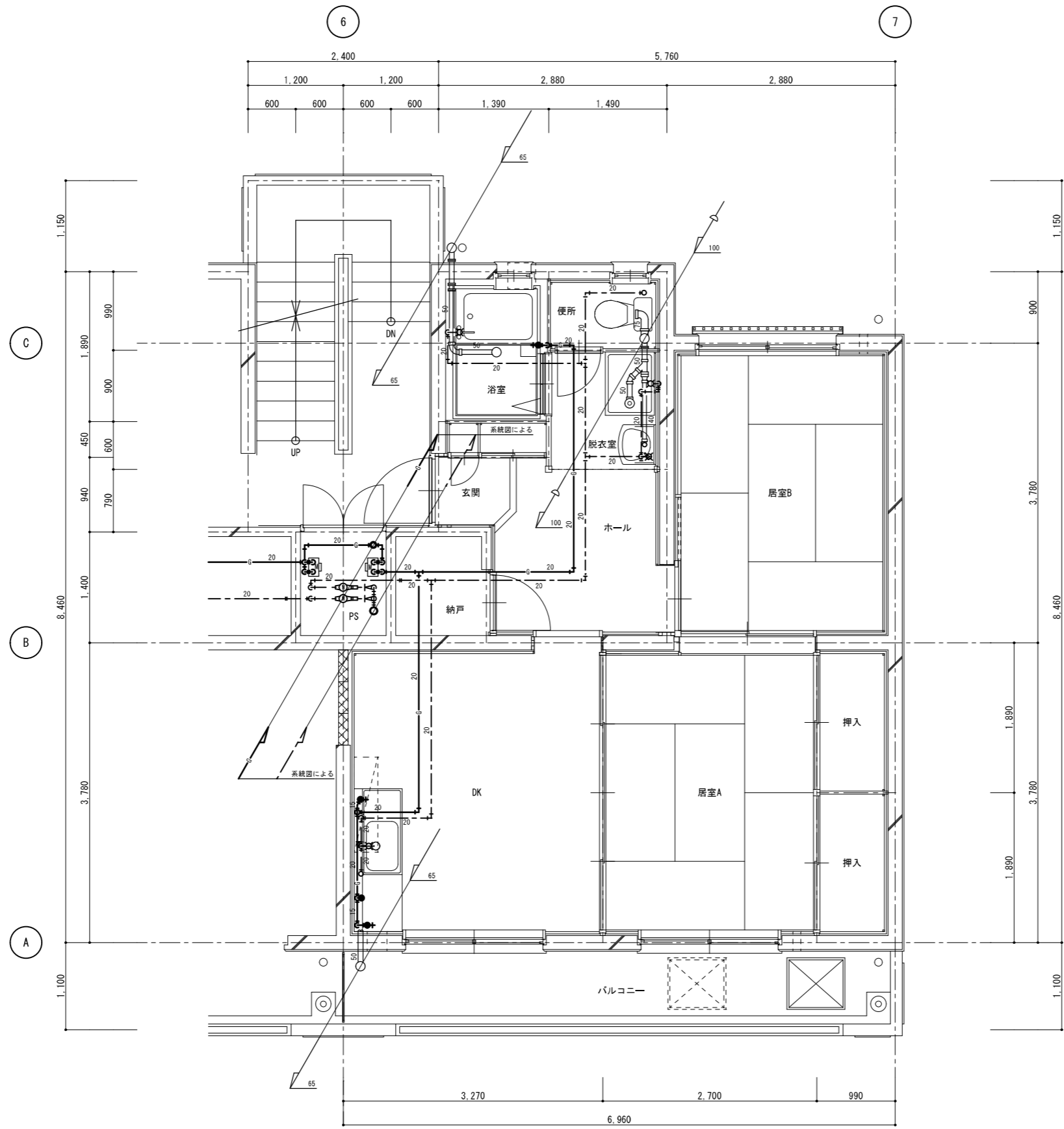
平面詳細図 S=1/30

CON. NAME 下町第二町営住宅給排水設備改修工事	DAY 2025年10月



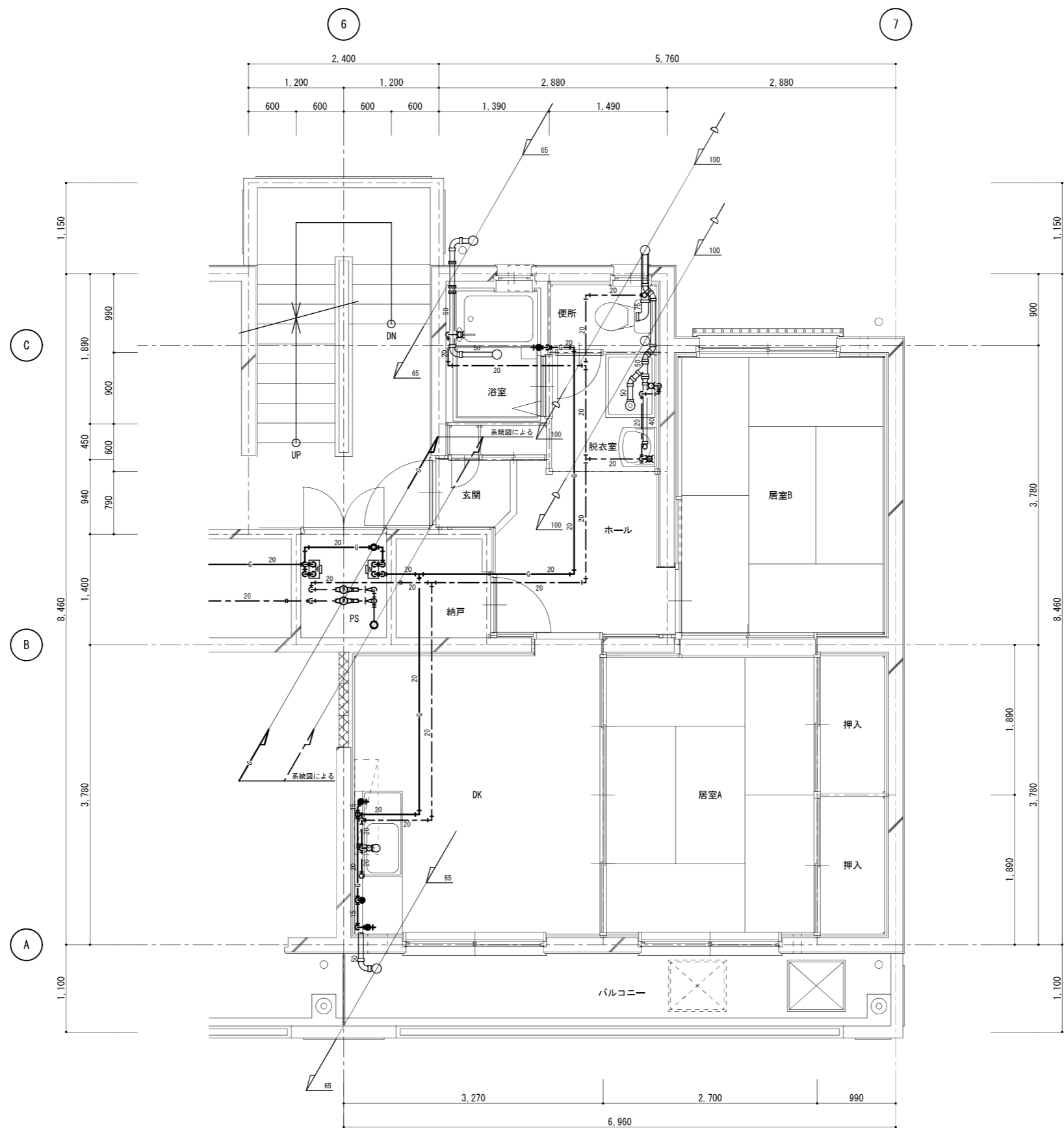
平面詳細図 S=1/30

CON. NAME	下町第二町営住宅給排水設備改修工事	DAY	2025年10月	
	P.T.C. NAME		2号棟 平面詳細図 (3DK)	SCALE



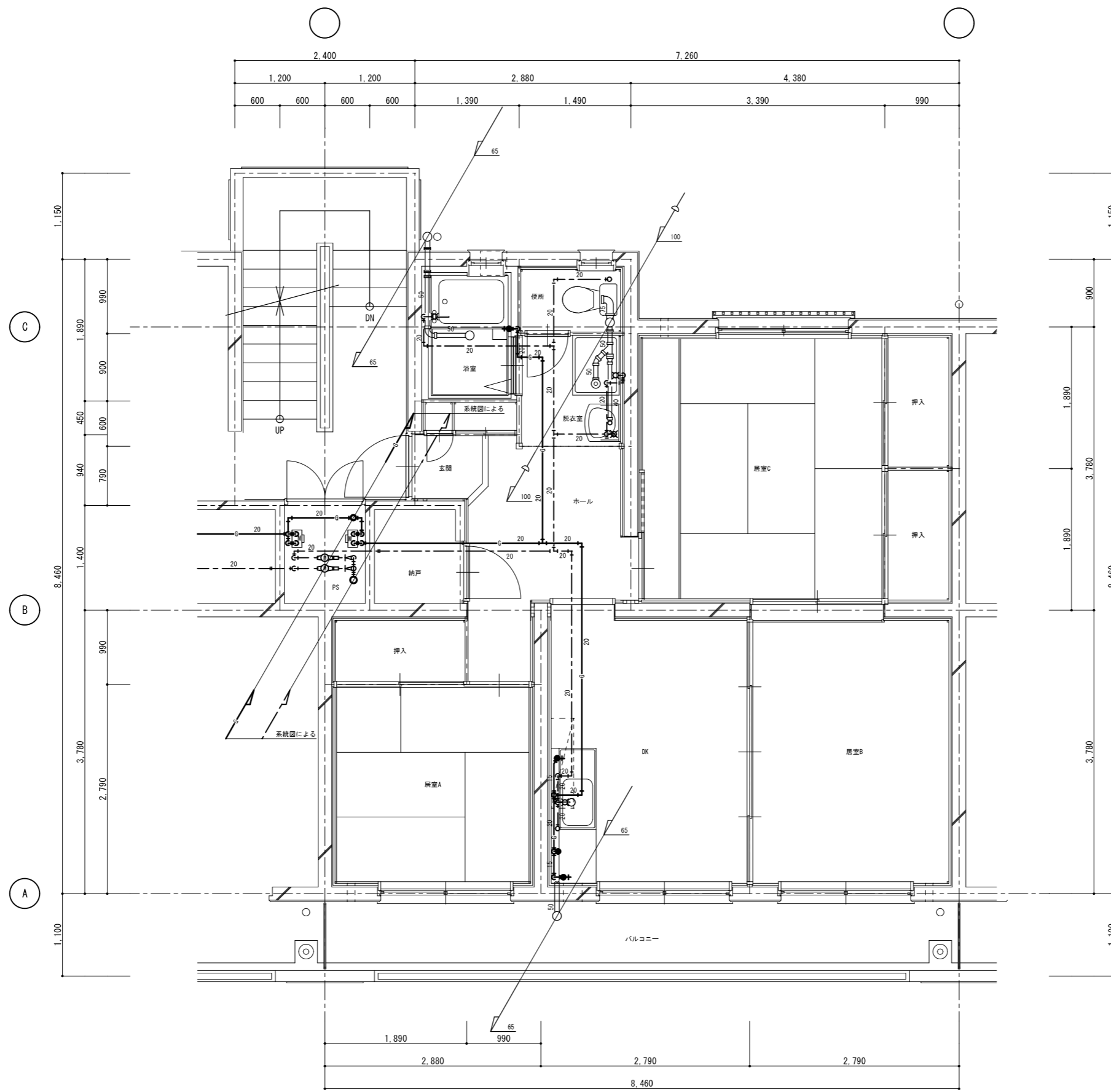
平面詳細図 S=1/30

CON. NAME 下町第二町営住宅給排水設備改修工事		DAY 2025年10月
P.T.C. NAME 3号棟 平面詳細図 (2DK)		SCALE 1/30
CHECK		M-11



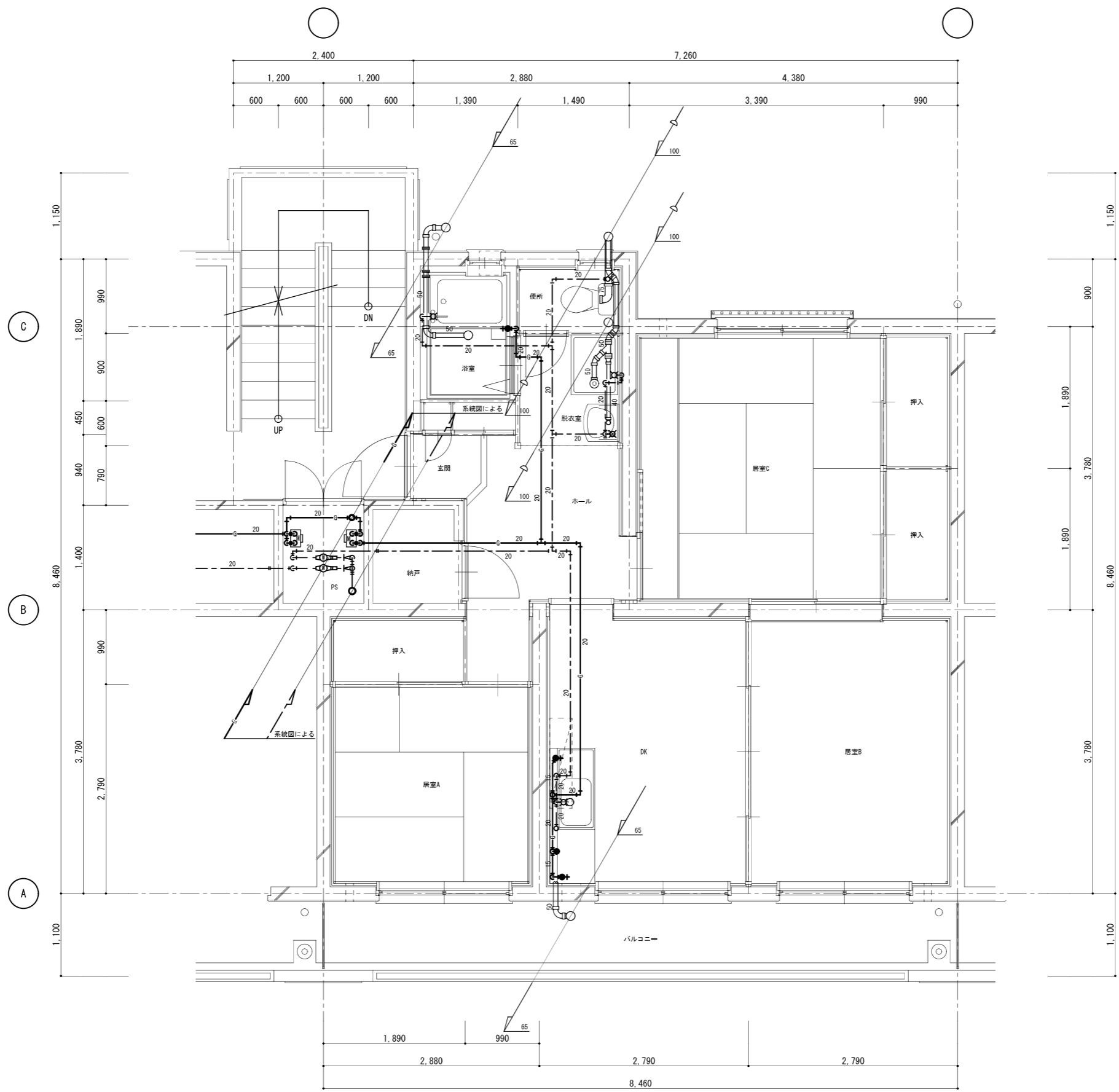
平面詳細図 S=1/30

		CHECK	CON. NAME	DAY
			下町第二町営住宅給排水設備改修工事	2025年10月
			PTC. NAME	SCALE
			3号棟 平面詳細図 (2DK)	1/30
				M-12



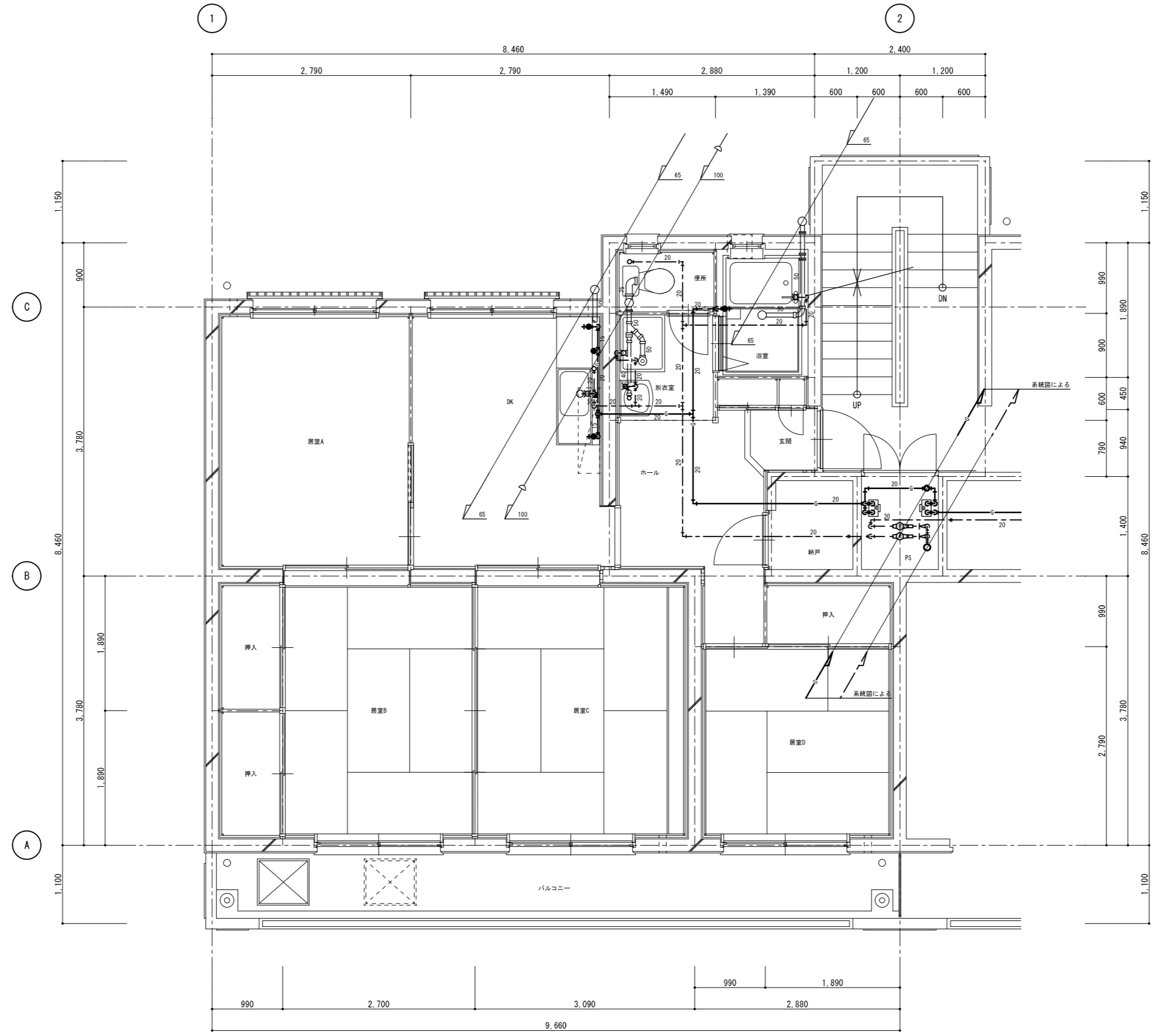
平面詳細図 S=1/30

CON. NAME 下町第二町営住宅給排水設備改修工事	DAY 2025年10月



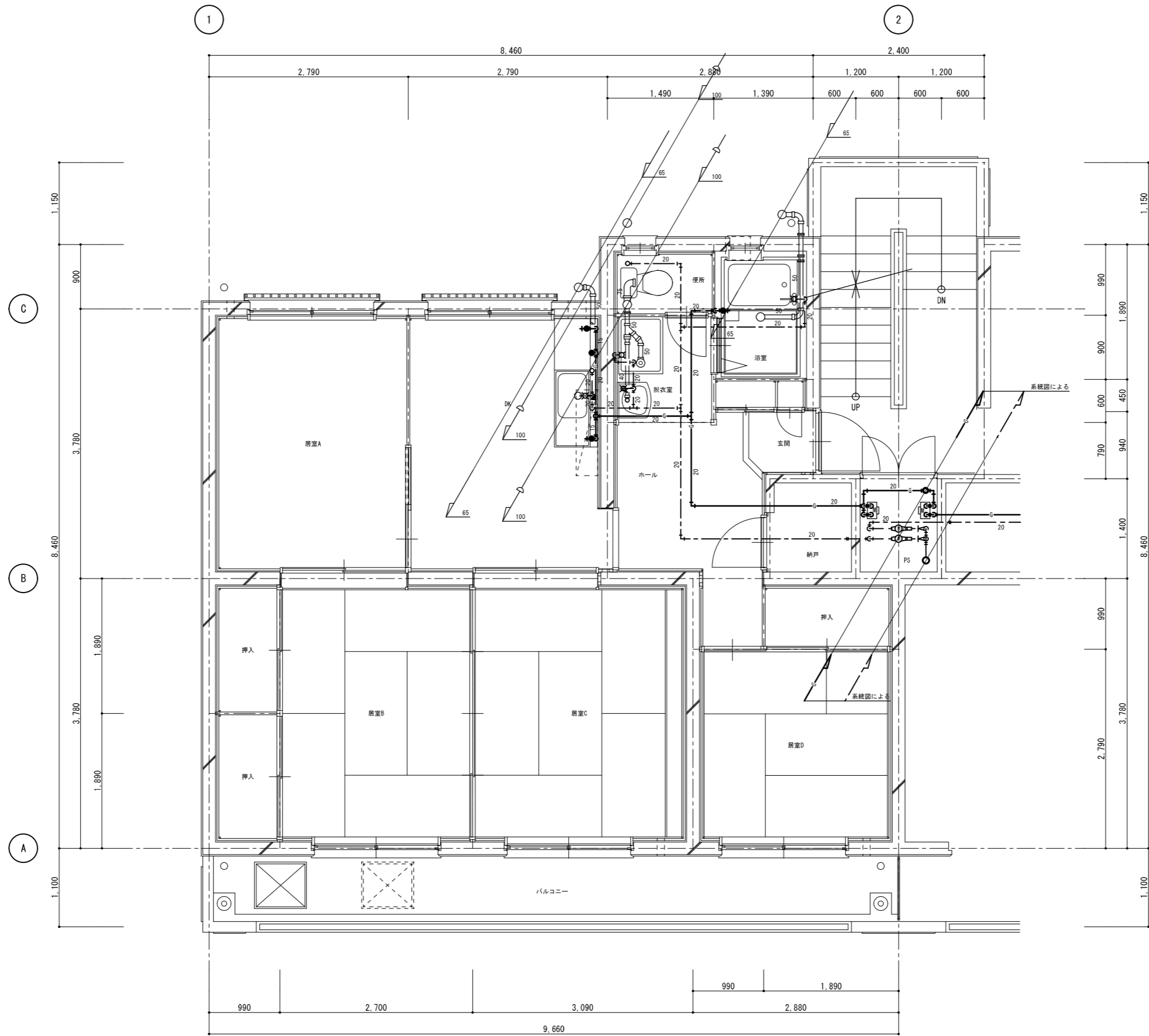
平面詳細図 S=1/30

CON. NAME	下町第二町営住宅給排水設備改修工事	DAY	2025年10月
	3号棟 平面詳細図 (3DK)		SCALE
CHECK		M-14	



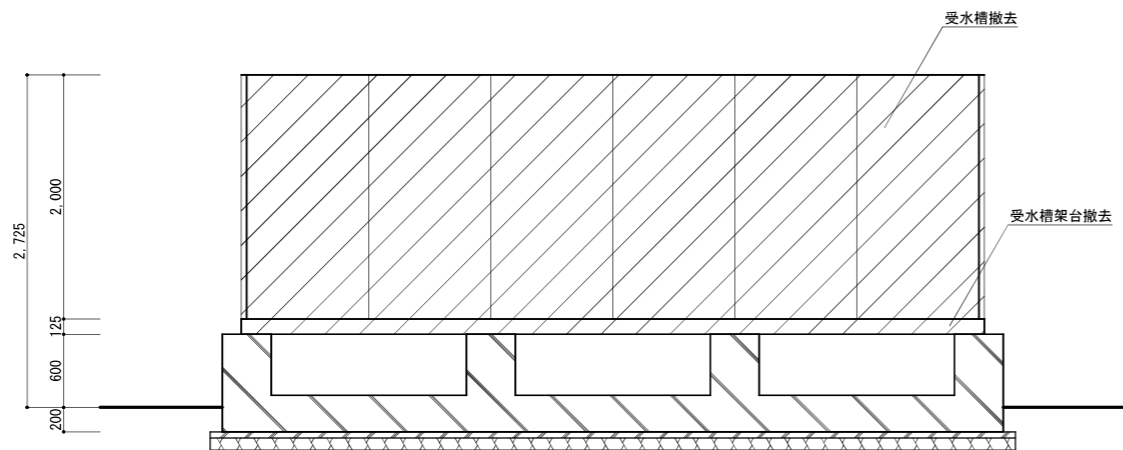
平面詳細図 S=1/30

CON. NAME 下町第二町営住宅給排水設備改修工事		DAY 2025年10月
P.T.C. NAME 3号棟 平面詳細図 (4DK)		SCALE 1/30
CHECK		M-15



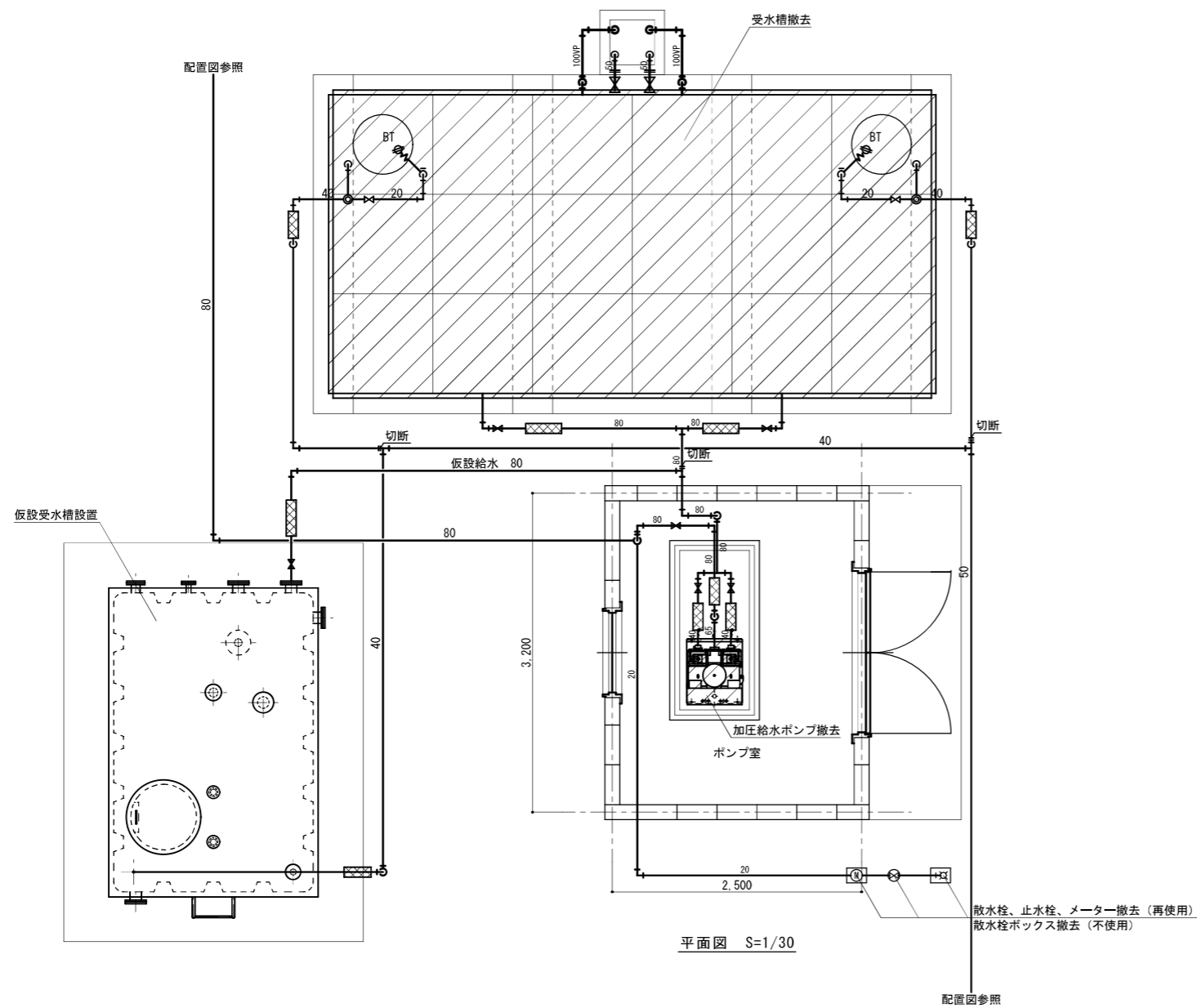
平面詳細図 S=1/30

		CHECK	CON. NAME 下町第二町営住宅給排水設備改修工事	DAY 2025年10月
			PTC. NAME 3号棟 平面詳細図 (4DK)	SCALE 1/30
				M-16

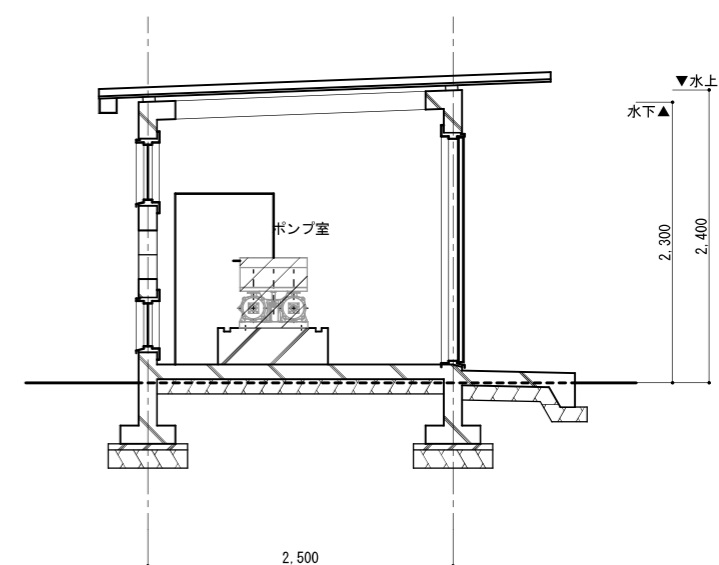


- 撤去
 - 受水槽 1基 撤去
FRP組立 サンドイッチ型 6,000L×3,000W×2,000H (36m³) 有効水量 30.6m³
 - 加圧給水ポンプ 1台 撤去
推定末端圧力一定給水方式 自動交互並列運転 40mm 65mm 0.04~0.56m³/min 30~57m 107kg

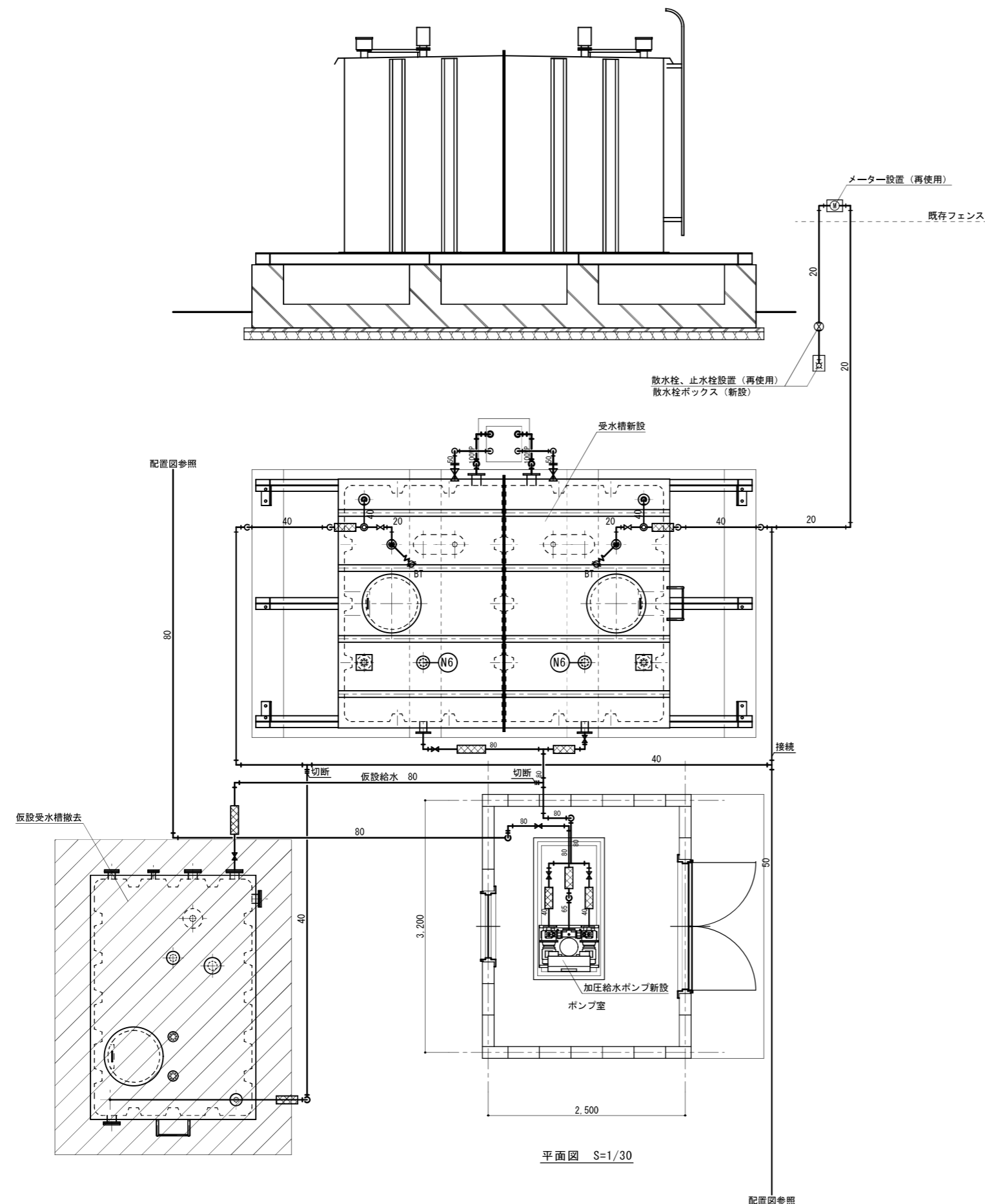
- 仮設据付
 - 仮設受水槽 1基 据付
鋼板製 一体型 2,000L×3,000W×2,175H 有効水量 9.0m³ 1,500kg
 - リース期間 1ヵ月 仮設架台及び養生鉄板共



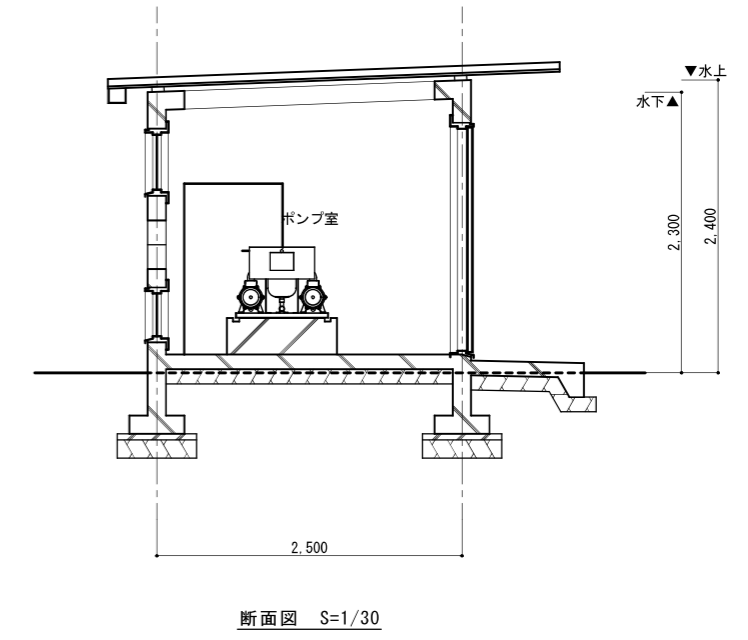
平面図 S=1/30



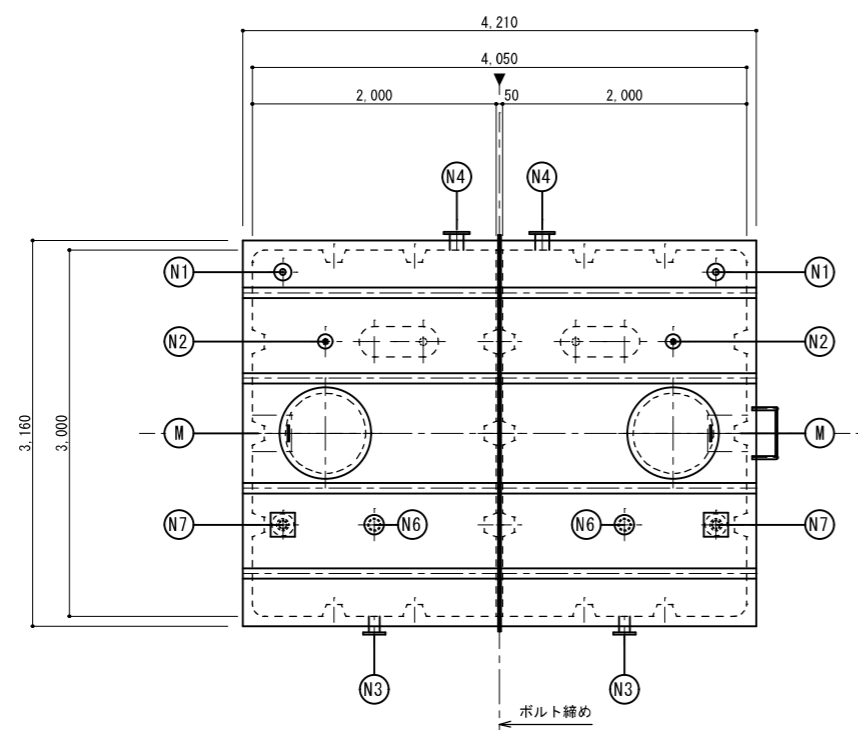
断面図 S=1/30



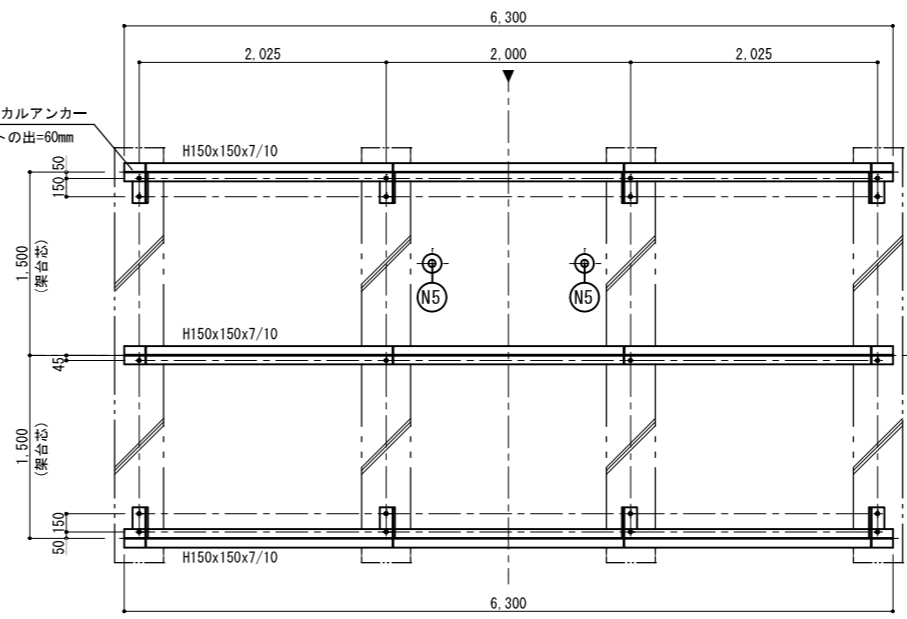
- 新設
 - 受水槽 1基 新設
鋼板製 一体型中仕切付 4,000L×3,000W×2,480H (29m³) 有効水量 19.2m³ 5,080kg
 - 加圧給水ポンプ 1台 新設
推定末端圧力一定給水方式 自動交互並列運転 40mm 50mm 249L/min 37m
- 仮設撤去
 - 仮設受水槽 1基 撤去
鋼板製 一体型 2,000L×3,000W×2,175H 有効水量 9.0m³ 1,500kg
 - リース期間 1ヵ月 仮設架台及び養生鉄板共



参考図



20-M16x200L ケミカルアンカー
基礎上面よりボルトの出=60mm

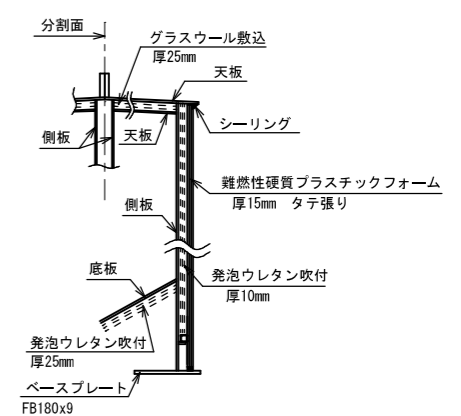
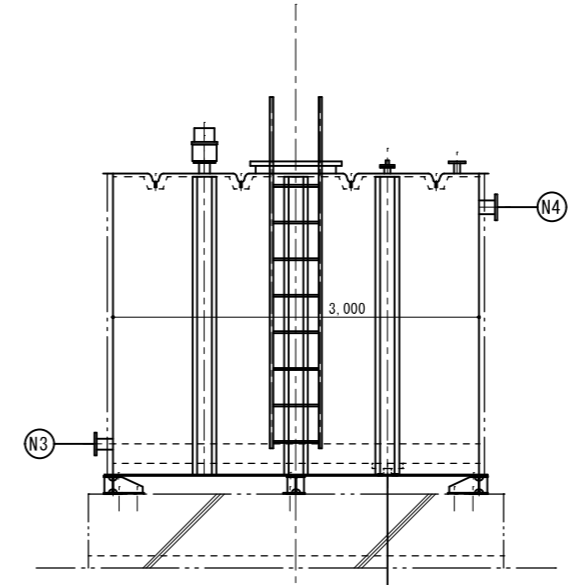
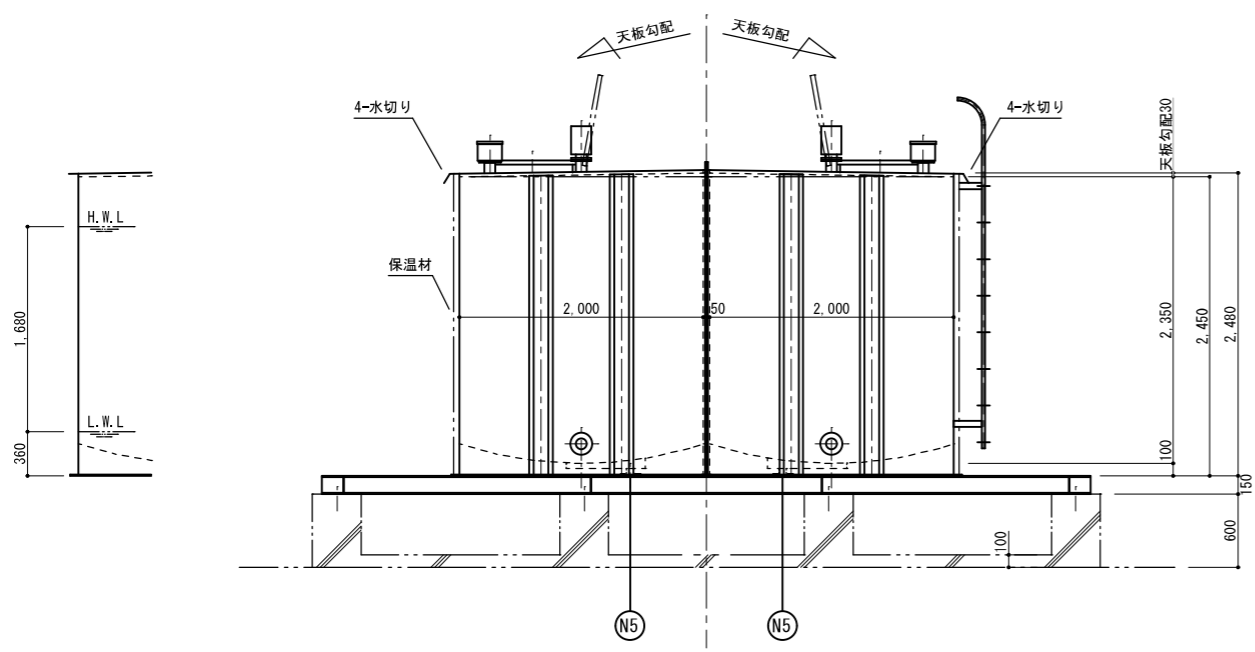


アンカーボルト位置図
(既設基礎使用) ※基礎寸法は、製作時実測のこと

ノズル表						
符号	名称	呼称	数	管材	継手	備考
N-1	給水口	40A	2	SUS304	JIS10KF	取付部付 (PVC)
N-2	給水口	50A	2	SUS304	JIS10KF	ボルトカップロ
N-3	揚水口	80A	2	SGP	JIS10KF	
N-4	溢水口	100A	2	SGP	JIS10KF	
N-5	排水口	50A	2	SGP	JIS10KF	
N-6	通気口	80A	2	SGP	JIS5KF	防虫網付 (PVC)
N-7	電極座	φ50	2	PVC	JIS10KF	防虫網・75φボルトナット付 (PVC)
M	マンホール	φ650	2	SS400	-	裏付カバー

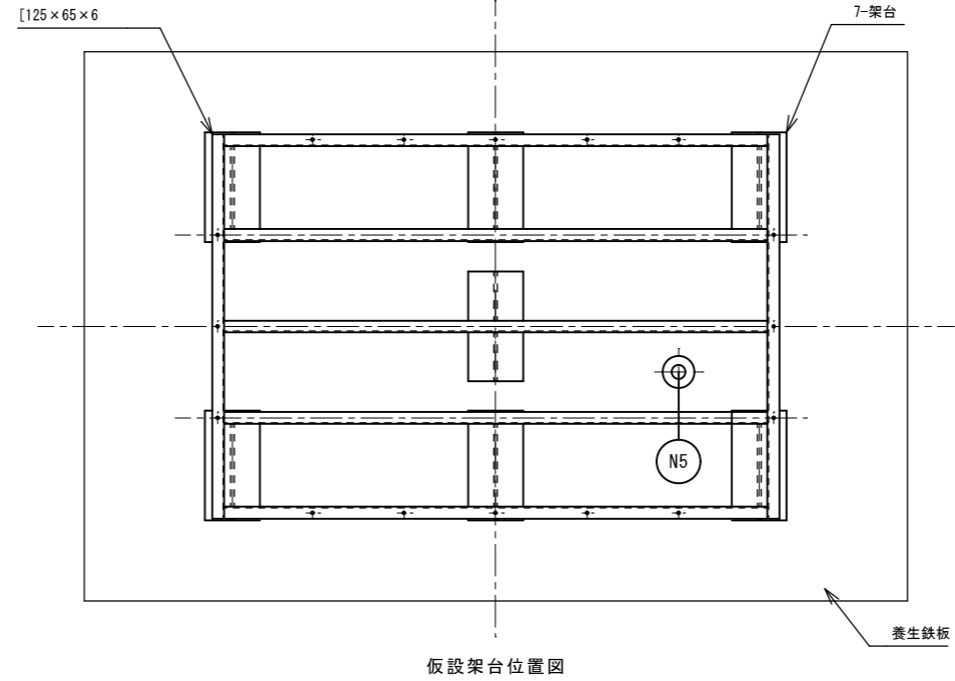
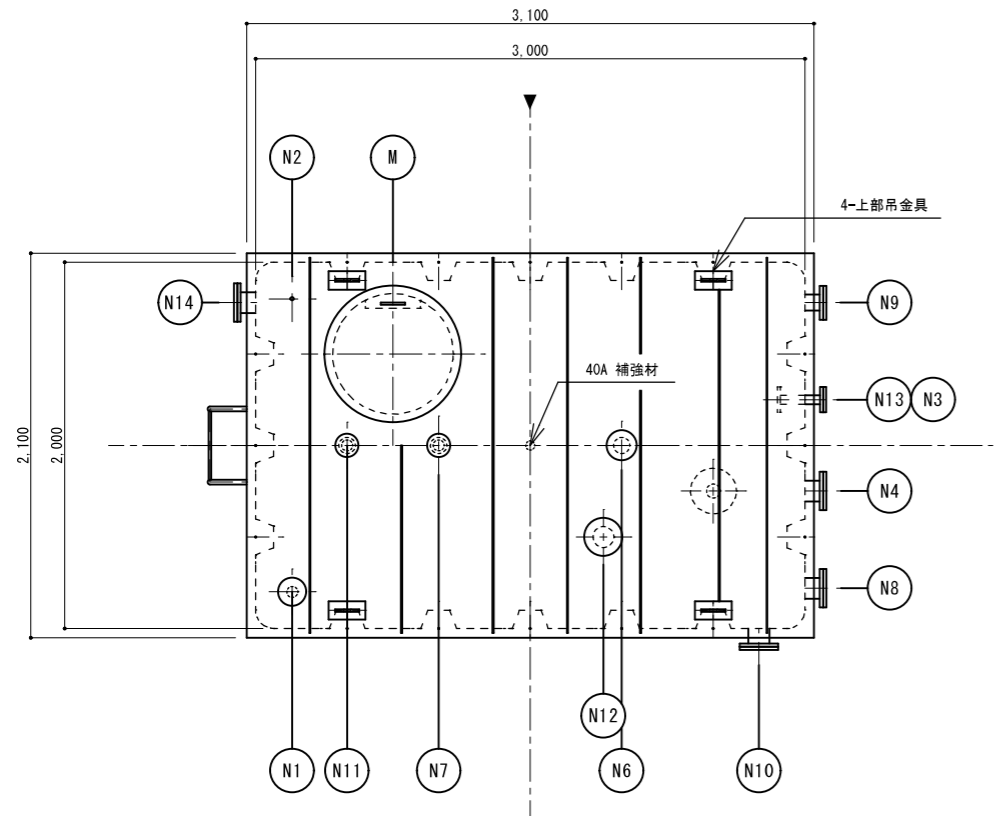
N7防波筒は透明とする
Mマンホールは内蓋付とする(合成樹脂製)
外面のフランジ材質はSS400とする

国土交通省告示構造基準適合品	
鋼板製一体型水槽	
槽の仕様	材質 SS400
	容量 呼称= 有効=19.2m ³
	板厚 天=6.0mm 側=4.5mm 底=6.0mm
	(JIS規格品使用)
	製品質量 5080kg (2540kg x 2槽)
	架台=660kg
防食仕様	材質 厚生労働省告示基準 適合エポキシ樹脂
	内面施工 加熱硬化型エポキシライニング
	NE-204 厚さ=0.4mm以上
	外面施工 加熱硬化型エポキシライニング
	NE-204 厚さ=0.2mm以上
	施工法 無溶剤型ホットエアレススプレー
外装色	アイジー標準色
	(分前側面は除く)
設計震度	KH=1.0 KV=0.5
内構子	合成樹脂製
外構子	SGPの上消融重合メッキ仕上 (HDZT49)
架台施工	SS400の上消融重合メッキ仕上 (HDZT49)
ボルト・ナット	水槽内部 気相部 SUS304 液相部 SUS304
	電極座及通気口 硬質塩化ビニル
	マンホール SUS304
	75φボルト・ナット SUS304
	その他の部分 (SS鋼材) 消融重合メッキ (HDZT49)



保温詳細図

参考図



ノズル表						
符号	名称	呼数	管材	継手	備考	
N-1	給水口	40A	1	SUS304	JIS10KF	閉止フランジ付
N-2	給水口	20A	1	SUS304	ニップル	ボールタップロキャップ付
N-3	揚水口	40A	1	SGP	JIS10KF	閉止フランジ付
N-4	溢水口	100A	1	SGP	JIS10KF	閉止フランジ付
N-5	排水口	65A	1	SGP	JIS10KF	
N-6	通気口	80A	1	SGP	JIS5KF	防虫網付 (PVC)
N-7	電極座	50A	1	SUS316	ソケット	カバー付 (PVC)
N-8	揚水口	100A	1	SGP	JIS10KF	閉止フランジ付
N-9	予備口	80A	1	SGP	JIS10KF	閉止フランジ付
N-10	揚水口	100A	1	SGP	JIS10KF	閉止フランジ付
N-11	電極座	50A	1	SUS316	ソケット	プラグ付
N-12	給水口	100A	1	SGP	JIS10KF	閉止フランジ付
N-13	給水口	40A	1	SUS304	JIS10KF	閉止フランジ付
N-14	揚水口	100A	1	SUS304	JIS10KF	閉止フランジ付
M	マンホール	φ650	1	SS400	-	蓋付カバー

槽の仕様	国土交通省告示構造基準適合品		
	鋼板製一体型水槽		
材質	SS400		
容量	呼称=	有効=9m ³	
板厚	天=3.2mm側=3.2mm底=4.5mm		
(JIS規格品使用)			
製品質量	1500kg		
材質	厚生労働省告示基準 適合エポキシ樹脂		
内面施工	加熱硬化型エポキシライニング		
	NE-204	厚サ=0.4mm以上	
外面施工	加熱硬化型エポキシライニング		
	NE-204	厚サ=0.2mm以上	
施工法	無溶剤型ホットエアレススプレー		
内梯子	合成樹脂製		
外梯子	SGPの上溶融亜鉛メッキ仕上 (HDZT49)		
ボルト・ナット	水槽内部	気相部	合成樹脂製保護ボルト・ナット
		液相部	SUS304
	水槽外部	電極座及び通気口	硬質塩化ビニル
		マンホール	SUS304
		アンカーボルト・ナット	SUS304
その他の部分	(SS鋼材) 溶融亜鉛メッキ (HDZT49)		

No. 5

